

平成28年度
年金積立金管理運用独立行政法人
業務実績報告及び自己評価書

1． 当事務及び事業に関する基本情報									
I ― 1		管理運用の基本的な方針、運用の目標							

2. 主要な経年データ																
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等	達成目標	基準値	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度				2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度	
管理及び運用の具体的な方針の策定	少なくとも毎年 1 回検討	年 1 回	7 回（見直しの回数）	5 回（見直しの回数）						予算額（千円）						
										決算額（千円）						
各資産毎のベンチマーク収益率の確保※	各資産毎のベンチマーク収益率の確保	国内債券に対する超過収益率	－0.23%	＋0.05%						経常費用（千円）						
		国内株式に対する超過収益率	＋0.02%	＋0.20%						経常利益（千円）						
		外国債券に対する超過収益率	－0.58%	＋2.19%						行政サービス実施コスト（千円）						
		外国株式に対する超過収益率	＋0.03%	－0.41%						従事人員数		－	－	－	－	－
《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。																

※業務概況書において確定するため、今後変わりうる可能性があります。

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるも	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるも	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるも		第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針 平成27年4月に厚生労働大臣から示された第3期中期目標では、年金積立金の運用は、財政の現況及び見通しを踏まえ、保険給付に必要な流動性を確保しつつ、長期的に積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）1. 7%を最低限のリスクで確保することされた。第3期中期計画においては、平成26年10月に策定した基本ポートフォリオが引き続き効率的であることを確認し、第3期の基本ポートフォリオとして継続したところであるが、平成28年度においても引き続き効率的であることを確認し、当該基本ポートフォリオを継続した。	<評定と根拠> 評定：B 「管理・運用の基本的な方針、運用の目標」は、専ら被保険者の利益のために、年金積立金の運用を長期的な観点から安全かつ効率的に行い、各資産ごとにベンチマーク収益率を確保するよう努めることとされている。各資産ごとのベンチマーク収益率の確保という目標は、中期目標において設定されたものである。 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、安全かつ効率的に行うとされているのに対し、運用受託機関の選定、管理及び評価、ベンチマークの設定を実施し、業務方針については、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から適切に見直した。 各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めることとされているのに対し、ベンチマーク収益率に対する超過収益率については、4資産中3資産（内外債券、国内株式）について、プラスの超過収益率を確保することができ、マネジャーやマネジャー・ベンチマークの選択効果を示す個別資産要因においても＋0.33%となった。 なお、運用資産全体に係る収益率と複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオで加重したもの）との比較では、個別資産要因は＋0.33%となったものの、複合ベンチマーク収益率よ

	のであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的とし、年金積立金の管理及び運用の具体的方針を策定して行うこと。 また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようするための基本的な指針」（平成２６年７月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第一号。以下「積立金基本指針」という。）が平成２７年１０月１日から適用されることを踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行うこと。	のであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。 また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようするための基本的な指針」（平成２６年７月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省第一号。以下「積立金基本指針」という。）が平成２７年１０月１日から適用されることを踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行う。 このため、分散投資を基本として、管理運用主体（年金積立金管理運用独立行政法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団を	のであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。 また、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようするための基本的な指針」（平成２６年７月総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省第一号）（以下「積立金基本指針」という。）を踏まえ、その内容に従って年金積立金の管理及び運用を行う。 このため、分散投資を基本として、管理運用主体（年金積立金管理運用独立行政法人、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団を	第３期中期目標において、「年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源となるものであることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業の運営の安定に資することを目的とし、年金積立金の管理及び運用の具体的方針を策定して行うこと。」とされており、この中期目標を踏まえ、分散投資を基本として、長期的な観点から策定した基本ポートフォリオに沿って運用した。 年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針（運用目標に關すること、資産構成並びに管理及び運用の手法に關すること、運用受託機関の管理に關すること、資産管理機関の管理に關すること、運用受託機関の選定及び評価等に關すること、自家運用に關すること等、以下、「業務方針」という。）については、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から、次の見直しを行い、平成２８年４月１日付け、平成２８年８月１８日付け、平成２８年９月８日付け、平成２９年２月３日付け及び平成２９年３月１日付けで改正を実施し、定期的に運用委員会に報告するとともに、それぞれホームページにおいて公表した。 《主な改正事項》 （平成２８年４月１日改正） マネジャー・エントリー制導入に併せて、運用受託機関の選定プロセス・総合評価基準、パッシブ・アクティブ運用の定義等の見直しに関する改正を行った。 （平成２８年８月１８日改正） スチュワードシップ責任に係る取組について、エンゲージメント活動、利益相反の弊害防止体制の整備を重点的に評価するとともに、外国株式においても「日本版スチュワードシップ・コード取組方針」に基づく適切な取組を求める改正を行った。 （平成２８年９月８日改正） 外国債券のレンディングを開始する改正を行った。 （平成２９年２月３日改正） 外貨建て短期資産ファンドを設定する改正を行った。 （平成２９年３月１日改正） 年金積立金管理運用独立行政法人法が改正されたことに伴い、自家運用の手段の一つにコール・ローン及び手形を加える改正を行った。	りもベンチマーク収益率の高かった国内株式及び外国株式が基本ポートフォリオに対して平均的にアンダーウエイトとなったこと等がマイナスに寄与し、資産配分要因が－０．６６％となった結果、全体では－０．３７％となった。 ４資産中３資産についてプラスの超過収益率を確保し、マネジャーやマネジャー・ベンチマークの選択効果を示す個別資産要因においても＋０．３３％となったことからBと評価する。
--	--	---	--	---	--

		いう。以下同じ。)が共同して、積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定め、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を策定し、年金積立金の運用を行う。 なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。	金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定め、これを参酌して、長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を策定し、年金積立金の運用を行う。 なお、その際には、年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を策定し、公表するとともに、平成28年度中に少なくとも1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。			
	2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法 (1) 運用の目標 年金積立金の運用は、厚生年金保険法第2条の4第1項及び国民年金法第4条の3第1項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、保険給付に必要な流動性を確保しつつ、長	2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法 (1) 運用の目標 年金積立金の運用は、厚生年金保険法第2条の4第1項及び国民年金法第4条の3第1項に規定する財政の現況及び見通しを踏まえ、保険給付に必要な流動性を確保しつつ、長期	2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法 (1) 運用の目標 ① 基本ポートフォリオに基づきリバランス等を行い、これを適切に管理する。 ② 運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、平成28年度における各	<評価の視点> (1) 各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率を確保するとともに、中期目標期間において、各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されているか。	2. 運用の目標、リスク管理及び運用手法 (1) 運用の目標 ① 年金積立金全体の資産構成割合が基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるようにリバランスを行い、適切に管理することとしている。 平成28度においては、乖離許容幅を超過することはなかった。 ② 【運用受託機関の選定】 運用受託機関の選定に当たっては、年金積立金の運用を受託するために必要な認可や年金資産の運用残高等満たすべき要件を定めて公募を実施することとしている。 外国株式運用及び国内株式パッシブ運用について、マネジャー・エントリー制を活用して公募を開始した。 i 外国株式運用	【評価の視点】 (1) 4資産中3資産（内外債券、国内株式）について、プラスの超過収益率を確保することができたものの、他の1資産（外国株式）についてはベンチマーク収益率を下回る結果となった。 国内債券については、+0.05%と概ねベンチマーク収益率並みの収益率を確保している。 国内株式については、+0.20%の超過収益率となった。市場全体が上昇する中でベンチマーク収益率に対して相対的に株価が冴えなかったディフェンシブセクター（食料品、医薬品、陸運）及び不動産をアンダーウエイトに、相対的に株価が好調であった機械、電気機器、非鉄金属、銀行セクターをオーバーウエイトとしていたことがプラスに寄与した。また、医薬品、小売、輸送用機器、サービス、その他金融、化学などのセクターにおける銘柄選択もプラスに寄与した。 外国債券については、+2.19%の超過収益率となった。エネル

	期的に積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）１．７％を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産構成割合（以下「基本ポートフォリオ」という。）を定め、これに基づき管理を行うこと。 その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮すること。 上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。 （２）ベンチマーク収益率の確保 各年度において、各資産ごとに、各々のベンチマーク収益率（市場平均収益率）を確保するよう努めるとともに、中期目標期間にお	的に積立金の実質的な運用利回り（積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。）１．７％を最低限のリスクで確保することを目標とし、この運用利回りを確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの基本ポートフォリオを定め、これを適切に管理する。 その際、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮する。 また、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施すること等により、各年度における各資産ごとのベンチマーク収益率を確保するよう努めるとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資	資産ごとのベンチマーク収益率を確保するとともに、中期目標期間においても各資産ごとのベンチマーク収益率を確保する。 ベンチマークについては、中期計画に基づく適切な市場指標を用いる。	（２）各年度において、各資産ごとのベンチマーク収益率が確保されるよう、運用受託機関の選定、管理及び評価を適切に実施しているか。また、運用受託機関の評価に際して、適切な評価指標を設け、評価を行い、評価結果に基づく必要な対応がとられているか。特にアクティブ運用について、適切な評価・分析が行われているか。 （３）各年度における各資産の収益率とベンチマーク収益率が乖離した場合には、ベンチマーク選択効果、運用受託機関選択効果を切り分ける等、当	公募：平成 28 年 4 月 18 日開始（締切期限なし） ii 国内国株式パッシブ運用 公募：平成 29 年 3 月 27 日開始（締切期限なし） 【運用受託機関の管理及び評価】 ア 運用受託機関の管理は、毎月 1 回、運用実績やリスクの状況について報告を求め、適宜必要な措置を行うこととしている。 選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保等のため、各運用受託機関ごとに運用方法等に係るガイドラインを提示し、その遵守が確保されているかを定期ミーティング等において報告を受ける等の方法により行っている。 平成 28 年度においては、定期ミーティングを実施したほか、毎月 1 回各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、問題点の有無を確認し、必要に応じ運用受託機関と協議するなど適切に対応した。 定期ミーティングを次のとおり実施した。 i 外国債券運用受託機関（26 ファンド）： 5 月 9 日～5 月 31 日 ii 国内債券運用受託機関（14 ファンド）： 7 月 21 日～7 月 28 日 iii 国内株式運用受託機関（26 ファンド）： 9 月 26 日～10 月 11 日 iv 外国株式運用受託機関（18 ファンド）： 9 月 26 日～10 月 7 日 イ 運用受託機関の評価については、定性評価（運用スタイルの根拠等の投資方針、戦略決定等の運用プロセス、組織・人材等）及び定量評価（パッシブ運用については超過収益率とトラッキングエラー、アクティブ運用については超過収益率とインフォメーション・レシオ）に基づき総合評価を行った。 また、評価に当たっては、事前に運用実績や運用受託機関の管理状況等を取りまとめ、各運用受託機関の問題点を確認した上で実施した。 ウ 総合評価結果により、以下の運用受託機関について解約、並びに資金の一部回収及び資金配分停止を行うこととした。 ・解約 →外国株式アクティブ運用受託機関 1 ファンド ・資金の一部回収及び資金配分停止 →国内債券パッシブ 1 ファンド →国内債券アクティブ 1 ファンド →国内株式パッシブ 4 ファンド →国内株式アクティブ 1 ファンド	ギーセクターの混乱が収束する等、社債等の非国債商品のパフォーマンスが国債に比べて好調だったことから、同商品をオーバーウエイトしていたことが国債で構成される評価ベンチマークに対してプラスに寄与した。また、為替市場において米ドル高・ユーロ安が進んだ中、ベンチマークよりも米ドルをオーバーウエイト、ユーロをアンダーウエイトとしていたこともプラスに寄与した。 外国株式については、－0.41％の超過収益率となった。クオリティ重視でベンチマークに比べてアンダーウエイトしていた銀行セクター、素材セクター（主に鉱業）及びエネルギーセクター（主に石油ガス燃料）の株価が平成 28 年 6 月の Brexit 及び 11 月の米国大統領選（トランプ大統領当選）後に大幅上昇したことがマイナス寄与した。 （２） 業務方針に基づき、適切に運用受託機関等の管理及び評価を行った。また、アクティブ運用において多くのマネジャー・ベンチマークを採用している国内株式及び外国債券については、ベンチマーク選択効果、運用受託機関選択効果を切り分けた分析を行った。さらに前年度の課題であった国内債券及び外国債券においては、国内債券はベンチマーク並み、外国債券はプラスの超過収益率を確保しており、所期の目標を達成していると考える。 （３） 各運用受託機関等の運用状況について、毎月 1 回、報告を受けるとともに、ベンチマーク選択効果、運用受託機関選択効果を評価ベンチマークごとに切り分けた乖離についての分析を行うなど、適切に運用受託機関の管理等を行うことができたことから、所期の目標を達成していると考える。
--	--	---	---	--	---	--

	いて、各々のベンチマーク収益率を確保すること。 ベンチマークについては、市場を反映した構成であること、投資可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いること。 上記の事項は、効率的な運用を行うための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。	可能な有価証券により構成されていること、その指標の詳細が開示されていること等を勘案しつつ適切な市場指標を用いる。		該乖離についての分析が行われ、必要な対応がとられているか。 (4)ベンチマークについては、市場を反映した構成であること等を勘案した適切な市場指標を設定しているか。 (5)年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針については、少なくとも毎年1回検討を加え、必要に応じて速やかに見直しを行ったか。	→外国債券パッシブ 3ファンド →外国債券アクティブ 1ファンド →外国株式パッシブ 2ファンド エ 外国株式運用及び国内株式パッシブ運用において、マネジャー・エントリー制を活用した運用機関の公募を開始し（外国株式：平成28年4月28日公募開始（登録数319、情報提供数82の計401ファンド（平成29年3月末））、国内株式パッシブ：平成29年3月27日開始）、既存の運用受託機関とも同一条件で比較することで、競争を促すこととした。 オ 外国債券パッシブ運用において、運用手法の多様化等の観点から世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）のサブインデックスによるパッシブファンド（通貨別パッシブファンド）の運用を開始した。 カ スチュワードシップ責任に係る取組の評価基準を策定し、国内株式パッシブ運用受託機関の取組について入念な評価を実施した。評価において、利益相反の弊害防止措置等の取組が不十分と評価した一部の運用受託機関から資金回収を行った。 キ 平成25年度税制改正により、平成28年1月1日以降に支払いを受ける債券利子について源泉徴収を要しないこととされたことから、収益確保のため、外国債券ファンドにおける貸付運用（レンディング）を開始した（平成28年9月運用開始、収益額34億円）。 ク 自家運用に係る取引先の評価については、債券の売買の取引先としての証券会社並びに短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者に係る取引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ対策等について総合的な評価を行い、継続することに問題がないことを確認した（自家運用に係る取引先の評価については、第1.2.（2）【自家運用】において詳述。）。 自家運用に係る債券貸付運用先については、組織体制、事務処理能力及び収益についての評価を実施し、貸付運用先として継続することに問題がないことを確認した。 【平成28年度末時点】 ・NOMURA-BPI「除くABS」型パッシブファンド 貸付運用資産：3,300億円 収益額：1億円 ・NOMURA-BPI 国債型パッシブファンド 貸付運用資産：3兆4,000億円 収益額：7億円 ・キャッシュアウト等対応ファンド 貸付運用資産：7兆5,859億円 収益額：15億円	(4) 平成28年度は国内債券のベンチマークを物価連動国債を含んだ複合インデックスとする等、各資産のベンチマークについては適切な市場指標を設定しており、所期の目標を達成していると考える。 (5) 業務方針について、随時見直しを実施し、必要に応じて改正が行われており、所期の目標を達成していると考える。 〈課題と対応〉 外国株式において、ベンチマーク並みの収益率を確保することができなかったことから、マネジャー・ベンチマークの組み合わせ及び個別運用機関の運用状況等について引き続き検証する。
--	--	---	--	--	---	--

					【各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率】 平成２８年度の市場運用分の資産ごとのベンチマークに対する超過収益率は、次のとおりである。 ●平成２８年４月～平成２９年３月 （単位：％） <table><tr><th colspan="2"></th><th>超過収益率 （Ａ）－（Ｂ）</th></tr><tr><td rowspan="3">国内債券</td><td></td><td>+0.05</td></tr><tr><td>パッシブ運用</td><td>+0.02</td></tr><tr><td>アクティブ運用</td><td>+0.18</td></tr><tr><td rowspan="3">国内株式</td><td></td><td>+0.20</td></tr><tr><td>パッシブ運用</td><td>-0.04</td></tr><tr><td>アクティブ運用</td><td>+2.61</td></tr><tr><td rowspan="3">外国債券</td><td></td><td>+2.19</td></tr><tr><td>パッシブ運用</td><td>+0.05</td></tr><tr><td>アクティブ運用</td><td>+5.91</td></tr><tr><td rowspan="3">外国株式</td><td></td><td>-0.41</td></tr><tr><td>パッシブ運用</td><td>-0.01</td></tr><tr><td>アクティブ運用</td><td>-2.49</td></tr></table> 平成２８年度においては、国内債券、国内株式及び外国債券については、プラスの超過収益率となり、外国株式はマイナスの超過収益率となった。 国内債券については、+0.05％と概ねベンチマーク収益率並みの収益率を確保している。 国内株式については、+0.20％の超過収益率となった。市場全体が上昇する中でベンチマーク収益率に対して相対的に株価が冴えなかったディフェンシブセクター（食料品、医薬品、陸運）及び不動産をアンダーウエイトに、相対的に株価が好調であった機械、電気機器、非鉄金属、銀行セクターをオーバーウエイトとしていたことがプラスに寄与した。また、医薬品、小売、輸送用機器、サービス、その他金融、化学などのセクターにおける銘柄選択もプラスに寄与した。 外国債券については、+2.19％の超過収益率となった。エネルギーセクターの混乱が収束する等、社債等の非国債商品のパフォーマンスが国債に比べて好調だったことから、同商品をオーバーウエイトしていたことが国債で構成される評価ベンチマークに対してプラスに寄与した。また、為替市場において米ドル高・ユーロ安が進んだ中、ベンチマークよりも米ドルをオーバーウエイト、ユーロをアンダーウエイトとしていたこともプラスに寄与した。 外国株式については、-0.41％の超過収益率となった。クオリティ重視でベンチマークに比べてアンダーウエイトしていた銀行セクター、素材セクター（主に鉱業）及びエネルギーセクター（主に石油ガス燃料）の株価が平成２８年６月のBrexit及び１１月の米国大統領選（トランプ大統領当選）後に大幅上昇したことがマイナス寄与した。			超過収益率 （Ａ）－（Ｂ）	国内債券		+0.05	パッシブ運用	+0.02	アクティブ運用	+0.18	国内株式		+0.20	パッシブ運用	-0.04	アクティブ運用	+2.61	外国債券		+2.19	パッシブ運用	+0.05	アクティブ運用	+5.91	外国株式		-0.41	パッシブ運用	-0.01	アクティブ運用	-2.49	
		超過収益率 （Ａ）－（Ｂ）																																			
国内債券		+0.05																																			
	パッシブ運用	+0.02																																			
	アクティブ運用	+0.18																																			
国内株式		+0.20																																			
	パッシブ運用	-0.04																																			
	アクティブ運用	+2.61																																			
外国債券		+2.19																																			
	パッシブ運用	+0.05																																			
	アクティブ運用	+5.91																																			
外国株式		-0.41																																			
	パッシブ運用	-0.01																																			
	アクティブ運用	-2.49																																			

●運用受託機関選択効果であるファンド要因及びマネジャー・ベンチマーク選択効果であるベンチマーク要因は、次のとおりである。

	ファンド要因 ①	ベンチマーク 要因②	その他要因 ③	超過収益率 ①+②+③
国内債券	0.05%	-0.01%	0.01%	0.05%
国内株式	0.17%	0.05%	-0.02%	0.20%
外国債券	1.07%	1.06%	0.06%	2.19%
外国株式	-0.39%	0.00%	-0.03%	-0.41%

(注1)ファンド要因とは、個別ファンドとマネジャーベンチマークの収益率の差による要因。各ファンドの平残ウェイトを考慮し算出。

(注2)ベンチマーク要因とは、マネジャーベンチマークと各資産のベンチマークの収益率の差による要因。各ファンドの平残ウェイトを考慮し算出。各資産のベンチマークは次項の通り。

(注3)その他要因とは、各ファンドの平残ウェイトを使用することによる計算上の誤差等の要因。

[国内債券]

時間加重収益率 ①	ベンチマーク ②	超過収益率 ①-②	ファンド要因	ベンチマーク要因	その他要因
-0.85%	-0.90%	0.05%	0.05%	-0.01%	0.01%

	NOMURA-BPI 「除くABS」 (パッシブ)	NOMURA-BPI国債 (パッシブ)	NOMURA-BPI/ GPIF Customized (パッシブ)
ファンド要因	0.00%	0.01%	0.01%
ベンチマーク要因	-0.03%	-0.13%	0.17%

	NOMURA-BPI 「除くABS」 (アクティブ)	物価連動国債 (アクティブ)	合計
ファンド要因	0.03%	0.00%	0.05%
ベンチマーク要因	-0.04%	0.02%	-0.01%

(注) 物価連動国債ファンドのマネジャー・ベンチマークは、NOMURA物価連動国債（フロアあり）として算出。

[外国債券]

時間加重収益率 ①	ベンチマーク ②	ベンチマーク (現地通貨建)	超過収益率 ①-②	ファンド要因	ベンチマーク要因	その他要因
-3.22%	-5.41%	-0.68%	2.19%	1.07%	1.06%	0.06%

	世界国債 (パッシブ)	米国債 1-3年 (パッシブ)	グローバル総合 (アクティブ)	米国総合 (アクティブ)
ファンド要因	0.03%	0.00%	0.92%	0.13%
ベンチマーク要因	0.00%	0.00%	0.69%	0.15%

	欧州総合 (アクティブ)	物価連動 (アクティブ)	米国ハイールド (アクティブ)	欧州ハイールド (アクティブ)
ファンド要因	0.01%	0.00%	-0.02%	0.00%
ベンチマーク要因	-0.01%	0.02%	0.19%	0.01%

	エマージング (アクティブ)	インフラストラクチャー (アクティブ)	合計
ファンド要因	0.01%	-0.01%	1.07%
ベンチマーク要因	0.02%	0.00%	1.06%

[国内株式]

時間加重収益率 ①	ベンチマーク ②	超過収益率 ①－②	ファンド要因	ベンチマーク要因	その他要因
14.89%	14.69%	0.20%	0.17%	0.05%	-0.02%

	TOPIX (パッシブ)	JPX日経400 (パッシブ)	MSCI Japan Standard (パッシブ)
ファンド要因	0.03%	0.00%	0.00%
ベンチマーク要因	0.00%	-0.07%	-0.03%

	RUSSELL/NOMURA Prime (パッシブ)	野村RAFI (パッシブ)	S&P GIVI Japan (パッシブ)
ファンド要因	0.00%	0.00%	-0.02%
ベンチマーク要因	0.00%	0.12%	-0.07%

	TOPIX (アクティブ)	RUSSELL/NOMURA Large Cap Value (アクティブ)	RUSSELL/NOMURA Small Cap (アクティブ)
ファンド要因	0.12%	0.00%	0.01%
ベンチマーク要因	0.00%	0.09%	0.01%

	MSCI Japan small (アクティブ)	合計
ファンド要因	0.02%	0.17%
ベンチマーク要因	0.01%	0.05%

[外国株式]

時間加重収益率 ①	ベンチマーク ②	ベンチマーク (現地通貨建)	超過収益率 ①－②	ファンド要因	ベンチマーク要因	その他要因
14.20%	14.61%	17.80%	-0.41%	-0.39%	0.00%	-0.03%

	ACWI (パッシブ)	先進国 (パッシブ)	先進国 (アクティブ)
ファンド要因	-0.01%	-0.03%	-0.37%
ベンチマーク要因	0.02%	0.00%	-0.03%

	エマーゼンガ (アクティブ)	プライベートエクイティ (アクティブ)	合計
ファンド要因	0.03%	0.00%	-0.39%
ベンチマーク要因	0.01%	0.00%	0.00%

【ベンチマーク】

ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資可能な有価証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示されていることを勘案しつつ、適切な市場指標を用いた。

平成28年度は、国内債券のベンチマークを物価連動国債を含んだ複合インデックスに変更した。

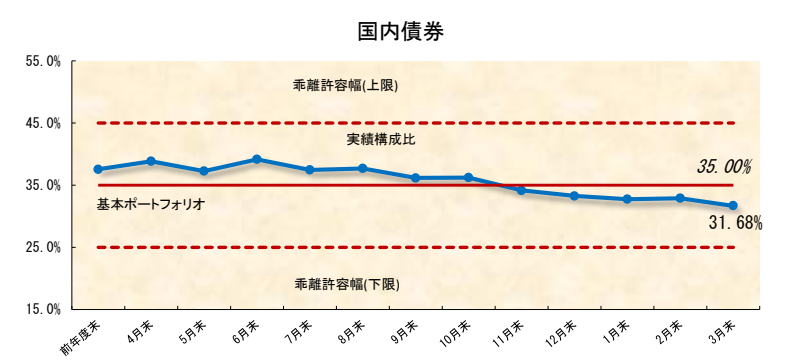
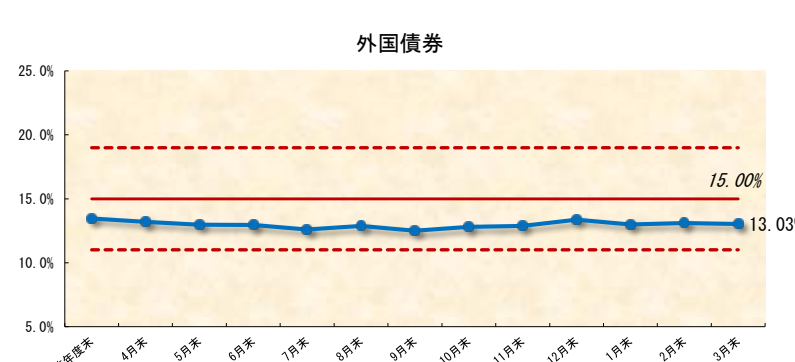
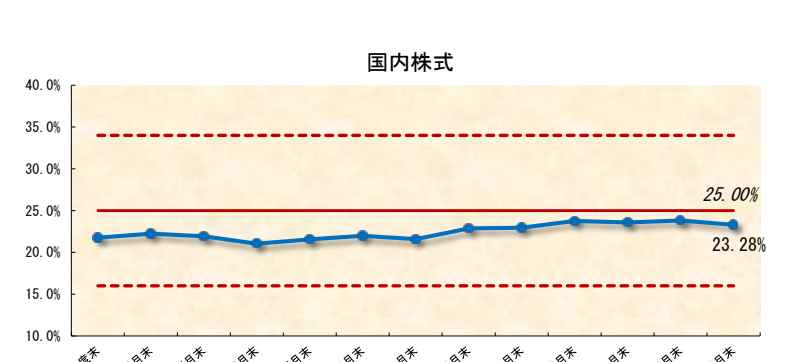
				<table><tr><td>国内債券</td><td>NOMURA－BPI「除くABS」、NOMURA－BPI国債、NOMURA－BPI／GPIF Customized及びNOMURA J－TIPS Index（フロアあり）の複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>TOPIX (配当込み)</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース。）</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>MSCI KOKUSAI（円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）、MSCI EMERGING MARKETS（円ベース、配当込み、税引き後）及びMSCI ACWI（除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）の複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）</td></tr></table>	国内債券	NOMURA－BPI「除くABS」、NOMURA－BPI国債、NOMURA－BPI／GPIF Customized及びNOMURA J－TIPS Index（フロアあり）の複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）	国内株式	TOPIX (配当込み)	外国債券	シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース。）	外国株式	MSCI KOKUSAI（円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）、MSCI EMERGING MARKETS（円ベース、配当込み、税引き後）及びMSCI ACWI（除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）の複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）																											
国内債券	NOMURA－BPI「除くABS」、NOMURA－BPI国債、NOMURA－BPI／GPIF Customized及びNOMURA J－TIPS Index（フロアあり）の複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）																																						
国内株式	TOPIX (配当込み)																																						
外国債券	シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース。）																																						
外国株式	MSCI KOKUSAI（円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）、MSCI EMERGING MARKETS（円ベース、配当込み、税引き後）及びMSCI ACWI（除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課税要因考慮後）の複合インデックス（それぞれの運用金額による構成比で加重平均したもの）																																						
【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】 運用資産全体に係る収益率と複合ベンチマーク収益率（各運用資産のベンチマーク収益率を基本ポートフォリオで加重したもの）との差である超過収益率について、①資産配分要因、②個別資産要因及び③その他要因（誤差含む）の3つの要因に分解すると、次のとおりである。																																							
<table><tr><td></td><td>資産配分要因 ①</td><td>個別資産要因 ②</td><td>その他要因 （誤差含む） ③</td><td>①＋②＋③</td></tr><tr><td>国内債券</td><td>-0.15%</td><td>0.02%</td><td>0.00%</td><td>-0.13%</td></tr><tr><td>国内株式</td><td>-0.20%</td><td>0.05%</td><td>-0.00%</td><td>-0.16%</td></tr><tr><td>外国債券</td><td>0.16%</td><td>0.36%</td><td>-0.04%</td><td>0.49%</td></tr><tr><td>外国株式</td><td>-0.21%</td><td>-0.10%</td><td>0.01%</td><td>-0.30%</td></tr><tr><td>短期資産</td><td>-0.25%</td><td>0.00%</td><td>0.00%</td><td>-0.25%</td></tr><tr><td>合 計</td><td>-0.66%</td><td>0.33%</td><td>-0.04%</td><td>-0.37%</td></tr></table>						資産配分要因 ①	個別資産要因 ②	その他要因 （誤差含む） ③	①＋②＋③	国内債券	-0.15%	0.02%	0.00%	-0.13%	国内株式	-0.20%	0.05%	-0.00%	-0.16%	外国債券	0.16%	0.36%	-0.04%	0.49%	外国株式	-0.21%	-0.10%	0.01%	-0.30%	短期資産	-0.25%	0.00%	0.00%	-0.25%	合 計	-0.66%	0.33%	-0.04%	-0.37%
	資産配分要因 ①	個別資産要因 ②	その他要因 （誤差含む） ③	①＋②＋③																																			
国内債券	-0.15%	0.02%	0.00%	-0.13%																																			
国内株式	-0.20%	0.05%	-0.00%	-0.16%																																			
外国債券	0.16%	0.36%	-0.04%	0.49%																																			
外国株式	-0.21%	-0.10%	0.01%	-0.30%																																			
短期資産	-0.25%	0.00%	0.00%	-0.25%																																			
合 計	-0.66%	0.33%	-0.04%	-0.37%																																			
運用資産全体に係る収益率（5．86％）と複合ベンチマーク収益率（6．22％）を比較すると、個別資産要因は＋0．33％となったものの、資産配分要因において、複合ベンチマーク収益率よりもベンチマーク収益率の高かった国内株式及び外国株式が基本ポートフォリオに対して平均的にアンダーウエイトとなったこと等がマイナスに寄与し、資産配分要因が－0．66％となった結果、全体では－0．37％となった。																																							
＜平成27年度の業務実績の評価結果の反映状況＞ 有識者会議での「外国債券に対する要因分解について為替の部分とそれ以外の部分の影響を分析することも検討してはどうか。」との意見を踏まえ、為替の影響を明らかにするため、外国債券及び外国株式の要因分解において、現地通貨ベースのベンチマーク収益率を掲載することとした。																																							

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
I－2	リスク管理

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度		
資産全体の資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を把握し、市場動向等を分析し、リバランスを検討した回数。	適切なリスク管理	月1回以上	年間 51 回	年間 52 回					
市場変動時にリスクシナリオ等を用いて検討した回数	適切なリスク管理	－	4 回	3 回（延べ28シナリオ）					
②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）									
	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度				
予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。								
決算額（千円）									
経常費用（千円）	－	－	－	－	－				
経常利益（千円）	－	－	－	－	－				
行政サービス実施コスト（千円）	－	－	－	－	－				
従事人員数	－	－	－	－	－				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	（3）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 年金積立金については、分散投資による運用管理を行い、また、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこと。 適切かつ円滑なリバランスの実施に必要な機能の強化を図るととも	（2）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。 また、厚生労働大臣から寄託された年金積立金につ	（2）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 リターン・リスク等の特性が異なる複数の資産に分散投資することをリスク管理の基本とし、年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理を適切に行う。 また、厚生労働大臣から寄託された年金積立金につ		（2）年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理 資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことにより、リスクの低減に努めた。 また、各資産ごとに、ベンチマークの相対リスクの推移等を把握・分析し、リスク管理を行った。 国内株式及び外国債券については、評価ベンチマークと異なるベンチマークを一部の運用受託機関に対し設定しており、このことが国内株式全体及び外国債券全体のリスクに与える影響について注視した。 リバランスについては、基本ポートフォリオに近づけるよう、市場の価格形成等に配慮しつつ、資金の回収及び配分を行った。 さらに、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関（以下「運用受託機関等」という。）からの報告等を求め、必要に応じ運用受託機関とのミーティング等を通じ問題点がないかを確認し、適正な管理に努めた。具体的には、以下のとおりリスク管理を行った。	＜評定と根拠＞ 評定：B 「リスク管理」は、分散投資による運用管理を行い、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関等の各種リスク管理を行うこととされている。 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、毎月運用リスク管理委員会を開催し、資産全体については、推定相対リスク（年金積立金全体の推定トラッキングエラー）のモニタリングを強化したほか、バリュアットリスクも分散共分散法やヒストリカルシミュレーション法等複数の手法で計測している。各資産については、トラッキングエラー、ベータ値、デュレーションに加えて格付け分布（債券ポートフォリオ）、ベンチマークに対するスタイルリスク（株式ポートフォリオ）などの各種リスク管理数値を把握し、問題発生の有無や対応措置の必要について確認した。各運用受託機関及び各資産管理機関等については、ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切にリスク管理を実施した。

	に、複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加重したもの）によるリスク管理を行うこと。 上記の事項は、年金事業の運営の安定のための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。	いて、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。 ① 資産全体 基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を図る。 さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率（各資産のベンチマーク収益率をポートフォリオで加	いて、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理機関からの報告等に基づき、資産全体、各資産、各運用受託機関及び各資産管理機関並びに自家運用について、以下の方法によりリスク管理を行う。 ① 資産全体 基本ポートフォリオを適切に管理するため、年金積立金の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握するとともに、必要な措置を講じる。 また、適切かつ円滑なリバランスを実施するため、市場動向の把握・分析等を行う。 さらに、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度についての分析及び評価並びに各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を行う。 また、フォワード・ルッキングな	<評価の視点> （1）資産全体の資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を少なくとも毎月1回把握し、必要な措置を講じているか。 （2）適切かつ円滑なリバランスを実施するために、市場動向の把握・分析等必要な機能の強化を行ったか。 （3）資産全体のリスクの確認、分析及び評価を適切な体制及び方法により行っているか。また、問題がある場合、必要な措置を講じたか。	【乖離状況の把握等】 平成28年度は、年金積立金全体と基本ポートフォリオとの乖離状況を把握し、年度を通じてすべて乖離許容幅の中に収まっており問題がないことを確認した。（各資産ごとの乖離許容幅についてはP.34基本ポートフォリオを参照） また、推定相対リスク（年金積立金全体の推定トラッキングエラー）のモニタリングを強化した。 ●基本ポートフォリオとの乖離状況 国内債券 <table border="1"><caption>国内債券の乖離状況</caption><thead><tr><th>項目</th><th>値</th></tr></thead><tbody><tr><td>実績構成比</td><td>31.68%</td></tr><tr><td>基本ポートフォリオ</td><td>35.00%</td></tr></tbody></table> 外国債券 <table border="1"><caption>外国債券の乖離状況</caption><thead><tr><th>項目</th><th>値</th></tr></thead><tbody><tr><td>実績構成比</td><td>13.03%</td></tr><tr><td>基本ポートフォリオ</td><td>15.00%</td></tr></tbody></table> 国内株式 <table border="1"><caption>国内株式の乖離状況</caption><thead><tr><th>項目</th><th>値</th></tr></thead><tbody><tr><td>実績構成比</td><td>23.28%</td></tr><tr><td>基本ポートフォリオ</td><td>25.00%</td></tr></tbody></table>	項目	値	実績構成比	31.68%	基本ポートフォリオ	35.00%	項目	値	実績構成比	13.03%	基本ポートフォリオ	15.00%	項目	値	実績構成比	23.28%	基本ポートフォリオ	25.00%	また、運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタントによる多面的な分析を行っていることを踏まえれば、所期の目標を達成したと考えられることから、Bと評価する。 （1）年金積立金全体と基本ポートフォリオとの乖離状況の把握等については、少なくとも毎月1回は適切に実施している。また、推定相対リスクのモニタリングを強化したが、年度を通じて大きな変動はなく安定的に推移しており、所期の目標を達成していると考ええる。 （2）運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタントによる経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いも含めて、多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用しており、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 （3）資産全体のリスクの確認、分析及び評価については、毎月運用リスク管理委員会を開催し、適切に行われており、所期の目標を達成していると考ええる。
項目	値																							
実績構成比	31.68%																							
基本ポートフォリオ	35.00%																							
項目	値																							
実績構成比	13.03%																							
基本ポートフォリオ	15.00%																							
項目	値																							
実績構成比	23.28%																							
基本ポートフォリオ	25.00%																							

		重したもの）との乖離要因の分析等を行う。	観点からのリスクの変化について、ストレステスト等の充実を図る。	（４）資産全体の収益率と複合ベンチマーク収益率を比較し、その乖離要因を分析し、必要な措置が講じられているか。	外国株式 <table border="1"><caption>外国株式収益率推移 (前年度末～3月末)</caption><thead><tr><th>期間</th><th>収益率 (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>前年度末</td><td>22.00</td></tr><tr><td>4月末</td><td>22.00</td></tr><tr><td>5月末</td><td>22.00</td></tr><tr><td>6月末</td><td>21.50</td></tr><tr><td>7月末</td><td>21.50</td></tr><tr><td>8月末</td><td>22.00</td></tr><tr><td>9月末</td><td>21.00</td></tr><tr><td>10月末</td><td>21.50</td></tr><tr><td>11月末</td><td>22.00</td></tr><tr><td>12月末</td><td>23.00</td></tr><tr><td>1月末</td><td>22.50</td></tr><tr><td>2月末</td><td>23.00</td></tr><tr><td>3月末</td><td>23.12</td></tr></tbody></table> 【市場動向の把握・分析等】 運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタントによる経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いも含めて、多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。 【フォワード・ルッキングなリスク分析】 フォワード・ルッキングなリスク分析としては、情報提供依頼「フォワード・ルッキングなリスク管理のベストプラクティスについて」の公募（1月20日から2月20日、22日間）を実施し、情報収集を行った。また、リスクシナリオに基づき、乖離許容幅の遵守や累積収益額の状況について分析及びシミュレーションを行った。 【資産全体のリスク管理】 リスク管理においては、資産配分に係るリスク及びトラッキングエラーの値の推移の変化要因を分析し把握することで、問題発生の有無や対応措置の必要があるかについて判断している。 平成28年度は、バリュアットリスクについて分散共分散法やヒストリカルシミュレーション法等複数の手法でモニタリングを行うとともに、次のようなリスク管理数値により、資産全体のリスク管理を行っている。 年金積立金全体の推定トラッキングエラーは、年度を通じて大きな変動はなく安定的に推移した。 年金積立金全体の推定トラッキングエラー <table border="1"><caption>年金積立金全体の推定トラッキングエラー推移 (4月～3月)</caption><thead><tr><th>月</th><th>推定トラッキングエラー (%)</th></tr></thead><tbody><tr><td>4月</td><td>1.50</td></tr><tr><td>5月</td><td>1.60</td></tr><tr><td>6月</td><td>1.90</td></tr><tr><td>7月</td><td>1.80</td></tr><tr><td>8月</td><td>1.50</td></tr><tr><td>9月</td><td>1.90</td></tr><tr><td>10月</td><td>1.50</td></tr><tr><td>11月</td><td>1.30</td></tr><tr><td>12月</td><td>0.80</td></tr><tr><td>1月</td><td>1.00</td></tr><tr><td>2月</td><td>0.80</td></tr><tr><td>3月</td><td>1.00</td></tr></tbody></table>	期間	収益率 (%)	前年度末	22.00	4月末	22.00	5月末	22.00	6月末	21.50	7月末	21.50	8月末	22.00	9月末	21.00	10月末	21.50	11月末	22.00	12月末	23.00	1月末	22.50	2月末	23.00	3月末	23.12	月	推定トラッキングエラー (%)	4月	1.50	5月	1.60	6月	1.90	7月	1.80	8月	1.50	9月	1.90	10月	1.50	11月	1.30	12月	0.80	1月	1.00	2月	0.80	3月	1.00	（４）適切に各資産の収益率とベンチマーク収益率、資産全体の収益率と複合ベンチマーク収益率の乖離要因を分析しており、所期の目標を達成していると考える。
期間	収益率 (%)																																																											
前年度末	22.00																																																											
4月末	22.00																																																											
5月末	22.00																																																											
6月末	21.50																																																											
7月末	21.50																																																											
8月末	22.00																																																											
9月末	21.00																																																											
10月末	21.50																																																											
11月末	22.00																																																											
12月末	23.00																																																											
1月末	22.50																																																											
2月末	23.00																																																											
3月末	23.12																																																											
月	推定トラッキングエラー (%)																																																											
4月	1.50																																																											
5月	1.60																																																											
6月	1.90																																																											
7月	1.80																																																											
8月	1.50																																																											
9月	1.90																																																											
10月	1.50																																																											
11月	1.30																																																											
12月	0.80																																																											
1月	1.00																																																											
2月	0.80																																																											
3月	1.00																																																											

				〈年金積立金全体のリスク〉 <table><tr><td>基本ポートフォリオの推定総リスク</td><td>基本ポートフォリオのウェイトで各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量</td></tr><tr><td>実績ポートフォリオの推定総リスク</td><td>年金積立金全体（運用資産全体に年金特別会計の短期資産を加えたもの。）の実際の保有ウェイトで各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量</td></tr><tr><td>推定相対リスク</td><td>基本ポートフォリオと年金積立金全体のウェイトの差から生じるリスク量</td></tr></table>	基本ポートフォリオの推定総リスク	基本ポートフォリオのウェイトで各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量	実績ポートフォリオの推定総リスク	年金積立金全体（運用資産全体に年金特別会計の短期資産を加えたもの。）の実際の保有ウェイトで各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量	推定相対リスク	基本ポートフォリオと年金積立金全体のウェイトの差から生じるリスク量																																																												
基本ポートフォリオの推定総リスク	基本ポートフォリオのウェイトで各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量																																																																					
実績ポートフォリオの推定総リスク	年金積立金全体（運用資産全体に年金特別会計の短期資産を加えたもの。）の実際の保有ウェイトで各資産はベンチマークどおりに運用した場合の推定リスク量																																																																					
推定相対リスク	基本ポートフォリオと年金積立金全体のウェイトの差から生じるリスク量																																																																					
	② 各資産 市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。	② 各資産 市場リスク、流動性リスク、信用リスク等を管理する。また、外国資産については、カントリーリスクも注視する。	（5）各資産ごとに管理すべきリスクを明確にし、定期的に確認し、問題がある場合、必要な措置をとっているか。	【各資産の対ベンチマークの超過収益率の要因分析】 P.6 業務実績第 1.2.（1）参照 【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】 P.9 業務実績第 1.2.（1）参照 【各資産のリスク管理】 毎月、国内株式及び外国株式については、トラッキングエラーやベータ値により、国内債券及び外国債券については、トラッキングエラーやデュレーションにより、それぞれリスク状況を把握し、大きな変化が生じていないか確認するとともに、問題発生の有無や対応措置の必要についても確認している。その結果、平成28年度においては問題のないことを確認した。 また、格付け分布（債券ポートフォリオ）、ベンチマークに対するスタイルリスク（株式ポートフォリオ）等を月次でモニタリングしている。 ●推定トラッキングエラー（モデルを用いて推定した超過収益率の標準偏差） （単位：％） <table><tr><td></td><td>国内債券</td><td>国内株式</td><td>外国債券</td><td>外国株式</td></tr><tr><td>4月</td><td>0.06</td><td>0.19</td><td>0.82</td><td>0.20</td></tr><tr><td>5月</td><td>0.06</td><td>0.18</td><td>0.78</td><td>0.22</td></tr><tr><td>6月</td><td>0.05</td><td>0.19</td><td>0.80</td><td>0.22</td></tr><tr><td>7月</td><td>0.05</td><td>0.21</td><td>0.76</td><td>0.23</td></tr><tr><td>8月</td><td>0.05</td><td>0.22</td><td>0.75</td><td>0.22</td></tr><tr><td>9月</td><td>0.05</td><td>0.20</td><td>0.74</td><td>0.21</td></tr><tr><td>10月</td><td>0.05</td><td>0.19</td><td>0.87</td><td>0.21</td></tr><tr><td>11月</td><td>0.05</td><td>0.20</td><td>0.88</td><td>0.20</td></tr><tr><td>12月</td><td>0.05</td><td>0.20</td><td>0.87</td><td>0.19</td></tr><tr><td>1月</td><td>0.05</td><td>0.19</td><td>0.85</td><td>0.19</td></tr><tr><td>2月</td><td>0.06</td><td>0.20</td><td>0.86</td><td>0.18</td></tr><tr><td>3月</td><td>0.05</td><td>0.20</td><td>0.83</td><td>0.18</td></tr></table>		国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	4月	0.06	0.19	0.82	0.20	5月	0.06	0.18	0.78	0.22	6月	0.05	0.19	0.80	0.22	7月	0.05	0.21	0.76	0.23	8月	0.05	0.22	0.75	0.22	9月	0.05	0.20	0.74	0.21	10月	0.05	0.19	0.87	0.21	11月	0.05	0.20	0.88	0.20	12月	0.05	0.20	0.87	0.19	1月	0.05	0.19	0.85	0.19	2月	0.06	0.20	0.86	0.18	3月	0.05	0.20	0.83	0.18	（5） 適切に各資産ごとに管理すべきリスクを明確にし、定期的に確認しており、所期の目標を達成していると考ええる。
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式																																																																		
4月	0.06	0.19	0.82	0.20																																																																		
5月	0.06	0.18	0.78	0.22																																																																		
6月	0.05	0.19	0.80	0.22																																																																		
7月	0.05	0.21	0.76	0.23																																																																		
8月	0.05	0.22	0.75	0.22																																																																		
9月	0.05	0.20	0.74	0.21																																																																		
10月	0.05	0.19	0.87	0.21																																																																		
11月	0.05	0.20	0.88	0.20																																																																		
12月	0.05	0.20	0.87	0.19																																																																		
1月	0.05	0.19	0.85	0.19																																																																		
2月	0.06	0.20	0.86	0.18																																																																		
3月	0.05	0.20	0.83	0.18																																																																		

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

		イン及びベンチマークを示し、各社の運用状況及びリスク負担の状況を把握し、適切に管理する。 また、運用体制の変更等に注意する。	用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを示す。 また、運用状況及びリスク負担の状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的に各運用受託機関とミーティングを行い、運用ガイドラインの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を把握し、運用受託機関に対し適切に管理、評価を行う。 運用体制の変更等については、その都度報告を受け、必要に応じてミーティングを行い、問題点等の有無を確認する。	託機関に設定する場合は、当該個々の運用受託機関の運用行動が各資産・資産全体のリスクに与える影響について配慮した上でリスクを適切に管理しているか。 (7) 運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示しているか。運用スタイルの異なる運用受託機関を適切に組み合わせるとともに、各運用受託機関に期待する運用スタイルに対応した適切なベンチマークを示しているか。また、各社の運用状況及びリスク負担の状況について、定期的に把握・分析し、問題がある場合、必要な措置をとったか。	の目標値等の遵守状況、投資行動及び運用結果の報告を、月次及び必要に応じ随時求め、一時的な要因等により管理目標値を超えたもの等について確認を行った。そのうち、3ファンド(3案件)については、ガイドライン違反の事象が発生したことから、再発防止策の適正な実施を求めるとともに口頭で厳重注意を行った。 株式アクティブ運用及び外国債券アクティブ運用において、同一銘柄等に対する投資制限については、5%上限を超える銘柄の報告を求めた。また、すべての運用受託機関の個別銘柄の保有状況を随時把握し、分散投資の観点から問題がないことを確認した。 ウ 次のとおり、総合評価のための定期ミーティングを実施し、ガイドラインの遵守状況、運用状況及びリスク負担状況を把握した。 ○総合評価を目的とした定期ミーティング i 外国債券運用受託機関(26ファンド): 5月9日～5月31日 ii 国内債券運用受託機関(14ファンド): 7月21日～7月28日 iii 国内株式運用受託機関(26ファンド): 9月26日～10月11日 iv 外国株式運用受託機関(18ファンド): 9月26日～10月7日 総合評価結果により、以下の運用受託機関について解約、並びに資金の一部回収及び資金配分停止を行うこととした。 ・解約 →外国株式アクティブ運用受託機関 1ファンド ・資金の一部回収及び資金配分停止 →国内債券パッシブ 1ファンド →国内債券アクティブ 1ファンド →国内株式パッシブ 4ファンド →国内株式アクティブ 1ファンド →外国債券パッシブ 3ファンド →外国債券アクティブ 1ファンド →外国株式パッシブ 2ファンド エ 定期ミーティングの実施に合わせてスチュワードシップ・コードの取組状況に係るミーティングを実施し、対応状況を把握した。 オ 運用体制の変更等については、運用に大きな影響を及ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。平成28年度において運用体制の変更等があったものは18ファンドで18件であった。このうち、運用統括責任者の変更等、重要な変更があったのは8ファンドで8件であった。これらの社に対しては、ミーティング等を実施し説明を求めた。	(7) 運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切にリスク管理を実施しており、所期の目標を達成していると考ええる。
--	--	--	--	---	--	---

		④ 各資産管理機関 資産管理機関に対し資産管理ガイドラインを示し、各機関の資産管理状況を把握し、適切に管理する。 また、資産管理機関の信用リスクを管理するほか、資産管理体制の変更等に注意する。	④ 各資産管理機関 資産管理機関ごとに資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを示す。 また、資産管理状況についての報告のほか、随時必要な資料の提出を求めるとともに、定期的にミーティングを行い、資産管理ガイドラインの遵守状況を把握し、資産管理機関に対し適切に管理、評価を行う。 さらに、信用リスクについては、随時管理するとともに、資産管理体制の変更等については、その都度報告を受け、必要に応じてミーティングを行い、問題点の有無を確認する。	(8) 資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示しているか。 また、各社の資産管理状況を把握し、問題がある場合、必要な措置をとったか。 (9) 資産管理機関の信用リスクを管理しているか。 また、資産管理体制の変更に注意しているか。	【各資産管理機関】 ア 資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法及び体制等に関する資産管理ガイドラインを提示している。また、自家運用における資産管理機関に対しても、資産管理ガイドラインを提示している。 イ 各社の資産管理状況については資産管理状況に係るデータの提出を求めるとともに、ガイドラインにおける資産管理の目標、管理手法及び体制等について随時必要な資料を求め、内容を確認した。 ウ 総合評価のためのミーティングを平成28年12月及び平成29年1月に、全資産管理機関に対して現地において実施し、ガイドラインの遵守状況、資産管理状況等を把握した。その結果、資産管理機関3社については問題がないことを確認したが、1社については、資産管理業務実施にあたって改善すべき大きな課題があると評価し、業務方針に規定する警告を実施し、改善を求めた。 エ 資産管理体制の変更等については、資産管理に大きな影響を及ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講じることとしている。平成28年度においては、(4社4件)の人事異動等により資産管理体制の変更を確認した。 オ 信用リスクの管理については、格付状況を月1回確認し、問題のないことを確認した。	(8) 資産管理機関に対し、資産管理ガイドラインを示すなど、適切にリスク管理を実施し、大きな課題が生じている資産管理機関に対しては、警告を行ったうえで改善を求めており、所期の目標を達成していると考ええる。 (9) 適切に資産管理機関の信用リスクを管理しており、所期の目標を達成していると考ええる。
		⑤ 自家運用 運用ガイドラインを定め、運用状況及びリスク負担の状況を確認し、適切に管理する。	⑤ 自家運用 自家運用に係る運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを定め、随時遵守状況を適切に管理する。	(10) 自家運用において、運用ガイドラインを定め、運用状況及びリスク負担の状況について、定期的に確認し、問題がある場合、必要な対応を行ったか。	【自家運用】 市場運用部はインハウス運用室に対し運用ガイドラインを示し、月次でリスク管理状況等の報告を受け、リスク管理指標に係る目標値等の遵守状況について問題のないことを確認した。 さらに、運用状況の報告を受け、平成28年7月にミーティングを実施し、問題のないことを確認した。 自家運用に係る取引先の評価について、「債券の売買の取引先」及び「短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者」に関する取引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ対策等を総合的に評価し、以下のとおり決定を行った。	(10) 自家運用において運用ガイドラインを示し、その遵守状況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切にリスク管理行っており、所期の目標を達成していると考ええる。 〈課題と対応〉 運用受託機関構成の見直し中のリスク管理については、課題と認識している。

					・債券の売買の取引先としての証券会社は、既存１９社中全社を「継続」とした。 ・短期資産の運用先としての銀行１社を、資金量等の取引執行能力を評価して選定した。 ・短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者は、１７社（新規１社、既存１６社）中全社を「継続」とした。 なお、インハウス運用室では、月次でリスク管理を行っているほか、日次で国内債券パッシブファンドのリスク特性値、保有債券及び購入予定債券の格付けの状況による信用リスク並びに短期資産ファンドの与信先の格付けによる信用リスク、約定前後の運用対象資産及び与信限度額について、市場運用部から示された運用ガイドライン等に基づき、遵守状況の確認を行っている。 ＜平成２７年度の業務実績の評価結果の反映状況＞ 有識者会議での「今後はポートフォリオ全体のリスクがどうなっているかについても自己評価書に記載していくことが望ましいのではないか。」との意見を踏まえ、推定相対リスク（年金積立金全体の推定トラッキングエラー）のモニタリングを強化するとともに、年間の推移を自己評価書に掲載している。	
--	--	--	--	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
I－3	運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項

2. 主要な経年データ										
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）		
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度			
ファンド数	運用受託機関等の選定・管理	83 ファンド	95 ファンド	93 ファンド					予算額（千円）	—
ESG 指数応募先	E S Gを含めた非財務的要素の考慮	—		14 社 27 指数					決算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。
									経常費用（千円）	
									経常利益（千円）	
									行政サービス実施コスト（千円）	—
									従事人員数	—

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	（４）運用手法について 運用手法については、運用委員会の審議を経るなど運用委員会による適切なモニタリングの下で、適切にリスク管理を行うこと。 キャッシュアウト対応等の場合を除き、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用すること。その上で、アクティブ運用に取り組むこ	（３）運用手法について 運用手法については、例えば、初めて取り組む手法やその運用方針については事前に運用委員会の審議を経るほか、実施状況や運用委員会から求めがあった事項については適時に運用委員会に報告するなど運用委員会による適切なモニタリングの下で、適切なリスク管理を行う。	（３）運用手法 ① 運用手法については、例えば、初めて取り組む手法やその運用方針については事前に運用委員会の審議を経るほか、実施状況や運用委員会から求めがあった事項については適時に運用委員会に報告するなど運用委員会による適切なモニタリングの下で、適切なリスク管理を行う。	＜評価の視点＞ （１）運用手法について、運用委員会の審議を経るなど、運用委員会による適切なモニタリングの下で、適切にリスク管理が行われているか。	（３）運用手法 ① 外国株式及び国内株式パッシブ運用の運用機関の公募開始にあたり、外国株式運用については運用受託機関構成の現状分析等を、また国内株式パッシブ運用についてはスチュワードシップ活動を強化するための追加公募であること等を運用委員会による審議を経て実施した。	＜評定と根拠＞ 評定：A 「運用手法、運用対象の多様化、株式運用における考慮事項」については、運用手法は、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すこと、また、収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めることとされている。運用対象の多様化は、運用委員会による適切なモニタリングの下で、物価連動国債やＲＥＩＴ等、年金資金運用の観点から幅広く検討を行うこととされている。株式運用における考慮事項は、株式運用において、ＥＳＧを考慮することを検討することとされている。 以下の評価の視点ごとの自己評価で示したとおり、運用手法については、アクティブ運用において超過収益の獲得を目指すこととされているのに対し、超過収益獲得の確信を持ってストラクチャーの維持に努めた結果、４資産中３資産（内外債券、国内株式）において超過収益を獲得し、マネジャーやマネジャー・ベンチマークの選択効果を示す個別資産要因においても＋０．３３％となった。 収益確保のための運用手法の見直し、運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組及びマネジャー・エントリー制の導入を検討することとさ

とにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うこと。	キャッシュアウト対応等の場合を除き、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用する。その上で、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行う。	② 各資産ともキャッシュアウト対応等の場合を除き、原則としてパッシブ運用とアクティブ運用を併用し、アクティブ運用に取り組むことにより超過収益の獲得を目指すものとする。	(2) アクティブ運用について、各年度で超過収益の獲得に努めるとともに中期目標期間において超過収益が獲得されているか。また、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行っているか	② 平成28年度末のパッシブ・アクティブの割合は、次のとおり。	●パッシブ運用及びアクティブ運用の割合（平成29年3月末）
ベンチマークについては、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収益向上の観点から検討するとともに、ベンチマークにより難しい非伝統的資産の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにすること。	ベンチマークについては、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収益向上の観点から検討するとともに、ベンチマークにより難しい非伝統的資産の評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにする。	ただし、アクティブ運用については、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提に行うものとする。		(単位：％)	
収益確保のための運用手法の見直し及び運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めること。また、運用受託機関等については、定期的に評価を行い、資金配分の見直し等の必要な措置を採ること。	評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにする。				
外部運用機関の優れたノウハウ等を活用するととも	また、ベンチマークをより適切なものに見直すなど収益確保や運用の効率化のための運用手法の見直し及び的確なパフォーマンス管理を行う	③ 伝統的資産の評価ベンチマークについては、運用収益向上の観点から、見直し等を含めた検討を行う。	(3) ベンチマークについて、伝統的な時価総額型インデックスのみならず、運用収益向上の観点から検討を行っているか。	③ 外国株式の評価ベンチマークについて、基本ポートフォリオの基礎となっているベンチマークとの整合性を図るため、平成29年度から従来の複合ベンチマークからMSCI-AWI（除く日本）に一本化する決定をした。	
		非伝統的資産については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知	また、ベンチマークにより難しい非伝統的資産の	運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者と面談し、投資方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、超過収益獲得の確信が持てるファンドのみを選定することとしている。	
				●各資産ごとの対ベンチマーク超過収益率（平成28年4月～平成29年3月）	
				(単位：％)	
				超過収益率 (A)－(B)	
				国内債券	+0.05
				パッシブ運用	+0.02
				アクティブ運用	+0.18
				国内株式	+0.20
				パッシブ運用	-0.04
				アクティブ運用	+2.61
				外国債券	+2.19
				パッシブ運用	+0.05
				アクティブ運用	+5.91
				外国株式	-0.41
				パッシブ運用	-0.01
				アクティブ運用	-2.49
				</	

	に、運用コストの低減や運用に関する知識・経験等の蓄積の観点から、法令で認められる範囲でインハウス運用の活用も検討すること。	など運用受託機関等の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、運用実績等を定期的に評価し、資金配分の見直しを含め、運用受託機関を適時に見直す。さらに、マネジャー・エントリー制の導入を検討する。 外部運用機関の優れたノウハウ等を活用するとともに、運用コストの低減や運用に関する知識・経験等の蓄積の観点から、法令で認められる範囲でインハウス運用の活用を検討する。	見に基づき評価方法を検討する。	評価については、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見に基づき評価方法を明らかにしているか。	④平成２８年度においては、以下の取組を実施した。 ア 外国株式運用及び国内株式パッシブ運用において、マネジャー・エントリー制を活用した運用機関の公募を開始し（外国株式：平成２８年４月２８日公募開始（エントリー：３１９ファンド、情報提供：８２ファンド（平成２９年３月末））、国内株式パッシブ：平成２９年３月２７日開始）、既存の運用受託機関とも同一条件で比較することで、競争を促すこととした。 イ 外国債券パッシブ運用において、運用手法の多様化等の観点から世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）のサブインデックスによるパッシブファンド（通貨別パッシブファンド）の運用を開始した。 ウ スチュワードシップ責任に係る取組の評価基準を策定し、国内株式パッシブ運用受託機関の取組について入念な評価を実施した。評価において、利益相反の弊害防止措置等の取組が不十分と評価した一部の運用受託機関から資金回収を行った。 エ 平成２５年度税制改正により、平成２８年１月１日以降に支払いを受ける債券利子について源泉徴収を要しないこととされたことから、収益確保のため、外国債券ファンドにおける貸付運用（レンディング）を開始した（平成２８年９月運用開始、収益額３４億円）。	④平成２８年度においては、以下の取組を実施した。 ア 外国株式運用及び国内株式パッシブ運用において、マネジャー・エントリー制を活用した運用機関の公募を開始し（外国株式：平成２８年４月２８日公募開始（登録数３１９、情報提供数８２の計４０１ファンド（平成２９年３月末））、国内株式パッシブ：平成２９年３月２７日開始）、既存の運用受託機関とも同一条件で比較することで、競争を促すこととした。 イ 外国債券パッシブ運用において、運用手法の多様化等の観点から世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）のサブインデックスによるパッシブファンド（通貨別パッシブファンド）の運用を開始した。 ウ スチュワードシップ責任に係る取組の評価基準を策定し、国内株式パッシブ運用受託機関の取組について入念な評価を実施した。評価において、利益相反の弊害防止措置等の取組が不十分と評価した一部の運用受託機関から資金回収を行った。 エ 平成２５年度税制改正により、平成２８年１月１日以降に支払いを受ける債券利子について源泉徴収を要しないこととされたことから、収益確保のため、外国債券ファンドにおける貸付運用（レンディング）を開始した（平成２８年９月運用開始、収益額３４億円）。	１資産（外国株式）については超過収益を獲得できなかったものの、他の３資産（内外債券、国内株式）について、超過収益を獲得していることに加えて、対複合ベンチマーク収益率に対する超過収益率の個別資産要因（４資産合計）もプラスを確保している。また、運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者と面談し、投資方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、超過収益獲得の確信が持てるファンドのみを選定することとしており、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考えられる。 （３） 外国株式の評価ベンチマークについて、基本ポートフォリオの基礎となっているベンチマークとの整合性を図るため、平成２９年度から従来の複合ベンチマークからMSCI-ACWI（除く日本）に一本化する決定をした。また、コンサルタントの意見を求めつつ、非伝統的資産に関するベンチマークの考え方を整理の上、非伝統的資産の運用機関の定量評価方法を業務方針に追加し、定性評価等を含めた総合評価基準を内部規程に新たに追加した。加えて、コンサルタントを活用し、オルタナティブ資産の運用機関を選定する際の調査項目を新規に作成した為、所期の目標を達成していると考えられる。 （４） 収益確保や運用の効率化のため、運用手法の見直しを適時に行い、その結果、 - 外国株式運用及び国内株式パッシブ運用において、マネジャー・エントリー制を活用した運用機関の公募を開始し（外国株式：平成２８年４月２８日公募開始（登録数３１９、情報提供数８２の計４０１ファンド（平成２９年３月末））、国内株式パッシブ：平成２９年３月２７日開始）、既存の運用受託機関とも同一条件で比較することで、競争を促すこととした。 - 外国債券パッシブ運用において、運用手法の多様化等の観点から世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）のサブインデックスによるパッシブファンド（通貨別パッシブファンド）の運用を開始した。 - スチュワードシップ責任に係る取組の評価基準を策定し、国内株式パッシブ運用受託機関の取組について入念な評価を実施した。評価において、利益相反の弊害防止措置等の取組が不十分と評価した一部の運用受託機関から資金回収を行った。 - 平成２５年度税制改正により、平成２８年１月１日以降に支払いを受ける債券利子について源泉徴収を要しないこととされたことから、収益確保のため、外国債券ファンドにおける貸付運用（レンディング）を開始した（平成２８年９月運用開始、収益額３４億円）。 を実施しており、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。
		⑤ マネジャー・エントリー制を活用して、各資産の運用受託機関構成を適時に見直し、その結果を踏まえ、これに伴う資産の移管を実施する。	⑤ マネジャー・エントリー制を活用して、各資産の運用受託機関構成を適時に見直し、その結果を踏まえ、これに伴う資産の移管を実施する。	（５）運用受託機関の選定・管理の強化のための取組を進めるとともに、運用実績等を勘案しつつ、運用受託機関を適時見直しているか。また、日本株の運用受託機関の選定等に際し	⑤⑥ 外国株式運用及び国内株式パッシブ運用において、マネジャー・エントリー制を活用した運用機関の公募を開始した。（再掲）	⑤⑥ 外国株式運用及び国内株式パッシブ運用において、マネジャー・エントリー制を活用した運用機関の公募を開始した。（再掲）	（４） 収益確保や運用の効率化のため、運用手法の見直しを適時に行い、その結果、 - 外国株式運用及び国内株式パッシブ運用において、マネジャー・エントリー制を活用した運用機関の公募を開始し（外国株式：平成２８年４月２８日公募開始（登録数３１９、情報提供数８２の計４０１ファンド（平成２９年３月末））、国内株式パッシブ：平成２９年３月２７日開始）、既存の運用受託機関とも同一条件で比較することで、競争を促すこととした。 - 外国債券パッシブ運用において、運用手法の多様化等の観点から世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）のサブインデックスによるパッシブファンド（通貨別パッシブファンド）の運用を開始した。 - スチュワードシップ責任に係る取組の評価基準を策定し、国内株式パッシブ運用受託機関の取組について入念な評価を実施した。評価において、利益相反の弊害防止措置等の取組が不十分と評価した一部の運用受託機関から資金回収を行った。 - 平成２５年度税制改正により、平成２８年１月１日以降に支払いを受ける債券利子について源泉徴収を要しないこととされたことから、収益確保のため、外国債券ファンドにおける貸付運用（レンディング）を開始した（平成２８年９月運用開始、収益額３４億円）。 を実施しており、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。

			定期的に評価し、資金配分の見直しを含め、運用受託機関を適時に見直すこととし、見直しにあたっては、マネジャー・エントリー制を活用する。	ては、企業に対するエンゲージメント活動を適切に評価しているか。		
（５）運用対象の多様化 新たな運用対象についても、被保険者の利益に資することを前提に、運用委員会の審議を経るなど運用委員会による適切なモニタリングの下で、物価連動国債やＲＥＩＴ（不動産投資信託）等を始め、年金資金運用の観点から幅広く検討を行うこと。 また、具体的な運用対象資産の多様化については、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討すること。その際、非伝統的資産は、市場性や収益性、個別性、取引コストや情報開示の状況など、従来の伝統的資産とはリスク等が異なる点多	（４）運用対象の多様化 運用対象については、第１の１の基本的な方針に基づき、分散投資を進めるため、オルタナティブ投資などその多様化を図る。新たな運用対象については、被保険者の利益に資することを前提に、例えば、その運用方針については事前に運用委員会の審議を経るほか、実施状況や運用委員会から求めのあった事項については適時に運用委員会に報告するなど運用委員会による適切なモニタリングの下で、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討する。その際、非伝統的資産は、市場性や収益性、個別性、	⑦ 運用コストの低減や運用に関する知識・経験等の蓄積の観点から、法令で認められる範囲でインハウス運用の活用を委託調査研究等の結果も参考として検討する。 （４）運用対象の多様化 ① 新たな運用対象については、例えば、その運用方針については事前に運用委員会の審議を経るほか、実施状況や運用委員会から求めのあった事項については適時に運用委員会に報告するなど運用委員会による適切なモニタリングの下で、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき検討する。	（６）運用コストの低減や運用に関する知識・経験等の蓄積の観点から、法令で認められる範囲でインハウス運用の活用を検討したか。 （７）新たな運用対象について、運用委員会の審議を経るなど運用委員会による適切なモニタリングの下で、年金資金運用の観点から幅広く検討を行ったか。その際、非伝統的資産は、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備を十分踏まえた検討をしたか。	⑦ インハウス運用に関して、海外年金の事例調査（平成２７年度）を実施したところ、組織体制の拡充を前提として、費用の節減、リスク管理の強化、長期的な運用目標達成、運用能力の涵養などの観点からインハウス運用を推進している機関が多く見られた。これらを受けて、当法人でも、法令で認められる範囲でインハウス運用を進めるほか、外部委託運用先からの情報収集を円滑化するために、インハウス部門と委託運用先選定部門の連携体制を強化した。 （４）運用対象の多様化 ① ゲートキーパー/ファンド・オブ・ファンズ（マルチ・マネジャー戦略）を通じたオルタナティブ資産への投資や機関投資家との共同投資等を実施するために、新たに外部コンサルタント２社を採用し、オルタナティブ資産に係るブルー・プリントの検証、マネジャー・エントリー制を活用した公募準備及び共同投資家候補の調査等を実施した。 オルタナティブ資産の投資プログラムの全体像、リスク管理プロセス及びゲートキーパー/ファンド・オブ・ファンズ（マルチ・マネジャー戦略）を通じた投資プログラム、マネジャー・エントリー制を活用し実施する旨を運用委員会に報告した。 外部コンサルタントの採用やオルタナティブ資産に係る人材の採用等運用体制の整備を行い、初めて平成２９年４月に実施した、インフラストラクチャー、プライベートエクイティ及び不動産の各分野において、投資一任契約形態で投資を行う運用機関の公募の準備を円滑に進めた。	（５） 外国株式運用の公募にあたり、マネジャー・エントリー制を活用して適切に実施し、多様なプロダクトの応募を受け、運用受託機関の選定における柔軟性を高めた。また、国内株式パッシブ運用においては、スチュワードシップ活動を強化するため、マネジャーエントリー制を活用して公募を開始した。さらに、スチュワードシップ推進グループをスチュワードシップ推進課とし、体制強化を図り、国内株式及び外国株式の運用において運用委託先を含めたＥＳＧ（環境、社会、ガバナンス）の要素を考慮した取り組みの分析・評価などを行うこととしており、所期の目標を達成していると考えられる。 （６） 調査研究結果を踏まえて、当法人でも、法令で認められる範囲でインハウス運用を進めるほか、外部委託運用先からの情報収集を円滑化するために、インハウス部門と委託運用先選定部門の連携体制を強化しており、所期の目標を達成していると考ええる。 （７） オルタナティブ資産の投資戦略策定のために採用したコンサルタントと、年金資金の運用としての特性や市場動向、当法人の体制（人的リソース）を踏まえた今後の投資戦略について協議し、投資戦略の概要（ブループリント）を策定、運用委員会に報告した。また、オルタナティブ資産のファンド投資等を実施するために、新たに外部コンサルタント２社を採用し、公募開始に向けた検討を行うとともに、運用委員会において、オルタナティブ資産の投資プログラムの全体像、ゲートキーパー/ファンド・オブ・ファンズ（マルチ・マネジャー戦略）を通じた投資プログラムを、マネジャー・エントリー制を活用し実施する旨、および想定される投資前後のリスク管理フレームワーク等について報告を行っており、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。	

	く、運用側の能力向上等のみでは対応できないことから、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備を十分踏まえた検討を行うこと。	取引コストや情報開示の状況など、従来の伝統的資産とはリスク等が異なる点も多く、運用側の能力向上等のみでは対応できないことから、各資産の確かな収益力の向上や流通市場の整備等、市場環境の整備を十分踏まえた検討をする。	②　オルタナティブ投資において、個別の投資判断を行わず、有限責任の枠組みで行う方法（L P S（リミテッドパートナーシップ）におけるL P（リミテッドパートナー、有限責任組合）出資）の活用を、法令上の整理に併せて検討する。		②　個別の投資判断を行わず、有限責任の枠組みで行う方法について、法令上の整理を継続的に検討すると同時に、L P Sを活用した投資に向け、外部コンサルタントや機関投資家等とのディスカッションを行う等、情報収集活動を積極的に実施した。ただし、L P Sを活用するスキームに関する法令上の整備は行われていない。	
	（６）株式運用における考慮事項 株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、非財務的要素であるE S G（環境、社会、ガバナンス）を考慮することについて、検討すること。	（５）株式運用における考慮事項 株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、E S G（環境、社会、ガバナンス）を含めた非財務的要素を考慮することについても、資金運用について一般に認められている専門的な知見に基づき、検討する。	（５）株式運用における考慮事項 株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、E S G（環境、社会、ガバナンス）を含めた非財務的要素を考慮することについても、運用受託機関の総合評価の視点に加えることを検討する。 また、外国株式運用におけるマネジャー・エントリー制の活用に際して、過去の運用実績も勘案し、超過収益が獲得できるとの期待を裏付ける十分な根拠を得ることを前提として、E S Gの考慮を投資方針に含む運用受託機関の採用を検討する。	（８）株式運用において、財務的な要素に加えて、収益確保のため、E S G（環境、社会、ガバナンス）を含めた非財務的要素を考慮することを検討したか。	（５）株式運用における考慮事項 株式運用の定性評価において、「スチュワードシップ責任に係る取組」の中で自主的な取組を評価している。 また、環境や社会などのネガティブな外部性を最小化することでポートフォリオのリターンの最大化を目指すことを目的に、国内株式を対象としたE S G（環境・社会・ガバナンス）指数の公募を実施し、14 社から 27 指数の応募があった。応募指数の審査にあたっては、書類審査、ヒアリング、追加審査・現地実査など複数の選考過程を通じて、リスク・リターン特性、回転率や流動性などの定量評価と、組織・人材、業務体制、情報管理体制、事業継続性、ガバナンス・利益相反管理、指数構築プロセス及び指数のコンセプトの合理性・納得性などの定性評価を行うとともに、計 5 回に亘り、運用委員会で審議・報告を行った。	（８）　株式運用の定性評価において、「スチュワードシップ責任に係る取組」の中で自主的な取組を評価している。 また、環境や社会などのネガティブな外部性を最小化することでポートフォリオのリターンの最大化を目指すことを目的に、国内株式を対象としたE S G（環境・社会・ガバナンス）指数の公募を実施し、14 社から 27 指数の応募があった。応募指数の審査にあたっては、書類審査、ヒアリング、追加審査・現地実査など複数の選考過程を通じて、リスク・リターン特性、回転率や流動性などの定量評価と、組織・人材、業務体制、情報管理体制、事業継続性、ガバナンス・利益相反管理、指数構築プロセス及び指数のコンセプトの合理性・納得性などの定性評価を行うとともに、計 5 回に亘り、運用委員会で審議・報告を行った。以上のことを踏まえれば、所期の目標を大きく上回る成果を得られたと考えている。

		(6) 財投債の管理及び運用 平成19年度までに引き受けた満期保有とする財投債について、年金積立金の適正な管理に資するため、時価による評価も併せて行い、開示することとする。 なお、当該財投債については、第1の2の(1)に定めるベンチマーク収益率に係る規定を適用しない。	(6) 財投債の管理及び運用 自家運用において、引き受けた満期保有とする財投債について、管理及び運用を行う。また、資産の評価に当たっては、償却原価法に併せ、時価による評価も行い、開示する。	(9) 財投債の管理及び運用は、適切に行われているか。また、満期保有とする財投債について、時価による評価も併せて行い、開示しているか。	<table><tr><td>追加審査・現地実査</td><td>中間審査において、総合評価が高い指数を提案した社について、追加審査・現地調査を実施し、組織・人材、業務体制、情報管理体制、事業継続性、ガバナンス・利益相反について確認を行った。</td></tr><tr><td>運用委員会</td><td>平成28年6月30日第107回運用委員会 投資におけるESGの考慮を報告 平成28年7月14日第108回運用委員会 ESG指数のアイデア募集を報告 平成28年11月9日第111回運用委員会 ESG指数について(第3回)を報告 平成28年12月16日第112回運用委員会 ESG指数について(第4回)を審議 平成29年1月20日第113回運用委員会 ESG指数について(第5回)を審議</td></tr></table> (6) 財投債の管理及び運用 ① 財投債の残高については、償却原価法による評価に併せ、時価法による評価額を公表した。 ② 資産管理機関から月末の資産管理状況について、月次及び四半期で報告を求め、適切に管理されていることを確認した。	追加審査・現地実査	中間審査において、総合評価が高い指数を提案した社について、追加審査・現地調査を実施し、組織・人材、業務体制、情報管理体制、事業継続性、ガバナンス・利益相反について確認を行った。	運用委員会	平成28年6月30日第107回運用委員会 投資におけるESGの考慮を報告 平成28年7月14日第108回運用委員会 ESG指数のアイデア募集を報告 平成28年11月9日第111回運用委員会 ESG指数について(第3回)を報告 平成28年12月16日第112回運用委員会 ESG指数について(第4回)を審議 平成29年1月20日第113回運用委員会 ESG指数について(第5回)を審議	(9) 財投債の管理及び運用は適切に行っており、また、適切に時価による評価・公表を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。 〈課題と対応〉 特になし
追加審査・現地実査	中間審査において、総合評価が高い指数を提案した社について、追加審査・現地調査を実施し、組織・人材、業務体制、情報管理体制、事業継続性、ガバナンス・利益相反について確認を行った。									
運用委員会	平成28年6月30日第107回運用委員会 投資におけるESGの考慮を報告 平成28年7月14日第108回運用委員会 ESG指数のアイデア募集を報告 平成28年11月9日第111回運用委員会 ESG指数について(第3回)を報告 平成28年12月16日第112回運用委員会 ESG指数について(第4回)を審議 平成29年1月20日第113回運用委員会 ESG指数について(第5回)を審議									

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
I－4	透明性の向上

2. 主要な経年データ																					
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）												
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度			2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度							
Twitter 情報発信	情報公開・広報活動の充実	－	30 回 （フォロワー数 5,442、閲覧回数 577,759）	157 回 （フォロワー数 8,755、閲覧回数 3,030,877）					予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。											
Youtube 動画掲載	情報公開・広報活動の充実	－	5 本 （登録者数 252、視聴回数 4687）	12 本 （登録者数 407、視聴回数 8,645）				決算額（千円）													
ホームページ訪問数（セッション数）	情報公開・広報活動の充実	562,914	570,950	662,818											経常費用（千円）	－	－	－	－	－	
																経常利益（千円）	－	－	－	－	－
																	行政サービス実施コスト（千円）	－	－	－	－
									従事人員数	－	－	－	－	－							

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	3. 透明性の向上 年金積立金の管理及び運用の方針並びに運用結果、新たな運用対象を追加する場合を始めとする年金積立金の運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果等について、年度の業務概況書等の公開資料をより一層分かりや	3. 透明性の向上 年金積立金の管理及び運用に関して、各年度の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関等の状況並びに新たな運用対象を追加する場合を始めとする年金積立金の運用手法、管理運用委託手	3. 透明性の向上 年金積立金の管理及び運用に関して、国民のより一層の理解と協力を得るため、年度の業務概況書など公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、ホームページ等を活用して迅速に公表する。また、運用の多様化、高度化や国		3. 透明性の向上 年金積立金の管理及び運用に関する情報源として重要な役割を担っているホームページについては、管理運用法人の役割や管理・運用の仕組みについて分かりやすく説明した資料をホームページに掲載する等、国民に対するより一層の情報公開・広報活動の充実等に努めた。 平成2 8 年度は、基本ポートフォリオの検証結果を公表するなどその適切な管理等に加え、Twitter 公式アカウントでは、ホームページの更新状況だけでなく、GPIF の運用手数料の状況や委託先運用機関が選んだ優れたコーポレート・ガバナンス報告書、統合報告書など GPIF に対して国民が疑問に思っている情報の発信に努めた。また、Youtube 公式チャンネルでは、記者会見の模様に加え、運用状況を国民に分かりやすく説明する動画を新たに掲載した。GPIF に対する国際的な関心が高まっていることに鑑み、重要な情報につ	<評定と根拠> 評定：A 「透明性の向上」は、年度及び四半期の運用状況をホームページ等を活用して迅速に公表するなど、公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、運用の多様化、高度化や国際化に対応した国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、その充実を図ることとされている。 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとされているのに対し、業務概況書においては、複合ベンチマーク対比のパフォーマンス、インカムゲイン、リスク指標など1 0 年間の歩みを振り返り分析したほか、より一層分かりやすいように工夫し、透明性の向上を図るため、年度及び四半期の運用状況については、事前に公表日を定めて公表した。

	すいように工夫するとともに、国民に対する情報公開・広報活動の充実を図ること。 また、運用受託機関等の選定過程や管理運用委託手数料の水準については、運用委員会の審議を経るなど運用委員会による適切なモニタリングの下で、その透明性を確保すること。 さらに、運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に議事録を公表すること。 上記の事項は、年金積立金の管理及び運用に対する国民の信頼を確保するための主要な役割を果たすことから、重要度が高いものとする。	数料、運用受託機関等の選定過程・結果を含む。）等について、毎年1回（各四半期の管理及び運用実績の状況（運用資産全体の状況及び運用資産ごとの状況を含む。）等については四半期ごとに）ホームページ等を活用して迅速に公表するなど、公開資料をより一層分かりやすいように工夫するとともに、運用の多様化、高度化や国際化に対応した国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、その充実を図る。 運用受託機関等の選定については、例えば、選定過程や管理運用委託手数料の水準については事前に運用委員会の審議を経るほか、実施状況や運用委員会から求めのあった事項については適時に運用委員会に報告するなど運用委員会による適切なモニタリングの下で、その透明性を確保する。 加えて、運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、運用委員会の定め	際化においても国民に対する情報公開・広報活動の在り方を検討し、充実等を図る。 具体的には、以下の取組を進めることとし、その際には、市場への影響に留意するものとする。		いては英語による情報発信に努め、ホームページの新着情報から 25 回（昨年度は 11 回）、Twitter から 46 回（昨年度は 5 回）の英語による情報発信を行った。 業務概況書においては、管理運用法人が設立されてから 10 年間となったことから、一つの区切りとして、複合ベンチマーク対比のパフォーマンス、インカムゲイン、リスク指標など 1 0 年間の歩みを振り返り分析し公表した。 年金積立金の管理及び運用に関して、透明性の向上と情報公開の充実を図るため、平成 27 年 3 月末時点（債券 1092 発行体、株式 4702 銘柄）及び平成 28 年 3 月末時点（債券 2297 発行体、株式 4711 銘柄）の全保有銘柄を新たに開示した。なお、開示にあたっては、経済団体、労働団体及び市場関係団体の計 8 団体に意見照会を行い、各団体の意見も踏まえ段階的に保有銘柄を開示するとともに、各段階において実証的な検証（イベントスタディ）等を行い、市場への影響等の懸念がないことを確認しながら進めることとした。検証については、一般的に認められた専門的知見である Fama-French 3 ファクターモデルを活用し、市場に対する影響度合の検証を行った。検証にあたっては、各時点の影響度合の検証に留まらず、平成 27 年 3 月末との平成 28 年 3 月末の保有比率の差に着目した分析や、各運用受託機関が保有しているポートフォリオに対する影響をヒアリングするなど、多角的な検証を行った。検証結果は、運用委員会に対して報告を 2 回行い、検証結果の概要をホームページへ掲載した。開示にあたっては、ホームページ上で全保有銘柄をエクセル形式でダウンロードできる機能とし、使用者が分析・加工しやすいように、各資産毎にシートを作成するとともに、日本語、英語で表示するなどわかりやすさを確保した。		また、情報公開・広報活動の充実を図るとされているのに対し、より一層の情報公開・広報の促進に努める観点から、ホームページによる情報発信以外にも、Twitter 及び Youtube を活用し、運用状況を国民に分かりやすく説明する動画を新たに掲載するなど国民が疑問に思っている情報や関心の高い情報の発信に努め、Twitter から 157 回（昨年度 30 回）、Youtube から 12 本（昨年度 5 本）の情報発信を行った。GPIF に対する国際的な関心が高まっていることに鑑み、重要な情報については英語による情報発信に努め、ホームページの新着情報から 25 回（昨年度は 11 回）、Twitter から 46 回（昨年度は 5 回）の英語による情報発信を行った。 さらに、透明性の向上と情報公開の充実を図るため、市場への影響を検証することとした上で、平成 27 年 3 月末時点（債券 1092 発行体、株式 4702 銘柄）及び平成 28 年 3 月末時点（債券 2297 発行体、株式 4711 銘柄）の全保有銘柄を新たに開示した。なお、開示にあたっては、経済団体、労働団体及び市場関係団体の計 8 団体に意見照会を行い、各団体の意見も踏まえ段階的に保有銘柄を開示するとともに、各段階において実証的な検証（イベントスタディ）等を行い、市場への影響等の懸念がないことを確認しながら進めることとした。検証にあたっては、各時点の影響度合の検証に留まらず、平成 27 年 3 月末との平成 28 年 3 月末の保有比率の差に着目した分析や、各運用受託機関が保有しているポートフォリオに対する影響をヒアリングするなど、多角的な検証を行った。 その他、国内外のセミナー等において講演等で管理運用法人に関する説明を行ったほか、理事長による新年メディア懇談会を新たに開催するなど積極的な情報発信に努めた。 以上を踏まえれば、所期の目標を大きく上回る成果を達成したと考えられることから、A と評価する。
--	---	--	--	--	---	--	--

		るところにより、一定期間を経た後に議事録を公表する。 これらの情報公開に当たっては、市場への影響に留意するものとする。		「保有銘柄開示による市場への影響に関する検証結果について（２）」公表 運用委員会の審議の透明性を図るため、市場への影響にも配慮しつつ、引き続き一定期間（７年）経過後の議事録公表に向けた所要の手続きを行った。 国内外の運用関係の会議やセミナーにおける役員等の講演及び意見交換のほか、理事長による新年メディア懇談会を新たに開催するなど事業の透明性の向上に努めた。		【評価の視点】 （１）基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みについては、業務概況書において説明しているほか、管理運用法人の役割や管理・運用の仕組みについて分かりやすく説明した資料をホームページ上で掲載、基本ポートフォリオを分かりやすく説明する動画を Youtube 公式チャンネルに掲載している。このほか、平成 28 年度は新たに理事長による新年メディア懇談会を新たに開催するなど、国内外のセミナー等において講演等で管理運用法人に関する説明を行い、積極的な情報発信に努めており、所期の目標を達成していると考え （２）年金積立金の運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果等については、業務概況書等で適切に公表した。これに加え、Twitter 公式アカウントでは、GPIF の運用手数料の状況や委託先運用機関が選んだ優れたコーポレート・ガバナンス報告書、統合報告書など GPIF に対して国民が疑問に思っている情報を発信するとともに、Youtube 公式チャンネルでは、記者会見の模様に加え、運用状況を国民に分かりやすく説明する動画を新たに掲載した。さらに、業務概況書において、複合ベンチマーク対比のパフォーマンス、インカムゲイン、リスク指標など 10 年間の歩みを振り返り分析したほか、年金積立金の管理及び運用に関して、透明性の向上と情報公開の充実を図るため、市場への影響を検証することとした上で、平成 27 年 3 月末時点（債券 1092 発行体、株式 4702 銘柄）及び平成 28 年 3 月末時点（債券 2297 発行体、株式 4711 銘柄）の全保有銘柄を新たに開示した。なお、開示にあたっては、経済団体、労働団体及び市場関係団体の計 8 団体に意見照会を行い、各団体の意見も踏まえ段階的に保有銘柄を開示するとともに、各段階において実証的な検証（イベントスタディ）等を行い、市場への影響等の懸念がないことを確認しながら進めることとした。
		（１）基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みをホームページ等で説明する。	＜評価の視点＞ （１）基本ポートフォリオの考え方を含む年金積立金の管理及び運用の方針、運用結果、具体的な運用体制など管理運用の仕組みを年度の業務概況書などで理解しやすく情報公開しているか。 （２）年金積立金の運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果等について、年度の業務概況書等の公開資料をより分かりやすいように工夫するとともに、国民に対する情報公開・広報活動の充実・強化のための取組を行ったか。	（１）基本ポートフォリオ等の管理及び運用の趣旨や仕組みについては、業務概況書において説明しているほか、管理運用法人の役割や管理・運用の仕組みについて分かりやすく説明した資料をホームページ上で掲載、基本ポートフォリオを分かりやすく説明する動画を Youtube 公式チャンネルに掲載するなど説明に努めている。 このほか、国内外のセミナー等において講演等で管理運用法人に関する説明を行い、平成 28 年度は新たに理事長による新年メディア懇談会を新たに開催するなど、積極的な情報発信に努めた。		
		（２）管理運用に関する基本的な方針・遵守事項等を規		（２）業務方針について、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点から 5 度の見直しを行い、ホームページにおいて公表した。		

		定した年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針をホームページにより公開する。 (3) 平成27年度の管理及び運用実績の状況(運用資産全体の状況、運用資産ごとの状況及び各運用受託機関等の状況並びに新たな運用対象を追加する場合を始めとする年金積立金の運用手法、運用管理委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果を含む。)については7月29日に、四半期の運用状況については8月26日、11月25日及び3月3日にホームページ等により情報を公開する。 併せて、平成27年度の管理及び運用実績の状況の公表に当たっては、当法人設立(平成18年度)からの10年間の歩みを振り返り分析し公表するとともに、保有する銘柄に関する情報の開示の在り方についても検討を加え、その結果に基づいて、市場への影響	(3) 各年度・各四半期の管理及び運用の運用実績の状況等について、迅速な情報公開を行ったか。	(3) 平成27年度の業務概況書及び平成28年度の各四半期の運用状況については、透明性の向上を図るため、平成28年度計画において事前に公表日を明示して公表を行った。 <table><tr><td>業務概況書 (平成27年度)</td><td>第1四半期 (平成28年度)</td><td>第2四半期 (平成28年度)</td><td>第3四半期 (平成28年度)</td></tr><tr><td>H28.7.29</td><td>H28.8.26</td><td>H28.11.25</td><td>H29.3.3</td></tr></table> なお、平成29年3月に策定した平成29年度計画において、平成28年度の業務概況書は7月の第1金曜日、平成29年度の各四半期の運用状況は、翌々月の第一金曜日とすることとし、公表日を前倒しすることとした。	業務概況書 (平成27年度)	第1四半期 (平成28年度)	第2四半期 (平成28年度)	第3四半期 (平成28年度)	H28.7.29	H28.8.26	H28.11.25	H29.3.3	検証にあたっては、各時点の影響度合の検証に留まらず、平成27年3月末との平成28年3月末の保有比率の差に着目した分析や、各運用受託機関が保有しているポートフォリオに対する影響をヒアリングするなど、多角的な検証を行った。これらにより、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。 (3) 適切に各年度・各四半期の運用状況を公表しており、所期の目標を達成していると考ええる。
業務概況書 (平成27年度)	第1四半期 (平成28年度)	第2四半期 (平成28年度)	第3四半期 (平成28年度)										
H28.7.29	H28.8.26	H28.11.25	H29.3.3										

			に留意しつつ、情報公開の充実を図る。 (4) 監事及び監査法人の監査の結果については、年1回ホームページで情報を公開する。 (5) スチュワードシップコードへの対応状況及び株主議決権行使の結果等の公表について、引き続き分かりやすい内容となるよう努める。 (6) 運用受託機関等の選定については、例えば、選定過程や管理運用委託手数料の水準については事前に運用委員会の審議を経るほか、実施状況や運用委員会から求めのあった事項については適時に運用委員会に報告するなど運用委員会による適切なモニタリングの下で、その透明性を確保する。 加えて、運用委員会の審議の透明性の確保を図るため、市場への影響にも	(4) 監事及び監査法人の監査の結果等について、迅速な情報公開を行ったか。 (5) 運用受託機関等の選定過程や管理運用委託手数料の水準については、運用委員会の審議を経るなど運用委員会による適切なモニタリングの下で、その透明性の確保が図られているか。 (6) 運用委員会の議事録について、市場への影響にも配慮しつつ、一定期間を経た後に公表するよう所要の手続を進めたか。	(4) 監事監査の結果及び監査法人による外部監査の結果について、ホームページに掲載し、情報の公表を行った。 (5) ① 外国株式運用及び国内株式パッシブ運用の運用機関の公募について、ホームページに掲載した。 ① 企業アセットフォーラム及びグローバルアセットオーナーズフォーラムの議事概要についてホームページに掲載した。 ② 当法人のスチュワードシップ活動について、「平成28年スチュワードシップ活動報告」を公表（平成29年1月25日）し、平成28年の当法人のスチュワードシップ活動の状況及び株主議決権行使状況の概要についてホームページに掲載した。 ④ 「平成28年 スチュワードシップ活動報告」の公表にあたり、英語版も作成しホームページに掲載した。 (6) 外国株式及び国内株式パッシブ運用の運用機関の公募開始にあたり、外国株式運用については運用受託機関構成の現状分析等を、また国内株式パッシブ運用についてはスチュワードシップ活動を強化するための追加公募であること等を運用委員会による審議を経て実施した。 開催された運用委員会に係る資料及び議事要旨等について、市場への影響に配慮しつつ、ホームページに公表するとともに公表した旨をTwitterで情報発信した。 また、運用委員会の議事録については、運用委員会で審議の上、一定期間（7年）経過後の議事録公表に向けた、所要の手続を行った。 ＜平成27年度の業務実績の評価結果の反映状況＞ 有識者会議での「取組については評価したいが、国民の理解は十分でない。短期的なブレを許容することが長期の運用であることを説明することについて更に工夫の余地がある。」との意見を踏まえ、四半期ごとの記者会見において四半期の収益額と長期の累積収益額を比較して説明するなど、長期運用について、より一層分かりやすいように工夫し、公表した。	(4) 適切に監事及び監査法人の監査の結果等を公表しており、所期の目標を達成していると考える。 (5) 外国株式及び国内株式パッシブ運用の運用機関の公募開始にあたり、外国株式運用については運用受託機関構成の現状分析等を、また国内株式パッシブ運用についてはスチュワードシップ活動を強化するための追加公募であること等を運用委員会による審議を経て実施しており、所期の目標を達成していると考える。 (6) 適切に、運用委員会の議事録の公表の手続きを進めており、所期の目標を達成していると考える。 〈課題と対応〉 特になし
--	--	--	---	--	--	---

			配慮しつつ、一定期間を経た後に運用委員会の議事録を公表するための所要の手続きを進める。			
--	--	--	---	--	--	--

	酌すべき積立金の資産の構成の目標（以下「モデルポートフォリオ」という。）を定めること。モデルポートフォリオは、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定すること。なお、モデルポートフォリオを定めるに当たっては、運用委員会の審議を経るとともに、モデルポートフォリオを参酌して法人及び他の管理運用主体が定める基本ポートフォリオとの関係も併せて検討すること。 （２）モデルポートフォリオの見直し 策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、運用委員会の審議	なりリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定する。なお、モデルポートフォリオを定めるに当たっては、運用委員会の審議を経るとともに、モデルポートフォリオを参酌して他の管理運用主体が定める基本ポートフォリオとの関係も併せて検討する。 （２）モデルポートフォリオの見直し 策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、他の管理運用主体と共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、運用委員会の審議	（１）モデルポートフォリオは、運用の目標に沿った資産構成とし、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定されているか。 （２）モデルポートフォリオについて、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、他の管理運用主体と共同して、検討を行っているか。また、定期的な検証の必要性について検討を行ったか。 （３）基本ポートフォリオは、運用目標に沿った資産構成割合とし、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定されているか。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととするとともに株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることを十分考慮し	（１）モデルポートフォリオは、運用の目標に沿った資産構成とし、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定されており、所期の目標を達成していると考ええる。 （２）（４）日銀のマイナス金利政策導入による国内金利の更なる低下など足元の運用環境の変化を踏まえて、平成２８年度末時点を基準に直近の経済・市場データを更新し、基本ポートフォリオの検証を進めたところ、２回の運用委員会を経て、を経て、現行基本ポートフォリオ及びモデルポートフォリオを変更する必要があることを確認しており、所期の目標を達成していると考ええる。 （３）基本ポートフォリオは、運用の目標に沿った資産構成とし、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定されており、所期の目標を達成していると考ええる。 〈課題と対応〉 特になし
--	--	---	---	---

	を経て、これを変更すること。また、モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか等についての定期的な検証の必要性について検討すること。 (3) 基本ポートフォリオの策定 基本ポートフォリオは、モデルポートフォリオに即し、運用の目標に沿った資産構成とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定すること。その際、名目賃金上昇率から下振れするリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮すること。また、予定された積立金額を下回る可能	を経て、これを変更する。また、モデルポートフォリオ策定時に想定した運用環境が現実から乖離していないか等についての検証は、少なくとも基本ポートフォリオの定期的な検証において必要と判断されたときに実施する。 (3) 基本ポートフォリオの基本的考え方 基本ポートフォリオは、モデルポートフォリオに即し、運用の目標に沿った資産構成割合とし、資産の管理及び運用に関し一般に認められている専門的な知見並びに内外の経済動向を考慮して、フォワード・ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定する。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととともに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があることも十分に考慮する。また、予定された積立金額を	たか。 (4) 基本ポートフォリオについて、市場動向を踏まえた適切なリスク管理を行い、定期的に基本ポートフォリオの検証を行うほか、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等必要があると認める場合には、必要に応じて見直しの検討を行ったか。		
--	--	---	---	--	--

	性の大きさを適切に評価するとともに、リスクシナリオ等による検証について、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、一層の充実を行う。	下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、リスクシナリオ等による検証について、より踏み込んだ複数のシナリオで実施するなど、一層の充実を行う。				
	(4) 基本ポートフォリオ 基本ポートフォリオを構成する資産区分については、国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式とし、基本ポートフォリオ及び乖離許容幅を次のとおり定める。 なお、以下に定める基本ポートフォリオへ移行するまでの間、乖離許容幅を超過することについては許容するものとする。 ・資産構成割合 国内債券 3 5 % 国内株式 2 5 % 外国債券 1 5 % 外国株式 2 5 % ・乖離許容幅 国内債権 ± 1 0 % 国内株式 ± 9 % 外国債券 ± 4 % 外国株式 ± 8 % (注) 運用体制の整備に伴い管理・運用されるオルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他	(1) 基本ポートフォリオ モデルポートフォリオに即し、次の基本ポートフォリオに基づき、年金積立金の管理及び運用を行う。 ・資産構成割合 国内債券 3 5 % 国内株式 2 5 % 外国債券 1 5 % 外国株式 2 5 % ・乖離許容幅 国内債権 ± 1 0 % 国内株式 ± 9 % 外国債券 ± 4 % 外国株式 ± 8 % (注) 運用体制の整備に伴い管理・運用されるオルタナティブ資産（インフラストラクチャー、プライベートエクイティ、不動産その他運用委員会の議を経て決定するもの）は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産		(1) 基本ポートフォリオ 平成 2 6 年 1 0 月 3 1 日に策定した基本ポートフォリオが引き続き効率的であることを確認した上で、当該基本ポートフォリオを第 3 期中期計画における基本ポートフォリオとして継続することとし、中期計画において定めた基本ポートフォリオ及び乖離許容幅に基づき年金積立金の運用を行った。		

		プライベートエクイティ、不動産その他運用委員会の議を経て決定するもの) は、リスク・リターン特性に応じて国内債券、国内株式、外国債券及び外国株式に区分し、資産全体の５％を上限とする。 また、経済環境や市場環境の変化が激しい昨今の傾向を踏まえ、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中で市場環境の適切な見通しを踏まえ、機動的な運用ができる。ただし、その際の見通しは、決して投機的なものであってはならず、確度が高いものとする。				
	(４) 基本ポートフォリオの見直し 市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等、必要があると認めるときは、中期目標期間中であっても、必要に応じて見直しの検討を行うこと。なお、市場への影響等に鑑み必要があると認めるときは、ポートフォリオを見	(５) 基本ポートフォリオの見直し 市場動向を踏まえた適切なリスク管理等を行い、定期的に基本ポートフォリオの検証を行うほか、策定時に想定した運用環境が現実から乖離している等必要があると認める場合には、中期目標期間中であっても、必要に応じて見直しの検討を行う。なお、市場への影響等に鑑み	(２) 基本ポートフォリオの見直し 基本ポートフォリオについて、策定時に想定した運用環境に変化がないかの検証を行う。 また、市場の急激な変動などが生じた場合、必要に応じて見直しの検討を行う。 これに併せ、モデルポートフォリオの検証が必要と判断されたときは、他の管理運用主体と		(２) 基本ポートフォリオの見直し 日銀のマイナス金利政策導入による国内金利の更なる低下など足元の運用環境の変化を踏まえて、平成２８年度末時点を基準に直近の経済・市場データを更新し、基本ポートフォリオの検証を進めたところ、２回の運用委員会を経て、現行基本ポートフォリオを変更する必要があることを確認した。	

	直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定すること。	必要があると認めるときは、ポートフォリオを見直し後の基本ポートフォリオに円滑に移行させるため、移行ポートフォリオ（基本ポートフォリオを実現するまでの経過的な資産の構成をいう。）を策定する。	共同して、モデルポートフォリオに検討を加え、必要に応じ、運用委員会の審議を経て、変更する。			
--	--	--	---	--	--	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
I－6	管理及び運用に関し遵守すべき事項

2. 主要な経年データ										
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）		
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			
スチュワードシップ活動に関する運用受託機関へのヒアリング社数	スチュワードシップ活動の把握	20社 （すべての国内株式運用受託機関）	20社 （すべての国内株式運用受託機関）	16社 （すべての国内株式運用受託機関）						
スチュワードシップ活動に関するアンケート回答数	スチュワードシップ活動の把握	—	260社 （対象400社、回答率65％）	272社 （対象400社、回答率68％）					《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。	
アンケート回答企業へのエンゲージメントに関するヒアリング数	スチュワードシップ活動の把握	—	31社	16社						
企業・アセットオーナーフォーラム開催	スチュワードシップ活動の把握	—		1回					経常費用（千円）	— — — — —
グローバル・アセットオーナーフォーラム開催	スチュワードシップ活動の把握	—		1回					経常利益（千円）	— — — — —
									行政サービス実施コスト（千円）	— — — — —
									従事人員数	— — — — —

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 （1）受託者責任の徹底 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。	5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 （1）受託者責任の徹底 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。	5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 （1）受託者責任の徹底 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底する。	<評価の視点> （1）慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底したか。	5. 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 （1）受託者責任の徹底 行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらをネットワークシステムに掲載し、内部規程等の改正の都度、メールにより役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの行動規範を携行している。 また、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、役職員の行動規範の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行うとともに、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について、国民から疑念を受け	<評定と根拠> 評定：A 「管理及び運用に関し遵守すべき事項」は、年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努めることとされている。また、企業経営に対して過度に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、株主議決権の行使等の適切な対応を行うこと、スチュワードシップ

					ないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂（平成28年11月）を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。加えて、運用委員会の下に設置されたガバナンス会議において、運用委員及び役職員の行動規範の遵守状況について報告した。 さらに、毎年3月をコンプライアンス強化月間とし、理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、コンプライアンスに関するeラーニング及び各部室ごとにコンプライアンスに関するグループワークを実施するなど役職員の意識の向上を図った。	責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこととされている。 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、市場及び民間の活動への影響について配慮することとされているのに対し、適切に配慮を行った。また、株主議決権の行使についても適切な対応を行った。 スチュワードシップ責任を果たすため、基本的な方針に沿った対応を行うこととされているのに対し、基本的な方針で定めた運用受託機関に対するヒアリング、概要の公表を行った。 さらに、運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を持った対話」（エンゲージメント）の実態把握を目的として、昨年度に続き上場会社向けにアンケートを実施（JPX日経400対象企業に実施。回答数272社（回答率68%））するとともに、アンケートの回答企業のうち16社を訪問し、ヒアリングを行い、運用受託機関のスチュワードシップ活動の評価の向上とエンゲージメント実態把握に努めた。また、複数の企業から「アセットオーナーである GPIF と企業との間の継続的かつ建設的な意見交換の場」設立の提案を受け「企業・アセットオーナーフォーラム」を初めて開催し、本フォーラムを通じて企業から得られたGPIFを含む運用業界全般に対する要望事項を、平成29年6月公表の初の運用受託機関向け「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」作成に大きく活用した。被保険者のために一層のスチュワードシップ責任を果たすため、この分野において先行する海外公的年金基金等との継続的な意見交換の場を設け、その高度な知見の活用を目指し「グローバル・アセットオーナーフォーラム」を初めて開催し、海外アセットオーナーとの活発な意見交換を、GPIFにおけるESGの取組み方のあるべき方向性の議論に活用した。加えて、海外における企業及び機関投資家の女性活躍推進の取組について情報を収集するため英国の30%Clubおよび米国のThirty Percent Coalition にオブザーバーとして加盟したほか、外務省の持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議に高橋理事長が構成員として参加し、水野理事兼CIOが責任投資原則協会（PRI Association）の理事に選任されるなどPRIや国内外関係団体・機関との連携強化を図った。こうした様々な活動により明らかになった GPIF のスチュワードシップ活動に資する新たな知見及び引き続き改善に向けた取組みが必要な運用受託機関の課題等を「平成28年スチュワードシップ活動報告」にとりまとめ、1月25日に GPIF ホームページ上にて公表した。 これらを踏まえれば、所期の目標を大きく上回る成果を達成したと考えられることから、Aと評価する。 【評価の視点】 （1） 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底して
	（2）市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努めること。 企業経営に対して過度に影響を及ぼさないよう配慮するとともに、企業経営等に与える影響を考慮しつつ、株主等の長期的な利益の最大化を目指す観点から、株主議決権の行使等の適切な対応を行うこと。その際、「責任ある機関投資家」の諸原	（2）市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。 また、民間企業の経営に対して過度に影響を及ぼさないよう、以下の点について配慮する。 ① 運用受託機関ごと（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について制限を設ける。	（2）市場及び民間の活動への影響に対する配慮 年金積立金の運用に当たっては、市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを蒙ることがないよう努めるとともに、市場の価格形成や民間の投資行動等を歪めないよう配慮し、特に、資金の投入及び回収に当たって、特定の時期への集中を回避するよう努める。 また、民間企業の経営に対して過度に影響を及ぼさないよう、以下の点について配慮する。 ① 同一企業発行有価証券の保有状況について制限を設け、運用受託機関からの運用状況の報告に併せて、遵守状況を確認す	（2）市場規模を考慮し、自ら過大なマーケットインパクトを被ることがないよう努めるとともに、資金の投入及び回収に際し、特定の時期への集中を回避するなど市場の価格形成や民間の投資行動を歪めないような適切な配慮がなされているか。 （3）民間企業の経営に対して過度に影響を及ぼさないよう、適切に配慮されているか。	（2）市場及び民間の活動への影響に対する配慮 ア 平成28年度における年金特別会計への寄託金償還等については、年度当初に寄託金償還等の見通しを策定の上、キャッシュアウト等対応ファンド及び財投債ファンドの満期償還金・利金等を活用することにより対応した。 イ 運用受託機関の解約に伴い、当該資金を回収し再配分する際には、市場の価格形成等を考慮し、原則として現物移管により実施した。 民間企業の経営に対して過度に影響を及ぼさないよう、以下の取組を実施した。 ① 民間企業の経営に与える影響に配慮し、同一企業有価証券の保有が当該企業の発行済株式総数の5%以下となるよう引き続き求めている。この基準を全ての運用受託機関が遵守していることを確認した。	

	則《日本版スチュワードシップ・コード》（平成２６年２月２６日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行うこと。 企業経営等と与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わないこと。	② 企業経営等と与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 ③ 企業経営に直接影響を与えると懸念を生じさせないよう株主議決権の行使は直接行わず、運用を委託した民間運用機関の判断に委ねる。ただし、運用受託機関への委託に際し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求める。その際、「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（平成２６年２月２６日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）	る。 ② 企業経営等と与える影響を考慮し、株式運用において個別銘柄の選択は行わない。 ③ コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを運用受託機関に示すとともに、運用受託機関から議決権行使に係るガイドラインの提出を求める。議決権行使状況については年２回報告を求め、必要に応じてミーティングを実施し、議決権行使の取組状況について評価する。	（４）運用受託機関（自家運用を含む。）に同一企業発行有価証券の保有について、適切な制限を設け、保有状況の確認が行われているか。 （５）運用受託機関に対し、コーポレートガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示すとともに、運用受託機関における議決権行使の方針や行使状況等について報告を求めているか。	② 民間企業の経営に与える影響に配慮し、株式運用については民間の運用受託機関に委託し管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わなかった。 ③ ア 民間企業の経営に過度に影響を及ぼさないよう配慮し、株主総会における個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととし、運用受託機関等説明会において、コーポレート・ガバナンスの重要性を認識し、議決権行使の目的が長期的な株主利益の最大化を目指すものであることを示し、その目的に沿った株主議決権行使を求めた。また、管理運用法人から提示している運用ガイドラインにおいて、「コーポレート・ガバナンスの重要性を認識し、長期的な株主利益の最大化を目的とする」としていることを踏まえ、株主議決権行使に係る方針を定めるよう明記している。 イ 運用受託機関に対して、株主議決権行使に係る方針の提出を求めた。また、提出されていた議決権行使に係る方針について変更があった延１８ファンドについては、変更後の方針の提出を受けた。 ウ 平成２８年度における株主議決権行使状況については、概ね良好な結果であった。国内株式及び外国株式の運用受託機関延べ５０ファンドから報告を求め、全ファンドが議決権行使を実施していることを確認した。平成２８年度における行使状況は次のとおりである。 (国内株式) a 運用受託機関の対応状況 株主議決権を行使した運用受託機関数： ２８ファンド 株主議決権を行使しなかった運用受託機関数： ０ファンド b 行使内容 ●国内株式 (単位：延べ議案数) <table><tr><th></th><th colspan="3">平成２８年度</th></tr><tr><th>行使内容</th><th>会社提案</th><th>株主提案</th><th>総議案数</th></tr><tr><td>賛 成</td><td>185, 776 (92. 0%)</td><td>80 (5. 5%)</td><td>—</td></tr><tr><td>反 対</td><td>16, 110 (8. 0%)</td><td>1, 369 (94. 5%)</td><td>—</td></tr></table>		平成２８年度			行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	賛 成	185, 776 (92. 0%)	80 (5. 5%)	—	反 対	16, 110 (8. 0%)	1, 369 (94. 5%)	—	おり、所期の目標を達成していると考ええる。 (２) 資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、適切に配慮しており、所期の目標を達成していると考ええる。 (３) 民間企業の経営に対する影響については、適切に配慮しており、所期の目標を達成していると考ええる。 (４) 運用受託機関等における同一企業発行有価証券の保有については、適切に対応しており、所期の目標を達成していると考ええる。 (５) 株主議決権の行使については、昨年度から引き続き適切に対応しており、所期の目標を達成していると考ええる。
	平成２８年度																					
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数																			
賛 成	185, 776 (92. 0%)	80 (5. 5%)	—																			
反 対	16, 110 (8. 0%)	1, 369 (94. 5%)	—																			

		を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行う。			<table><tr><td>白紙委任</td><td>0 (0.0%)</td><td>0 (0.0%)</td><td>－</td></tr><tr><td>棄 権</td><td>0 (0.0%)</td><td>0 (0.0%)</td><td>－</td></tr><tr><td>合 計</td><td>201,886 (100.0%)</td><td>1,449 (100.0%)</td><td>203,335</td></tr></table> (注) 割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。 【参考：平成 2 7 年度】 (単位：延べ議案数) <table><tr><td></td><td colspan="3">平成 2 7 年度</td></tr><tr><td>行使内容</td><td>会社提案</td><td>株主提案</td><td>総議案数</td></tr><tr><td>賛 成</td><td>186,920 (91.7%)</td><td>82 (3.3%)</td><td>－</td></tr><tr><td>反 対</td><td>16,904 (8.3%)</td><td>2,405 (96.7%)</td><td>－</td></tr><tr><td>白紙委任</td><td>0 (0.0%)</td><td>0 (0.0%)</td><td>－</td></tr><tr><td>棄 権</td><td>0 (0.0%)</td><td>2 (0.0%)</td><td>－</td></tr><tr><td>合 計</td><td>203,824 (100.0%)</td><td>2,489 (100.0%)</td><td>206,313</td></tr></table> (注) 割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。 (外国株式) a 運用受託機関の対応状況 株主議決権を行使した運用受託機関数： 2 2 ファンド 株主議決権を行使しなかった運用受託機関数： 0 ファンド (単位：延べ議案数) <table><tr><td></td><td colspan="3">平成 2 8 年度</td></tr><tr><td>行使内容</td><td>会社提案</td><td>株主提案</td><td>総議案数</td></tr><tr><td>賛 成</td><td>195,076 (92.1%)</td><td>3,327 (40.8%)</td><td>－</td></tr><tr><td>反 対</td><td>16,630 (7.9%)</td><td>4,770 (58.5%)</td><td>－</td></tr><tr><td>白紙委任</td><td>0 (0.0%)</td><td>0 (0.0%)</td><td>－</td></tr><tr><td>棄 権</td><td>67 (0.0%)</td><td>53 (0.7%)</td><td>－</td></tr><tr><td>合 計</td><td>211,773 (100.0%)</td><td>8,150 (100.0%)</td><td>219,923</td></tr></table> (注) 割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。	白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	－	棄 権	0 (0.0%)	0 (0.0%)	－	合 計	201,886 (100.0%)	1,449 (100.0%)	203,335		平成 2 7 年度			行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	賛 成	186,920 (91.7%)	82 (3.3%)	－	反 対	16,904 (8.3%)	2,405 (96.7%)	－	白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	－	棄 権	0 (0.0%)	2 (0.0%)	－	合 計	203,824 (100.0%)	2,489 (100.0%)	206,313		平成 2 8 年度			行使内容	会社提案	株主提案	総議案数	賛 成	195,076 (92.1%)	3,327 (40.8%)	－	反 対	16,630 (7.9%)	4,770 (58.5%)	－	白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	－	棄 権	67 (0.0%)	53 (0.7%)	－	合 計	211,773 (100.0%)	8,150 (100.0%)	219,923	
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	－																																																																							
棄 権	0 (0.0%)	0 (0.0%)	－																																																																							
合 計	201,886 (100.0%)	1,449 (100.0%)	203,335																																																																							
	平成 2 7 年度																																																																									
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数																																																																							
賛 成	186,920 (91.7%)	82 (3.3%)	－																																																																							
反 対	16,904 (8.3%)	2,405 (96.7%)	－																																																																							
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	－																																																																							
棄 権	0 (0.0%)	2 (0.0%)	－																																																																							
合 計	203,824 (100.0%)	2,489 (100.0%)	206,313																																																																							
	平成 2 8 年度																																																																									
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数																																																																							
賛 成	195,076 (92.1%)	3,327 (40.8%)	－																																																																							
反 対	16,630 (7.9%)	4,770 (58.5%)	－																																																																							
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	－																																																																							
棄 権	67 (0.0%)	53 (0.7%)	－																																																																							
合 計	211,773 (100.0%)	8,150 (100.0%)	219,923																																																																							

				【参考：平成２７年度】 <table><tr><td colspan="4">(単位：延べ議案数)</td></tr><tr><td></td><td colspan="3">平成２７年度</td></tr><tr><td>行使内容</td><td>会社提案</td><td>行使内容</td><td>会社提案</td></tr><tr><td>賛 成</td><td>192,410 (92.0%)</td><td>3,447 (47.9%)</td><td>—</td></tr><tr><td>反 対</td><td>16,725 (8.0%)</td><td>3,703 (51.5%)</td><td>—</td></tr><tr><td>白紙委任</td><td>0 (0.0%)</td><td>0 (0.0%)</td><td>—</td></tr><tr><td>棄 権</td><td>47 (0.0%)</td><td>41 (1.0%)</td><td>—</td></tr><tr><td>合 計</td><td>209,182 (100.0%)</td><td>7,191 (100.0%)</td><td>216,373</td></tr></table> (注) 割合は四捨五入のため、合計しても 100%にならない場合がある。 エ 議決権行使の評価については、各運用受託機関の取組状況を以下の評価項目を総合することにより実施した。 ・株主議決権行使ガイドラインの整備状況 ・行使体制 ・行使状況 平成２８年度における議決権行使の取組は概ね良好であった。 この評価結果は平成２９年度の総合評価の定性評価に反映させることとしている。 ④ ア スチュワードシップ推進活動において、次の取組を実施。こうした様々な活動により明らかになった GPIF のスチュワードシップ活動に資する新たな知見及び引き続き改善に向けた取組が必要な運用受託機関の課題等を「平成２８年スチュワードシップ活動報告」にとりまとめ、１月２５日に GPIF ホームページ上にて公表した。 ・運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を持った対話」（エンゲージメント）の実態把握を目的として、「ＪＰＸ日経４００採用企業向けアンケート」を実施 ・複数の企業から「アセットオーナーである GPIF と企業との間の継続的かつ建設的な意見交換の場」設立の提案を受け「企業・アセットオーナーフォーラム」を初めて開催し、本フォーラムを通じて企業から得られた G P I F を含む運用業界全般に対する要望事項を、平成２９年６月公表の初の運用受託機関向け「スチュワードシップ活動原則」及び「議決権行使原則」作成に大きく活用 ・被保険者のために一層のスチュワードシップ責任を果たすため、	(単位：延べ議案数)					平成２７年度			行使内容	会社提案	行使内容	会社提案	賛 成	192,410 (92.0%)	3,447 (47.9%)	—	反 対	16,725 (8.0%)	3,703 (51.5%)	—	白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—	棄 権	47 (0.0%)	41 (1.0%)	—	合 計	209,182 (100.0%)	7,191 (100.0%)	216,373	
(単位：延べ議案数)																																					
	平成２７年度																																				
行使内容	会社提案	行使内容	会社提案																																		
賛 成	192,410 (92.0%)	3,447 (47.9%)	—																																		
反 対	16,725 (8.0%)	3,703 (51.5%)	—																																		
白紙委任	0 (0.0%)	0 (0.0%)	—																																		
棄 権	47 (0.0%)	41 (1.0%)	—																																		
合 計	209,182 (100.0%)	7,191 (100.0%)	216,373																																		
		④ 「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》（平成２６年２月２８日日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会取りまとめ）を踏まえ、スチュワードシップ責任（機関投資家が、投資先の日本企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的なエンゲ	（６）日本版スチュワードシップ・コードを踏まえ、スチュワードシップ責任を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行ったか。																																		
				（６） スチュワードシップ責任を果たす一環として、E S G への取組みを強めることとし、運用受託機関に対しヒアリングを実施し、運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における取組・課題の把握に努めたことに加え、ＪＰＸ日経４００採用企業向けアンケートの実施、「企業・アセットオーナーフォーラム」及び「グローバル・アセットオーナーフォーラム」の開催等を行い、運用受託機関のスチュワードシップ活動の評価の向上とエンゲージメント実態把握に努めており、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。																																	

			ージメント等を通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資収益の拡大を図る責任をいう。）を果たす上での基本的な方針に沿った対応を行う。		この分野において先行する海外公的年金基金等との継続的な意見交換の場を設け、その高度な知見の活用を目指し「グローバル・アセットオーナーフォーラム」を初めて開催し、海外アセットオーナーとの活発な意見交換を、GPIF における ESG の取組み方のあるべき方向性の議論に活用 ・企業には両報告書の充実または作成を促し、投資家にはその活用を働き掛けることを目的に、G P I F の運用受託機関が選ぶ優れた「コーポレート・ガバナンス報告書」、「統合報告書」の公表 ・運用会社の評価基準の改定（国内株式パッシブ運用受託機関におけるスチュワードシップ責任に係る取組のウエイト引き上げ等） ・海外における企業及び機関投資家の女性活躍推進の取組について情報を収集するため英国の 30％Club および米国の Thirty Percent Coalition にオブザーバーとして加盟したほか、外務省の持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議に高橋理事長が構成員として参加し、水野理事兼 CIO が責任投資原則協会（PRI Association）の理事に選任されるなど国連が提唱する責任投資原則（P R I）や国内外関係団体・機関との連携強化 ・国内株を投資対象にした ESG 指数の公募 イ 平成 2 8 年 9 月に全ての株式運用受託機関に対しヒアリングを実施し、継続的なエンゲージメントの実施や対話内容の充実等、運用受託機関と投資先企業との間で前向きな対応が行われていること、また運用受託機関のスチュワードシップ活動の課題を確認した。運用受託機関のスチュワードシップ活動における取組・課題については、次のようなものがあった。 ・スチュワードシップ活動を統括する専門部署や委員会を設置又は強化し、年に 1 回の議決権行使への対応だけではなく通年でのスチュワードシップ活動への取組に進化させ、組織だった活動に深化しようとしている意識が見られた。 ・運用体制や投資スタイルにより、エンゲージメント活動の定義・内容には差が見られた。 ・新たな取組として、社外取締役との面談を実施した機関もあった。 ・E S G 課題への取組について、実際のエンゲージメント活動に取り入れられていることは少なく、全般的に G（ガバナンス）や議決権行使における考慮にとどまっており、運用受託機関の E S G 課題に対するエンゲージメント、特に E（環境）や S（社会）に対する取組については十分とは言えない状況であった。 ・議決権行使においては、外形基準や議決権行使助言機関等の推奨に依存した機械的な行使と疑われるケースがあった。 ウ 運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を持った対話」（エンゲージメント）の実態把握を目的として、上場会社向けにアンケートを実施するとともに、アンケートの回答企業を訪問し、ヒアリングを行い、運用受託機関のスチュワードシップ活動の評価の向上とエンゲージメント実態把握に努めた。	
--	--	--	---	--	--	--

	（３）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保すること。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために必要な機能の強化を図ること。また、短期借入も活用できるようにすること。	（３）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入に活用等必要な機能の強化を図る。	（３）年金給付のための流動性の確保 年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）を確保するとともに、効率的な現金管理を行う。 その際、市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するため、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を進める。	（７）年金財政の見通し及び収支状況を踏まえ、年金給付等に必要な流動性（現金等）が確保されているか。また、その際、運用の効率性をできる限り損なわないように配慮しているか。 （８）市場の価格形成等に配慮しつつ、円滑に資産の売却等を行い、不足なく確実に資金を確保するために、市場動向の把握・分析や短期借入の活用等必要な機能の強化を行っているか。	（３）年金給付のための流動性の確保 平成２８年度における年金特別会計への寄託金償還等については、年度当初に寄託金償還等の見通しを策定の上、キャッシュアウト等対応ファンド及び財投債ファンドの満期償還金・利金等を活用することにより対応し、寄託金償還等のために資産の売却を行うことはなかった。 運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタントによる経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いも含めて、多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。 短期借入については、予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するための体制を維持した。ただし、平成２８年度においては、短期借入が必要となるような事態は発生しなかった。	（７）年金財政の見通しと実績のキャッシュアウト額に乖離が生じる中で、キャッシュアウト等対応ファンド及び財投債の満期償還金・利金などでキャッシュアウトに対応できている、所期の目標を達成していると考ええる。
	（４）他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努めること。	（４）他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努める。	（４）他の管理運用主体との連携 他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するよう努める。	（９）他の管理運用主体に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながら協力するか。	（４）他の管理運用主体との連携 GPIF Finance Awards の創設にあたり国家公務員共済組合連合会から後援の協力を得たほか、年金財政モデルについての意見交換や他の管理運用主体も参加する形式での企業・アセットオーナーフォーラムの開催（平成２９年４月１５日）に向けて準備を進めるなど、相互に連携を図りながら協力するよう努めた。	（９）他の管理運用主体と情報交換やフォーラム開催に向けて準備を進めるなど相互に連携を図り協力しており、所期の目標を達成していると考ええる。
					＜平成２７年度の業務実績の評価結果の反映状況＞ 有識者会議での「スチュワードシップ活動を進めた結果、運用受託機関の負担することとなるコストに対してはそれに見合う手数料を払うべき。」との意見を踏まえ、スチュワードシップを重視したアセットオーナーのニーズに合致した新しいパッシブ運用のビジネスモデルの構築、提案を既存の運用受託機関に求めるとともに、マネジャー・エントリー制を活用して、スチュワードシップ活動の取組を含むビジネスモデルの評価も含めた国内株式パッシブ運用の公募を開始した。	〈課題と対応〉 特になし

	システムを構築・導入し、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を図ること。 さらに、高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、本法人の職員の業務遂行能力の向上を目指すこと。 なお、高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどの手法により、国民に分かりやすく説明すること。 専門人材の強化・育成については、適宜、運用委員会にその状況を報告し、その意見も踏まえて、積極的に推進すること。 上記の事項は、長期的な経済、運用環境の変化に即した対応のための重要な手段であることから優先的に行うこと。	システムを構築・導入し、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を行う。 さらに、高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、本法人の職員の業務遂行能力の向上を目指す。 なお、高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどの手法により、国民に分かりやすい説明を行う。 専門人材の強化・育成については、適宜、運用委員会にその状況を報告し、その意見を踏まえて、積極的に推進する。	② 高度で専門的な人材の法人に対する貢献の努力及びその成果を適正に評価できる人事評価制度の適正な運用を行い、人材の適時適切な配置等を行う。 ③ 職員の業務の遂行能力の向上を目的とした高度で専門的な人材等を活用した研修等を行う。 ④ 高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、民間企業等の報酬水準と比較する手法により国民に	（２）高度で専門的な人材の法人に対する貢献を維持するため、業績を定期的に評価するシステムを構築・導入し、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とするなど、人材の適時適切な配置を行ったか。 （３）高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、職員の業務遂行能力の向上を図ったか。 （４）高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企	職員等を合わせて 13 名採用）。 また、専門的な人材の受け入れに当たっては、育児・介護中の専門的な人材についても柔軟な受け入れができるよう、1 日の勤務時間を変更することなく、始業・終業時刻を変更して勤務することを認める制度（早出遅出勤務）を新たに導入し、より働きやすい環境を整備した。 <table><tr><th>採用内訳</th><th>採用人数</th></tr><tr><td>スチュワードシップ・コード担当職員</td><td>1</td></tr><tr><td>オルタナティブ運用担当職員</td><td>2</td></tr><tr><td>運用リスク管理担当職員</td><td>1</td></tr><tr><td>投資戦略担当職員</td><td>1</td></tr><tr><td>委託資産管理・運用担当職員</td><td>2</td></tr></table> ② 平成 27 年度の実績評価から導入した目標に対する成果を評価する制度（目標管理型人事評価）について適切な運用を行うため、評価者に対しては評価能力を高めるための研修を、被評価者に対しては評価プロセスや評価基準の理解を深めるための研修をそれぞれ実施した。 なお、平成 28 年度に契約更新を迎えた高度で専門的な職員については、目標管理型人事評価の結果を活用し、更新の可否や更新条件等に係る判断を適切に行った。 ③ 採用した高度で専門的な職員を講師とし、職員の能力向上を目的とした研修を実施した。 ④ 「役職員の報酬・給与等について」の中で、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて「職員給与の支給水準の設定等についての考え方」を公表した。	採用内訳	採用人数	スチュワードシップ・コード担当職員	1	オルタナティブ運用担当職員	2	運用リスク管理担当職員	1	投資戦略担当職員	1	委託資産管理・運用担当職員	2	また、オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて検討することとされているのに対し、新たなリスク管理ツールを導入し、オルタナティブ資産を含めたトータルリスクの分析を実現させ、バリュアットリスク、様々な過去の金融危機等をベースにしたストレステスト、金利や株価の変化に伴う損益シミュレーション、リスク管理ツールのファクター相関等の分析を行い、運用リスク管理委員会で報告している。さらに、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めることとされているのに対し、フォワード・ルッキングなリスク分析としては、リスク管理のベストプラクティスについて情報提供依頼を求めて情報収集を行った。また、リスクシナリオに基づき、乖離許容幅の遵守や累積収益額の状況について分析及びシミュレーションを行っており、所期の目標を達成したと考えられることから、B 評価とする。 （１） 高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、専門的能力が必要となる業務等を明確にし、外部コンサルタントの評価を加味した法人の審査により専門的な人材を 7 名採用した（平成 27 年度は専門的な人材と若手職員等を合わせて 13 名採用、平成 28 年度は専門的な人材と若手職員等を合わせて 13 名採用）。また、専門的な人材の受け入れに当たっては、早出遅出勤務制度を導入し、育児・介護中の人材も柔軟に受け入れられるように環境整備を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。 （２） 平成 27 年度に導入した目標管理型人事評価について、より円滑に運用するための研修を実施した。また、高度で専門的な職員の契約更新に当たっては、目標管理型人事評価の結果を適切に用いた円滑な更新等を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。 （３） 職員の能力向上を図る目的で高度で専門的な職員を講師とする研修を実施しており、所期の目標を達成していると考ええる。 （４） 「役職員の報酬・給与等について」において、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて職員給与の支給水準の設定等の考え方を公表しており、所期の目標を達成していると考ええる。
採用内訳	採用人数																	
スチュワードシップ・コード担当職員	1																	
オルタナティブ運用担当職員	2																	
運用リスク管理担当職員	1																	
投資戦略担当職員	1																	
委託資産管理・運用担当職員	2																	

	(2) 運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化 オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて、費用対効果を勘案した上で、自ら開発することを含め検討すること。 また、リスク管理について、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど高度化を図ること。	(2) 運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化 オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて、費用対効果を勘案した上で、自ら開発することを含め検討を行う。 また、基本ポートフォリオの乖離許容幅の中での機動的な運用を行うことなどを踏まえ、リスク管理について、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど高度化を図る。	分かりやすい説明を行う。 ⑤ 専門人材の強化等については、適宜、運用委員会へ報告するとともに意見を踏まえ推進する。 (2) 運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化 基本ポートフォリオの乖離許容幅の中での機動的な運用を行うことなどを踏まえ、平成28年度から導入するリスク管理ツールによる分析の強化、情報収集・調査機能の強化などにより、フォワード・ルッキングなリスク管理を含む、リスク管理の高度化を進める。	業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどの手法により、国民に分かりやすい説明を行ったか。 (5) 専門人材の強化・育成については、適宜、運用委員会にその状況を報告し、その意見を踏まえて、積極的に推進したか。 (6) オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて、費用対効果を勘案した上で、自ら開発することを含め検討を行ったか。 (7) リスク管理について、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど高度化を図ったか。	⑤ 専門的な人材の募集内容や採用状況を第113回運用委員会（平成29年1月20日）で報告した。 (2) 運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化 平成28年9月から新たなリスク管理ツールを導入し、オルタナティブ資産を含めたトータルリスクの分析を実現させた。 新ツールによるトータルリスクの分析強化としては、バリュアットリスク、様々な過去の金融危機等をベースにしたストレステスト、金利や株価の変化に伴う損益シミュレーション、リスク管理ツールのファクター相関等の分析を行い、運用リスク管理委員会で報告している。 フォワード・ルッキングなリスク分析としては、情報提供依頼「フォワード・ルッキングなリスク管理のベストプラクティスについて」の公募（1月20日から2月20日、22日間）を実施し、情報収集を行った。また、リスクシナリオに基づき、乖離許容幅の遵守や累積収益額の状況について分析及びシミュレーションを行った。	(5) 専門的な人材の採用状況を運用委員会に適切に報告しており、所期の目標を達成していると考える。 (6) オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについては、平成27年度に導入に要する期間や一時費用・ランニング費用等について比較、検討し、費用対効果を勘案した上で、外部機関が提供する既存のシステムの調達を実施しており、所期の目標を達成していると考える。 (7) 平成28年9月から新たなリスク管理ツールを導入し、オルタナティブ資産を含めたトータルリスクの分析を実現させた。 新ツールによるトータルリスクの分析強化としては、バリュアットリスク、様々な過去の金融危機等をベースにしたストレステスト、金利や株価の変化に伴う損益シミュレーション、リスク管理ツールのファクター相関等の分析を行い、運用リスク管理委員会で報告している。 フォワード・ルッキングなリスク分析としては、情報提供依頼「フォワード・ルッキングなリスク管理のベストプラクティスについて」の公募（1月20日から2月20日、22日間）を実施し、情報収集を行った。また、リスクシナリオに基づき、乖離許容幅の遵守や累積収益額の状況について分析及びシミュレーションを行った。 リスク管理の高度化が大きく進んだため、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。
--	--	--	---	---	--	---

						〈課題と対応〉 特になし
--	--	--	--	--	--	-----------------

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
I ― 8	調査研究業務

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度			2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度
GPIF Finance Awards 応募者数	調査研究の高度化	—		21 名					予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。				
GPIF Finance Awards 受賞者講演会参加者数	調査研究の高度化	—		167 名					決算額（千円）					
									経常費用（千円）	—	—	—	—	—
									経常利益（千円）	—	—	—	—	—
									行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
									従事人員数	—	—	—	—	—

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	8. 調査研究業務 （1）調査研究業務の充実 年金積立金管理運用独立行政法人法では、年金積立金の管理及び運用に係る調査研究業務は、付随業務として位置付けられているが、高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような	7. 調査研究業務 （1）調査研究業務の充実 年金積立金管理運用独立行政法人法では、年金積立金の管理及び運用に係る調査研究業務は、付随業務として位置付けられているが、高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような	7. 調査研究業務 （1）調査研究業務の充実 ① 管理運用手法の高度化等を進める観点から調査研究を大学やシンクタンク等を活用して積極的に行うとともに、業務に資する論文等を推奨・発掘する観点から、当該論文等の公募・表彰について、関係団体と		7. 調査研究業務 （1）大学共同研究等 ① 管理運用手法の高度化を進めるため①「各資産におけるファンド規模と超過収益獲得の関係についての調査研究業務」及び②「基本ポートフォリオの策定方法に関する調査研究業務」についての委託調査研究、並びに③「世代重複（OLG）モデルによるマクロ経済予測についての共同研究業務」についての大学との共同研究に関する企画競争を実施し、委託先を選定した。①「各資産におけるファンド規模と超過収益獲得の関係についての調査研究業務」においては、当法人のような巨額な資産を運用する機関投資家にとって、どの資産において超過収益機会があるのか、1 ファンド当たりの資産規模がどのくらいが適正な水準なのかについて提案を求めた。②「基本ポートフォリオの策定方法に関する調査研究業務」においては、実物資産など非伝統的資産の市場が拡大している中で、これらを予め考慮して基本ポートフォリオを策定する方法を、文献および海外年金等へのヒアリングを活用し調査した。	＜評定と根拠＞ 評定：A 「調査研究」は、高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積することとされている。 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積することとされているのに対し、 ①「各資産におけるファンド規模と超過収益獲得の関係」及び②「基本ポートフォリオの策定方法」に関する委託調査研究、並びに③「世代重複（OLG）モデルによるマクロ経済予測」に関する大学との共同研究を実施し、実施にあたって、担当部署の職員が委託先と共同で海外の公的年金基金やソブリン・ウェルス・ファンドを訪問し情報交換を行うとともに、委託先や大学と頻繁に意見交換を行い、ノウハウの蓄積を図った。各研究は、 ①マネジャー選定及び管理への活用、②今後の基本ポートフォリオ策定に活用、③今後の資産と負債の一体的なリスク管理に活用という形で、実際の管理運用業務への活用が期待できるものである。また、当法人に関する

	体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来に渡って年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に実施していくこと。 現在、主に大学との共同研究やシンクタンク等へ委託することにより実施している調査研究業務を当該人材を含めた法人の職員が担うことにより、年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを法人内に蓄積することを目指すこと。	体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来に渡って年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に行う。 また、調査研究業務については、大学との共同研究やシンクタンク等へ委託研究を行うとともに、年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを法人内に蓄積するため、高度で専門的な人材の採用に伴い、当該人材を含めた法人の職員が担うことを検討する。	の協力のあり方も含めて検討する。なお、調査研究の実施に当たっては、法人職員が関与することにより、分析手法などのノウハウの蓄積を図る。	＜評価の視点＞ （１）高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図ったか。 （２）大学との共同研究やシンクタンク等へ委託研究を行うとともに、年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを法人内に蓄積するため、高度で専門的な人材の採用に伴い、当該人材を含めた法人の職員が担うことを検討したか。	③「世代重複（OLG）モデルによるマクロ経済予測についての共同研究業務」においては、今回研究対象とする世代重複（OLG）モデルは、家計部門で勤労・引退の世代を共存・世代交代させることで、人口構造の動学的な変化も取り込み、これによりマクロパラメータの不確実性も考慮するものとなっている。このモデルを用いて、マクロ経済予測の枠組み・手法の研究を行っている。なお、共同研究に関しては平成 29 年度末を目途に報告を受けることとなっている。調査研究等の実施にあたっては、担当部署の職員が委託先と共同で海外の公的年金基金やソブリン・ウェルス・ファンドを訪問し情報交換を行うとともに、委託先や大学と頻繁に意見交換を行い、ノウハウの蓄積を図った。各研究は、①マネジャー選定及び管理への活用、②今後の基本ポートフォリオ策定に活用、③今後の資産と負債の一体的なリスク管理に活用という形で、実際の管理運用業務への活用が期待できるものである。また、来年度以降の研究テーマについて、ホームページを活用し意見を求めた。 さらに、運用手法の高度化や金融商品の多様化が進む中で、年金積立金を安全かつ効率的に運用していくためには、年金運用に関して、実務的側面だけでなく理論的側面の充実が求められている。今後、学術研究態勢の強化が継続性を持って進むような環境づくりが不可欠との考えに立ち、年金運用の分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振興することを目的として GPIF Finance Awards を創設した。ノーベル経済学賞受賞者を含めた国内外の著名な経済学者が、賞の意義を高く評価して選定委員を引き受け、自薦・他薦による大学関係者 11 名、企業等に所属する実務家 10 名の計 21 名の候補者の中から、選考委員による審査を経て国際金融市場の変遷及び分散投資への含意について学術的評価の高い論文を発表した若手研究者を受賞者として選定した。他団体との協力関係においては、厚生労働省、文部科学省、金融庁、国家公務員共済組合連合会から後援の協力を得ることができた。また、同賞の受賞者および選考委員でもあるノーベル経済学賞受賞者の講演会を同賞の表彰式とあわせ実施し 167 名が参加したほか、受賞について複数の記事で紹介された。	情報に係る情報セキュリティ対策の履行状況及び情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等について委託先より報告を受け、守秘義務の遵守状況を検証・評価した。 さらに、年金運用等に関して優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その活動を振興するため、GPIF Finance Awards を創設し、ノーベル経済学賞受賞者を含めた国内外の著名な経済学者が、賞の意義を高く評価して選定委員を引き受け、21 名の候補者の中から、国際金融市場の変遷及び分散投資への含意について学術的評価の高い論文を発表した若手研究者を受賞者として選定した。また、受賞者と選定委員による講演会を開催し 167 名が参加したほか、受賞について複数の記事で紹介され、我が国の資金運用に関する学術研究の向上に貢献することができ、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考えることから、A と評価する。 （１） 専門人材を市場運用部に配置するとともに、投資戦略部に配置済みの専門人材を活用し調査研究を実施したことから、所期の目標を達成していると考える。 （２） 管理運用手法の高度化を進めるための調査研究を実施しており、実施に当たっては、担当部署の職員と委託先との間で意見交換等を行うことにより、分析手法などのノウハウの蓄積を図っていることから、所期の目標を達成していると考える。 さらに、運用手法の高度化や金融商品の多様化が進む中で、年金積立金を安全かつ効率的に運用していくためには、年金運用に関して、実務的側面だけでなく理論的側面の充実が求められている。今後、学術研究態勢の強化が継続性を持って進むような環境づくりが不可欠との考えに立ち、年金運用の分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振興することを目的として GPIF Finance Awards を創設した。ノーベル経済学賞受賞者を含めた国内外の著名な経済学者が、賞の意義を高く評価して選定委員を引き受け、自薦・他薦による大学関係者 11 名、企業等に所属する実務家 10 名の計 21 名の候補者の中から選考委員による審査を経て国際金融市場の変遷及び分散投資への含意について学術的評価の高い論文を発表した若手研究者を受賞者として選定した。他団体との協力関係においては、厚生労働省、文部科学省、金融庁、国家公務員共済組合連合会から後援の協力を得ることができた。 また、同賞の受賞者および選考委員でもあるノーベル経済学賞受賞者の講演会を同賞の表彰式とあわせ実施。来賓・研究者・金融関係者など合わせて総勢 167 名が聴講し、受賞について複数の記事で
--	---	---	---	--	--	---

				<table><tr><td>翁 百合</td><td>(株) 日本総合研究所副理事長 (金融審議会委員)</td></tr><tr><td>福田 慎一</td><td>東京大学大学院経済学研究科教授 (金融審議会委員)</td></tr><tr><td>米澤 康博</td><td>早稲田大学大学院経営管理研究科教授 (前運用委員会委員長)</td></tr></table> ② 運用専門職員による市場分析に加えて、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタントによる経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いも含めて、多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。 ③ 平成27年5月の企画部調査課の設置の外、各部門において具体的な調査研究を行える体制にするため専門人材を市場運用部に配置した。なお、調査研究に当たっては、当該市場運用部の専門人材の外、投資戦略部に配置済みの専門人材を活用し実施した。 <table><tr><td rowspan="4">研究 テーマ</td><td>海外年金基金等におけるインハウス運用についての調査研究（平成27年度より継続）</td></tr><tr><td>各資産におけるファンド規模と超過収益獲得の関係についての調査研究</td></tr><tr><td>基本ポートフォリオの策定方法に関する調査研究</td></tr><tr><td>世代重複（OLG）モデルによるマクロ経済予測についての共同研究</td></tr></table> ④セミナー・研修等 国内外で開催される運用機関等主催のセミナーや研修に積極的に参加するとともに、運用機関等からの情報収集、勉強会の実施等、より先進的な事例等に関する情報収集・分析の強化に努めるとともに、年金運用の最新の動向に関する情報を役職員間で共有した。 <table><tr><td>内容</td><td>回数</td><td>参加延べ人数</td></tr><tr><td>国内外部セミナー</td><td>10</td><td>12</td></tr><tr><td>国際機関等主催会議</td><td>21</td><td>48</td></tr></table>	翁 百合	(株) 日本総合研究所副理事長 (金融審議会委員)	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授 (金融審議会委員)	米澤 康博	早稲田大学大学院経営管理研究科教授 (前運用委員会委員長)	研究 テーマ	海外年金基金等におけるインハウス運用についての調査研究（平成27年度より継続）	各資産におけるファンド規模と超過収益獲得の関係についての調査研究	基本ポートフォリオの策定方法に関する調査研究	世代重複（OLG）モデルによるマクロ経済予測についての共同研究	内容	回数	参加延べ人数	国内外部セミナー	10	12	国際機関等主催会議	21	48	紹介され、我が国の資金運用に関する学術研究の向上に貢献することができたことから、所期の目標を大きく上回る成果が得られたと考える。
翁 百合	(株) 日本総合研究所副理事長 (金融審議会委員)																								
福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授 (金融審議会委員)																								
米澤 康博	早稲田大学大学院経営管理研究科教授 (前運用委員会委員長)																								
研究 テーマ	海外年金基金等におけるインハウス運用についての調査研究（平成27年度より継続）																								
	各資産におけるファンド規模と超過収益獲得の関係についての調査研究																								
	基本ポートフォリオの策定方法に関する調査研究																								
	世代重複（OLG）モデルによるマクロ経済予測についての共同研究																								
内容	回数	参加延べ人数																							
国内外部セミナー	10	12																							
国際機関等主催会議	21	48																							

	（２）調査研究業務に関する情報管理 具体的な運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、契約において守秘義務を課している現状の取扱いに加えて、法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏えい対策を徹底すること。	（２）調査研究業務に関する情報管理 具体的に運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、契約において守秘義務を課している現状の取扱いに加えて、法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏えい対策を徹底する。	（２）調査研究業務に関する情報管理 共同研究者又は委託研究機関等に求めている情報セキュリティベンチマークによる自己診断等について、その結果を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告する。 また、選定先等候補者に対して、情報セキュリティベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とする。	（３）具体的に運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏洩対策を徹底したか。	（２）調査研究業務に関する情報管理 当法人に関する情報に係る情報セキュリティ対策の履行状況及び情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等について業務委託先より報告を受け、業務委託先の情報セキュリティ対策を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告した。 また、委託調査研究の選定先等候補者に対して、情報処理推進機構（IPA）の情報セキュリティベンチマークによる自己診断の提出を求め、いずれの社も情報管理に問題ない状況であることを確認した。	（３） 委託調査研究機関等からの情報漏洩防止を図ることを目的として、当法人に関する情報に係る情報セキュリティ対策の履行状況や情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等について業務委託先より報告を受け、守秘義務の遵守状況を検証、評価することを行っており、所期の目標を達成していると考える。 〈課題と対応〉 特になし
--	--	--	---	---	---	--

1．当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅱ－1	効率的な業務運営体制の確立

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
										予算額（千円）				
										決算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。			
										経常費用（千円）				
										経常利益（千円）				
										行政サービス実施コスト（千円）				
										従事人員数				

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3．各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	第4 業務運営の効率化に関する事項 1．効率的な業務運営体制の確立 組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直し、また、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立すること。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1．効率的な業務運営体制の確立 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直すとともに、経費節減の意識及び能力・実績を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を確立する。	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1．効率的な業務運営体制の確立 （1）事務処理の迅速化を図り、組織編成及び人員配置を各部門の業務の質量に応じて見直すとともに、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備を行う。 （2）人事評価制度については、経	＜評価の視点＞ （1）中期目標期間中に、組織編成及び人員配置を業務の実情に即して見直したか。 （2）能力・実績を反映した人事	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 1．効率的な業務運営体制の確立 （1）当法人の「投資原則」には「株式投資においては、スチュワードシップ責任を果たすような様々な活動を通じて被保険者のために中長期的な投資収益の拡大を図る」ことを定めており、日本版スチュワードシップ・コードの受け入れや国連責任投資原則への署名等の取組みを進めてきたところであるが、今後更に、国民の理解を得ながら、年金積立金の運用にふさわしい取組を一層推進するため、平成28年10月に市場運用部内にスチュワードシップ推進課を新設した。 （2）職員の能力向上、管理職の能力強化及び職員の勤労意欲の向上を図ることを目的として、人事評価を実施した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 「効率的な業務運営体制の確立」は、業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び管理部門を含む各部門の人員配置を実情に即して見直し、効率的な業務運営体制を確立することとされている。 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、効率的な業務運営体制を確立することとされているのに対し、スチュワードシップ推進課を新設するなど法人に必要な人員配置及び組織編成等、効率的かつ効果的に業務を遂行できるような体制の整備を行った。また、高度化や国際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組んでおり、これらを踏まえれば、所期の目標を達成したと考えられることから、B評価とする。 （1）平成28年10月にスチュワードシップ推進課を新設するなど組織編成を継続的に見直しており、所期の目標を達成していると考ええる。 （2）能力及び実績の評価結果は、昇給等に反映される人事評価制度の実施をしたことから、所期の目標を達成していると考ええる。

			費節減の意識・取組も評価項目としつつ、適正な運用を図る。	評価制度を実施しているか。	平成２８年度において、正規職員の実績評価については平成２７年度下期実績評価（平成２７年１０月～平成２８年３月）を平成２８年４～５月に実施し、その結果を平成２８年６月期の賞与に、平成２８年度上期実績評価（平成２８年４月～９月）を平成２８年１０月～１１月に実施し、平成２８年１２月期の賞与に反映させた。なお、課長クラス以上の実績評価については、目標管理型人事評価を平成２８年度上期分より本格導入し、また、課長代理以下職員についても平成２８年度下期分より試行的導入を開始した。 正規職員の能力評価（平成２８年１月～１２月）については、平成２９年１月に実施し、平成２９年３月にフィードバック面談を行い、被評価者の結果を通知した。併せて、その結果を平成２９年４月の昇給等へ反映させた。 運用専門職員の実績・能力評価（平成２７年４月～平成２８年３月）については、平成２８年４～５月に実施し、平成２８年６月期の賞与に反映させるとともに、平成２８年度に契約更新を迎えた職員に係る契約更新の可否や更新条件の判断材料に用いた。 その他、正規職員、運用専門職員ともに職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目に加えた人事評価を実施した。	
				（３）業務改善のため、役職員が具体的なイニシアティブを発揮したか。	（３）業務改善のための役職員のイニシアティブについては、次のような取組を行ってきている。 投資原則及び行動規範に則り、管理運用業務を実施し、及び国民から信頼される組織であるべく行動するよう役職員に周知徹底を図った。 業務体制における取組としては、業務ごとに主担当、副担当を置くとともに、その担当一覧をＧＰＤＲの共有ファイルに掲載することで、各職員の担当業務を明らかにしている。この結果、どのレベルの職務の者であっても（課員、室員であっても）、主担当となること等により、全職員が業務改善等のイニシアティブをとることができる体制となっている。 また、人事評価制度における取組としては、能力評価の評価科目（積極性）において、業務改善提案等の取組を評価することを、人事評価制度実施規程（内部規程）に規定し、職員に周知するとともに、規定どおりに評価している。また、職員のコスト意識の向上及び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組について評価項目に加えている。	（３）各職員がレベルを問わず担当になること等で業務改善等のイニシアティブを発揮しており、所期の目標を達成していると考える。
４．業務の電子化	４．業務の電子化	４．業務の電子化	（４）高度化や国	４．業務の電子化の取組	（４）高度化や国際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システム	

	の取組 運用の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ること。	の取組 多様化、高度化や国際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組み、業務運営の効率化の向上を図る。	の取組 多様化、高度化や国際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組み、業務運営の効率化の向上を図る。	際化に対応した管理運用業務の基盤となる情報システムの整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組んだか。	(1) 法人全体の業務運営の効率化及び安定化に向け、システムの機能改善、強化及び情報セキュリティ対策について検討を行い、以下の対応を行った。 ・プリンタに認証印刷機能を導入し、印刷物の残置リスクの低減及び不要なプリント出力の抑制を図った。 ・外部とのファイル送受信について、承認機能を有するセキュアファイル交換サービスを導入し、不正なファイル送信を抑制するとともに、暗号化による安全なファイル送受信環境を実装した。 (2) ポートフォリオ全体の管理及び運用の基盤となるシステム環境の整備に向け、以下の対応を行った。 ・オルタナティブ資産の管理のため、外部サービスを導入し、管理に必要となるデータの定義及び処理要件を確定、整備した。 ・上記サービスで保持するデータを、法人が管理するデータウェアハウスである年金積立金データ管理（G P D R）システムへ連携するためのインターフェースを整備し、伝統的資産に係るデータとの統合管理環境を構築した。 ・統合管理されたデータを利用し、ポートフォリオ全体のリスクを管理するために新たなツールを導入し、G P D R システムとのインターフェースを整備し、業務要件に即したアウトプットを定義、実装した。	の整備等を行うなど、業務運営の電子化、ペーパーレス化等に取り組んでおり、所期の目標を達成していると考ええる。 〈課題と対応〉 特になし
--	---	--	--	---	---	---

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅱ－2	業務運営の効率化に伴う経費節減

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度			2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度
一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計額（千円）（ア）	業務運営の効率化	2,223,068	3,122,635	4,208,426					予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。				
中期計画による節減額（千円）（イ）	—	—	29,789	42,242					決算額（千円）					
達成度	—	—	100%	100%					経常費用（千円）	—	—	—	—	—
（参考）執行額（千円）	—	—	2,039,252	3,094,978					経常利益（千円）	—	—	—	—	—
									行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
									従事人員数	—	—	—	—	—

注）達成度は、各年度の中期計画による節減額（イ）を前年度の（ア）と前年度の（イ）の合計で除した数値が、目標となる 1.34％に
対してどれだけ達成しているかを示している。

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 中期目標期間中、一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、平成2 7 年1 0 月から始まる被用者年金制度の一	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 中期目標期間中、一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、平成2 7 年1 0 月から始まる被用者年金制度の一	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 一般管理費（退職手当を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、被用者年金制度の一元化も踏まえつつ、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法	＜定量的指標＞ 一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、前年度比 1. 3 4 %以上の効率	2. 業務運営の効率化に伴う経費節減 （1）中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、一般管理費（退職手当を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、被用者年金制度の一元化も踏まえつつ、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25 年 12 月 24 日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比 1. 34%以上の効率化を行う予算を作成した。執行に当たっては、一般競争入札や企画競争・公募等を実施し、経費節減に努めた。	＜評定と根拠＞ 評定：B 「業務運営の効率化に伴う経費節減」は、一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、平成2 6 年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比 1. 3 4 %以上の効率化を行うこととされている。また、法人が策定した調達等合理化計画に基づく取組を着実に実施することとされている。毎年度平均で前年度比 1. 3 4 %以上の効率化という目標は、中期目標において設定されたものである。 以下の数値目標及び評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、経費節減及び契約の適正化することとれているのに対し、平成2 8 年度の予算額は、前年度比 1. 3 4 %の節減を行っており、契約の適
					（単位：百万円）	

	元化も踏まえつつ、平成２６年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成２５年１２月２４日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比１．３４％以上の効率化を行うこと。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から１．３４％以上の効率化を図ること。 人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していくこと。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保すること。 また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証	元化も踏まえつつ、平成２６年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成２５年１２月２４日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比１．３４％以上の効率化を行う。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から１．３４％以上の効率化を行う。 人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。 また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むと	人改革等に関する基本的な方針」（平成２５年１２月２４日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき平成２８年度に新規に追加されるものや拡充される分を除き、平成２７年度と比べて１．３４％以上の効率化を行う。 人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。 また、給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第１の６の（１）により対応する。 なお、管理運用委	化を行ったか。 <評価の視点> （１）中期目標期間中、一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計について、基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比１．３４％以上の効率化を行ったか。新規に追加されるものや拡充される分は翌年度から１．３４％以上の効率化を行ったか。 （２）人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応したか。その際、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保したか。 （３）給与水準については、国家公務員の給与、金融機関等の民間企業の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、手当を含め役職員	<table><tr><td>節減対象経費（一般管理費及び業務経費）</td><td>2, 223</td><td>3, 123</td><td>4, 208</td></tr><tr><td>中期計画による節減額</td><td>－</td><td>30</td><td>42</td></tr><tr><td>執行額</td><td>－</td><td>2, 039</td><td>3, 095</td></tr></table> （注１）平成２８年度の節減対象経費（一般管理費及び業務経費）は、中期計画による節減額（前年度の基準額に対し１．３４％の効率化を行うことにより見込まれる額）を控除した額であり、また、基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される経費を含む額である。なお、新規に追加されるものや拡充される経費は、翌年度から１．３４％の効率化を行う。 （注２）単位未満四捨五入のため、合計が一致しない場合があります。 （２）人件費については、国家公務員の給与改定に関する法律が成立したことを踏まえ、国家公務員に準じて、平成２８年１２月に役職員の給与を改正した。 （給与水準の適切性等） 年齢のみで比較した国家公務員指数は、平成２８年度で１２０．６と国を上回っているが、学歴・勤務地域も加味した指数では、１０１．２と国に近い水準となっている。	節減対象経費（一般管理費及び業務経費）	2, 223	3, 123	4, 208	中期計画による節減額	－	30	42	執行額	－	2, 039	3, 095	正化についても適切に取り組んでおり、所期の目標を達成したと考えられることから、Ｂ評価とする。 【定量的指標】 （１）平成２８年度の予算額は、平成２７年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成２５年１２月２４日閣議決定。以下「基本的方針」という。）等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、１．３４％の節減を行っていることから、所期の目標を達成していると考ええる。 【評価の視点】 （１）平成２８年度の予算額は、平成２７年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、１．３４％の節減を行っていることから、所期の目標を達成していると考ええる。 （２）人件費は、政府の方針を踏まえ適切に対応した。なお、高度で専門的な人材については、給与水準の弾力化を図ることなど対応しており、高度で専門的な人材７名の採用のほか、正規職員６名の採用等により、人員体制の確保を行ったところであり、所期の目標を達成していると考ええる。 （３）学歴・勤務地域を加味した指数では、国に近い水準となっており、「役職員の報酬・給与等について」において、その検証結果や取組状況を公表しており、所期の目標を達成していると考ええる。
節減対象経費（一般管理費及び業務経費）	2, 223	3, 123	4, 208															
中期計画による節減額	－	30	42															
執行額	－	2, 039	3, 095															

	した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第3の7の(1)により対応すること。 なお、管理運用委託手数料については、各資産別の運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めること。	もに、その検証結果や取組状況を公表する。その際、高度で専門的な人材の報酬水準については、第1の6の(1)により対応する。 なお、管理運用委託手数料については、各資産別の運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努める。	託手数料については、運用受託機関の選定等を行う際には、運用手法等に応じた効率的かつ合理的な水準となるよう引き続き低減に努める。	給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表したか。 (4) 高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較するなどの手法により、国民に分かりやすい説明を行ったか。 (5) 管理運用委託手数料については、各資産別の運用資産額の増減等も考慮に入れつつ、引き続き低減に努めたか。	(3) 管理運用委託手数料については、外国債券アクティブについて、すべてのファンドで実績連動報酬制をとっている中で、今年度はパフォーマンスが好調だったこと等から、全体で17億円の増加となったが、 ・今年度末に設定した外国債券パッシブファンドにおいて、同一の運用者の既存ファンドと新設ファンドの受託金額を合算して既存の報酬テーブルを適用するケースを設けて、より低い報酬率の適用を図った、 ・報酬率表で設定された上限を超えたファンドについては、延伸部分の報酬率設定に当たって運用受託機関と交渉したこと等から、手数料節減に努めた。	(4) 「役職員の報酬・給与等について」において、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて職員給与の支給水準の設定等の考え方を公表しており、所期の目標を達成していると考える。 (5) 適切に管理運用委託手数料の低減に取り組んでおり、所期の目標を達成していると考える。																			
	3. 契約の適正化 契約については、原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によるものとし、契約の適正化を推進すること。ただし、事業の特性に応じて合理的な調達を行うこととし、	3. 契約の適正化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）により法人が策定した「調達等合理	3. 契約の適正化 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）により法人が策定した「調達等合理	(6) 法人が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施したか。 (以下は調達等合理化計画における評価指標) ・一般競争入札、企画競争等の競争性のある調達を可能な限り採用し、企画競争等の契約においては、見積書を徴取して見積価	3. 契約の適正化 (1) 調達の実施状況 公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組み、真にやむを得ない随意契約を除き、一般競争入札等（一般競争入札（最低価格落札方式及び総合評価落札方式）、企画競争及び公募）による調達を実施した。 【契約の実績】 (単位：件、億円) <table> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="2">平成27年度</th><th colspan="2">平成28年度</th><th colspan="2">比較増△減</th></tr> <tr> <th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th><th>件数</th><th>金額</th></tr> <tr> <td>競争入札等</td><td>(5.7%) 7</td><td>(6.8%) 12.8</td><td>(4.3%) 3</td><td>(0.4%) 0.3</td><td>(△57.1%) △4</td><td>(△97.5%) △</td></tr> </table>		平成27年度		平成28年度		比較増△減		件数	金額	件数	金額	件数	金額	競争入札等	(5.7%) 7	(6.8%) 12.8	(4.3%) 3	(0.4%) 0.3	(△57.1%) △4	(△97.5%) △
	平成27年度		平成28年度		比較増△減																				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額																			
競争入札等	(5.7%) 7	(6.8%) 12.8	(4.3%) 3	(0.4%) 0.3	(△57.1%) △4	(△97.5%) △																			

	その場合においては、公正性、透明性が十分確保される方法により実施し、契約監視委員会及び運用委員会において、点検・検証を行うこと。	化計画」に基づく取組を着実に実施する。	化計画」に基づく取組を着実に実施する。	格の根拠等を精査し、適正な仕様及び価格での契約締結を行ったか。 ・随意契約の締結については、会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当している明確な理由の確認を徹底したか。 ・環境物品等の調達の推進を図るための方針に配慮した調達を図ったか。 ・契約審査会において、新たに随意契約を締結することとなる案件を審議したか。 ・運用受託機関等との契約案件については、その特性に応じた取扱いに配慮するとともに、運用委員会による適切なモニタリングがなされたか。 ・会計事務職員及び調達担当職員を政府主催の研修会に参加させるなど、不祥事の未然防止を図ったか。	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>12.5</td></tr><tr><td>企画競争・公募</td><td>(52.8%) 65</td><td>(71.3%) 133.9</td><td>(24.6%) 17</td><td>(20.1%) 16.6</td><td>(△73.8%) △48</td><td>(△87.6%) △117.3</td><td></td></tr><tr><td>競争性のある契約（小計）</td><td>(58.5%) 72</td><td>(78.2%) 146.7</td><td>(29.0%) 20</td><td>(20.5%) 16.9</td><td>(△72.2%) △52</td><td>(△88.5%) △129.8</td><td></td></tr><tr><td>競争性のない随意契約</td><td>(41.5%) 51</td><td>(21.8%) 40.9</td><td>(71.0%) 49</td><td>(79.5%) 65.4</td><td>(△3.9%) △2</td><td>(59.8%) 24.5</td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td>(100.0%) 123</td><td>(100.0%) 187.6</td><td>(100.0%) 69</td><td>(100.0%) 82.3</td><td>(△43.9%) △54</td><td>(△56.1%) △105.3</td><td></td></tr></table> （注１） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 （注２） 比較増△減の（ ）書きは、平成 28 年度の対 27 年度伸率である。 （注３） 「競争入札等」には、不落による随意契約を含む。 （注４） 一部の契約については、契約金額を非公表としているため、件数のみ計上している。 【一者応札・応募状況】 <table><tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">平成 27 年度</td><td colspan="2">平成 28 年度</td><td colspan="2">比較増△減</td></tr><tr><td rowspan="2">２者以上</td><td>件数</td><td>68</td><td>94.4%</td><td>17</td><td>89.5%</td><td>△51</td><td>△75.0%</td></tr><tr><td>金額</td><td>135.4</td><td>92.3%</td><td>16.5</td><td>98.0%</td><td>△118.9</td><td>△87.8%</td></tr><tr><td rowspan="2">１者以下</td><td>件数</td><td>4</td><td>5.6%</td><td>2</td><td>10.5%</td><td>△2</td><td>△50.0%</td></tr><tr><td>金額</td><td>11.3</td><td>7.7%</td><td>0.3</td><td>2.0%</td><td>△11.0</td><td>△97.1%</td></tr><tr><td rowspan="2">合計</td><td>件数</td><td>72</td><td>100.0%</td><td>19</td><td>100.0%</td><td>△53</td><td>△73.6%</td></tr><tr><td>金額</td><td>146.7</td><td>100.0%</td><td>16.8</td><td>100.0%</td><td>△129.9</td><td>△88.5%</td></tr></table> （注１） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。 （注２） 合計欄は、競争契約（一般競争、企画競争及び公募）を行った計数である。 （注３） 比較増△減の（ ）書きは、平成 28 年度の対 27 年度伸率である。 （注４） 計数は、不落による随意契約は含まない。 （注５） 一部の契約については、契約金額を非公表としているため、件数のみ計上している。								12.5	企画競争・公募	(52.8%) 65	(71.3%) 133.9	(24.6%) 17	(20.1%) 16.6	(△73.8%) △48	(△87.6%) △117.3		競争性のある契約（小計）	(58.5%) 72	(78.2%) 146.7	(29.0%) 20	(20.5%) 16.9	(△72.2%) △52	(△88.5%) △129.8		競争性のない随意契約	(41.5%) 51	(21.8%) 40.9	(71.0%) 49	(79.5%) 65.4	(△3.9%) △2	(59.8%) 24.5		合計	(100.0%) 123	(100.0%) 187.6	(100.0%) 69	(100.0%) 82.3	(△43.9%) △54	(△56.1%) △105.3				平成 27 年度		平成 28 年度		比較増△減		２者以上	件数	68	94.4%	17	89.5%	△51	△75.0%	金額	135.4	92.3%	16.5	98.0%	△118.9	△87.8%	１者以下	件数	4	5.6%	2	10.5%	△2	△50.0%	金額	11.3	7.7%	0.3	2.0%	△11.0	△97.1%	合計	件数	72	100.0%	19	100.0%	△53	△73.6%	金額	146.7	100.0%	16.8	100.0%	△129.9	△88.5%	ができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点から点検を受けており、所期の目標を達成していると考える。 ・運用受託機関等の契約に関する案件については、運用委員会による審議を経て実施し、必要な報告を行っていることから、運用委員会による適切なモニタリングがなされており、所期の目標を達成していると考える。 ・公正取引委員会作成の研修テキストを入手し、契約担当部署及び調達担当部署で情報を共有する等、不祥事の未然防止等に努めており、所期の目標を達成していると考える。 〈課題と対応〉 特になし
							12.5																																																																																												
企画競争・公募	(52.8%) 65	(71.3%) 133.9	(24.6%) 17	(20.1%) 16.6	(△73.8%) △48	(△87.6%) △117.3																																																																																													
競争性のある契約（小計）	(58.5%) 72	(78.2%) 146.7	(29.0%) 20	(20.5%) 16.9	(△72.2%) △52	(△88.5%) △129.8																																																																																													
競争性のない随意契約	(41.5%) 51	(21.8%) 40.9	(71.0%) 49	(79.5%) 65.4	(△3.9%) △2	(59.8%) 24.5																																																																																													
合計	(100.0%) 123	(100.0%) 187.6	(100.0%) 69	(100.0%) 82.3	(△43.9%) △54	(△56.1%) △105.3																																																																																													
		平成 27 年度		平成 28 年度		比較増△減																																																																																													
２者以上	件数	68	94.4%	17	89.5%	△51	△75.0%																																																																																												
	金額	135.4	92.3%	16.5	98.0%	△118.9	△87.8%																																																																																												
１者以下	件数	4	5.6%	2	10.5%	△2	△50.0%																																																																																												
	金額	11.3	7.7%	0.3	2.0%	△11.0	△97.1%																																																																																												
合計	件数	72	100.0%	19	100.0%	△53	△73.6%																																																																																												
	金額	146.7	100.0%	16.8	100.0%	△129.9	△88.5%																																																																																												

					(2) 重点的に取り組む分野 調達等合理化計画において重点的に取り組むこととした各分野について、次のとおりそれぞれの状況に即した調達方法及び事務処理の効率化に努めた。 ① 競争契約による調達 平成 28 年度においては、契約内容、概算所要額（見積）等について確実な審査が可能となるように「契約審査会 審議案件登録マニュアル」を整備し、契約審査会で調達仕様書や契約書等が適正であるかの確認、概算所要額（見積）の根拠等の精査等を行った。また、調達過程の透明性を図るため、一般競争入札（総合評価落札方式）で事前に入札説明書等で公表していた評価項目・評価基準・配点を、平成 29 年 2 月より企画競争においても公表することとした。 ② 随意契約による調達 平成 28 年度においては、随意契約による調達に係る契約審査会を年間 10 回開催し、調達方法の妥当性等について審議した。また、随意契約については会計規程の要件に合致することに加え、価格の妥当性についても検証し、結果、適正な価格での契約を実現した。 ③ 環境物品等の調達 環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努めた。また、OA機器の調達に際しては、再生材料を多く使用しているものを選択するよう努力した。結果、調達方針において、概ね調達方針に定めた目標を達成している。 (3) 調達に関するガバナンスの徹底 ①随意契約に関する内部統制の確立 随意契約について、契約審査会において会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかを確認した。これにより、随意契約については、設計・構築から保守運用及び機器類の納品・管理までを一括して委託する必要のあるネットワークシステムのセキュリティの強化や機器等の追加、インデックス情報等の知的財産権等を有する者に契約の相手方が限定されるものなど、真にやむを得ないものに限定されている。 平成 28 年度において、外国株式運用については運用受託機関構成の現状分析等を、また国内株式パッシブ運用については追加公募理由（スチュワードシップ活動強化）を運用委員会で審議し、公募を実施した。また、運用受託機関について定性評価及び定量評価による総合評価を行い、当	
--	--	--	--	--	--	--

					該結果に基づき運用受託機関の解約並びに資金の一部回収及び資金配分停止を行うこととした。この総合評価結果の内容及び結果に基づく解約等の措置については、運用委員会へ報告を行った。 ②不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組 政府関係法人会計事務職員研修等への職員の参加はなかったが、公正取引委員会作成の研修テキストを入手し、他法人において発生した不適切な行為について契約担当部署内で情報を共有し、調達事務を適正に進めるための遵守事項を確認した。また、公正取引委員会より他法人等に対し勧告が行われた事例については、必要により調達担当部署に情報提供し、不祥事の未然防止に組織として対処するように努めた。	
--	--	--	--	--	---	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
Ⅲ―1	財務内容の改善に関する事項

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度			2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度	
一般管理費（退職手当及び事務所移転経費を除く。）及び業務経費（システム関連経費、管理運用委託手数料、高度で専門的な人材に係る人件費及び短期借入に係る経費を除く。）の合計額（千円）（ア）	業務運営の効率化	2,223,068	3,122,635	4,208,426					予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。					
中期計画による節減額（千円）（イ）	—	—	29,789	42,242					決算額（千円）						
達成度	—	—	100%	100%					経常費用（千円）	—	—	—	—	—	
（参考）執行額（千円）	—	—	2,039,252	3,094,978					経常利益（千円）	—	—	—	—	—	
									行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—	
									従事人員数	—	—	—	—	—	

注）達成度は、各年度の中期計画による節減額（イ）を前年度の（ア）と前年度の（イ）の合計で除した数値が、目標となる 1.34％に對してどれだけ達成しているかを示している。

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	第5 財務内容の改善に関する事項 「第4 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。	第3 財務内容の改善に関する事項 「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した平成28年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行う。	<評価の視点> （1）「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した各年度の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運用を行ったか。	第3 財務内容の改善に関する事項 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、平成28年度において、平成27年度と比較して、一般管理費及び業務経費については1. 34％を節減した予算（退職手当、事務所移転経費、システム開発費、管理運用委託手数料、短期借入に係る経費及び資金運用の見直しのための高度で専門的な人材の確保その他の基本的方針に基づく施策の実施に必要な経費を除く。）を作成した。 平成28年度の執行に当たっては、「業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置」を考慮した上で業務の効率化等による節約を可能とするため、一般競争入札や企画競争・公募等を実施し、経費節減に努めた。	<評定と根拠> 評定：B 「財務内容の改善に関する事項」は、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行うこととされている。 以下の評価の視点ごとの自己評価に示すとおり、予算の作成、当該予算による適正かつ効率的な運営とされているのに対し、1. 34％を節減した予算を作成しており、財務内容の改善並びに予算、収支計画は適切であり、所期の目標を達成していると考えられることから、Bと評価する。 【評価の視点】 （1） 目標に沿った予算を作成し、適正かつ効率的な運用を行っており、所期の目標を達成していると考ええる。

		第4 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算 別表1のとおり 2. 収支計画 別表2のとおり 3. 資金計画 別表3のとおり 第5 短期借入金の限度額 1. 短期借入金の限度額 20,000億円 2. 想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。 第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし 第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第8 剰余金の使途 なし	第4 予算、収支計画及び資金計画 1. 予算 別表1のとおり 2. 収支計画 別表2のとおり 3. 資金計画 別表3のとおり 第5 短期借入金金の限度額 1. 短期借入金金の限度額 20,000億円 2. 想定される理由 予見し難い事由による一時的な資金不足等に対応するため。 第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし 第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第8 剰余金の使途 なし	(1) 予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、適宜見直しを行った。 予算、収支計画及び資金計画の実績は、決算報告書及び財務諸表のとおりである。 予見し難い事由による一時的な資金不足等が見込まれる場合には、短期借入を実施し、必要な資金を確保する体制は整備されているが、短期借入が必要となるような事態は生じなかった。 第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし 第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし 第8 剰余金の使途 なし	(2) 該当なし 〈課題と対応〉 特になし
--	--	---	---	--	---

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
IV―1	その他の業務運営に関する重要事項

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）	
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
情報セキュリティ自己点検実施回数	情報セキュリティ対策の強化	1回	2回	2回				予算額（千円）	《インプット情報の記載が困難な理由》 当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財務情報等については、業務全般のみを管理している。したがって、評価項目ごとの財務情報等の記載は不可能。
標的型メール訓練実施回数	情報セキュリティ対策の強化	1回	2回	5回				決算額（千円）	
情報セキュリティeラーニング実施回数	情報セキュリティ対策の強化	―	―	2回				経常費用（千円）	
									―
								経常利益（千円）	―
								行政サービス実施コスト（千円）	―
								従事人員数	―

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価						
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	
					業務実績	自己評価
	第6 その他業務運営に関する重要事項	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
	1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 法人は、平成26年10月31日に運用委員会が建議した「基本ポートフォリオ見直し後のガバナンス体制の強化につい	1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 平成26年10月31日に運用委員会が建議した「基本ポートフォリオ見直し後のガバナンス体制の強化について」及び運	1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 （1）業務方法書に基づき、内部統制体制を強化するため設置した内部統制委員会などにより、リスク管理やコンプライア	＜評価の視点＞ （1）平成26年10月31日に運用委員会が建議した「基本ポートフォリオ見直し後のガバナンス体制の強化について」に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図ったか。	1. 内部統制の一層の強化に向けた体制整備 （1）「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」に基づき業務方法書に定めた事項については、業務方法書に基づき設置した内部統制委員会により適切に実施した。加えて、平成28年度中に整備することとしていた業務フロー図、業務フローごとに内在するリスク因子の把握・分析及びリスク顕在時における対応方針については、平成29年3月の内部統制委員会において策定した。 （2） 内部統制等の体制の強化については、上記の業務方法書及び平	＜評定と根拠＞ 評定：B 「その他主務省令で定める業務運営に関する事項」は、運用委員会が建議した「基本ポートフォリオ見直し後のガバナンス体制の強化について」に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図り、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ることとされている。また、情報セキュリティ対策について、有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること、外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理体制の有効性を法人が自ら評価する仕組みを構築することとされている。 以下の評価の視点ごとの自己評価で示すとおり、業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ることとされているのに対し、平成28年度は業務フロー図等を整備するなど業務方法書に定めた事項の運用を実施するとともに、内部統制等の体制の一層の強化を図ることとされているのに対しては、コンプライアンスに関するeラーニング及び各部室ごとにコンプライアンスに関するグループワークを実施するなど役職員の意識向上を図るとともに、運用委

	て」に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図ること。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成２６年１月２８日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図ること。 年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、年金積立金の運用に関わるすべての者について、法令遵守並びに慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底すること。 また、運用リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、所要の体制整備等を図ること。 さらに、法人の業務が運用受託機関等との不適切な関係を疑	用委員会が策定する「行動規範」等に基づき、内部統制等の体制の一層の強化を図る。また、「「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」（平成２６年１１月２８日総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施する。 年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第１の１に定める年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針等の周知及び遵守の徹底を図る。また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。 なお、リスク	ンスの徹底を図る。 （２）年金積立金の管理及び運用に当たっては、専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、受託者責任（慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守）を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び第１の１に定める年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針等の周知及び遵守の徹底、役職員への研修の実施等を行う。 また、運用受託機関等に対して、関係法令等の遵守を徹底するよう求める。	（２）「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に実施したか。 （３）専門性の向上を図るとともに、責任体制の明確化を図り、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務を踏まえ、関係法令、中期目標、中期計画及び年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針の遵守の徹底並びに役職員への研修の実施等を行ったか。	成２６年１０月３１日に運用委員会が建議した「基本ポートフォリオ見直し後のガバナンス体制の強化について」を踏まえ、以下の取組みを実施。 ① 運用委員は運用受託機関及び資産管理機関の選定過程や管理運用委託手数料の水準に関与する立場にあるため、国民の疑念や不信を招くことがないよう管理運用法人と契約している又は契約の申込みをしようとしている事業者の顧問又は評議員への就任を禁止するとともに、金融事業者の役員、顧問又は評議員に就こうとする場合は運用委員会委員長に届け出ることとした。 ② 運用委員が金融事業者から研究助成や寄付を受けた場合は運用委員会に報告することとし、当該金融事業者の選定に関する審議など審議の中立性・公平性に疑念を生じさせるおそれのある場合は、運用委員会として必要な措置を講じることとした。 （３） 内部統制については、内部統制の基本方針等に基づき、以下のとおり適切に行った。 ① 業務の有効性及び効率性を確保するための体制の整備 役員及び幹部職員が出席する投資委員会及び経営企画会議により、重要事項に関する討議、情報の共有を図るなど、理事長のリーダーシップの下、法人の業務の有効性、効率性の確保に努めた。 また、中期計画等を達成するため、あらかじめ年度計画の進捗状況について月次で把握・評価することにより、問題点や課題を抽出し、事業運営の改善を図った。 ② 法令等の遵守体制の整備 法令等の遵守について、行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらをネットワークシステムに掲載し、内部規程等の改正の都度、メールにより役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの行動規範を携行している。 また、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、役職員の行動規範の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行うとともに、被保険者の利益を最優先すること（受託者責任）について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂（平成２８年１１月）を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。加えて、運用委員会の下に設置されたガバナンス会議において、運用委員及び役職員の行動規範の遵守状況について報告した。 さらに、毎年３月をコンプライアンス強化月間とし、理事長	員会の下に設置されたガバナンス会議（５回開催）において、運用委員及び役職員の行動規範の遵守状況について報告するなど内部統制の一層の強化に向けた体制整備に適切に取り組んだ。 さらに、金融事業者との利益相反を防ぐため、運用委員が顧問等に就任することについて制限を設けるとともに、研究助成や寄付を受けた場合は運用委員会に報告し、適切な対応をとることとした。 情報セキュリティ対策については、有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認することされているのに対し、新たにeラーニング（２回）を実施したほか、標的型メール訓練の訓練頻度の引き上げ（５回（２７年度２回））やフリーメールやアドレス偽装をしたメールを役職員が受信する前に随時点検する運用を新たに開始した。また、運用受託機関等における情報管理体制の有効性を評価する仕組みの本格運用に当たり、新たに運用受託機関等のセキュリティ評価に関する手順書を制定し、これらの規定に基づき各担当部門は委託業者における対策の履行状況を確認しており、所期の目標を達成したと考えられることから、Ｂ評価とする。 （１） 金融事業者との利益相反を防ぐため、運用委員が顧問等に就任することについて制限を設けるとともに、研究助成や寄付を受けた場合は運用委員会に報告し、適切な対応をとることとしており、所期の目標を達成していると考ええる。 （２） 業務方法書に定めた事項の運用を実施し、平成２８年度は業務フロー図等を整備しており、所期の目標を達成していると考ええる。 （３） 責任体制については、内部統制の基本方針及び内部規程において明確にされており、また、役職員の服務規律等の概要をまとめたコンプライアンスハンドブックを作成し、周知を図っており、所期の目標を達成していると考ええる。
--	--	--	---	--	--	---

	われることがないよう、役員の再就職に関し適切な措置を講ずること。	の管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、法務機能の拡充を含む所要の体制整備等を図る。 さらに、運用受託機関等との不適切な関係を疑われることがないよう、役員の再就職に関し一定の制約を設ける。			によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、コンプライアンスに関するeラーニング及び各部室ごとにコンプライアンスに関するグループワークを実施するなど役職員の意識の向上を図った。 ③ 損失危機管理の体制の整備 理事長を委員長とする運用リスク管理委員会（毎月1回）により、運用リスク（年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理）の適切な管理を行った。 また、法人運営におけるリスクの洗い出しを行い、リスクの強度、頻度、影響度及びその対応状況等を体系づけた「業務リスク管理表」について、自己評価（セルフアセスメント）し、理事長を委員長とする内部統制委員会（平成28年5月・11月）に報告するとともに、今年度中に整備することとしていた業務フロー図、業務フローごとに内在するリスク因子の把握・分析及びリスク顕在時における対応方針については、平成29年3月の内部統制委員会において策定した。 ④ 情報保存管理の体制の整備 情報セキュリティに対する更なる意識向上を目的として、法人の情報資産に対する脅威について理解し、脅威から情報資産を守るためのルールや対策等について研修を実施した。また、標的型攻撃メールを受信した場合に備え、模擬標的型攻撃メールを用いた対策訓練を実施した。 ⑤ 財務報告等信頼性確保の体制の整備 財務報告等の信頼性を確保するため、経営企画会議及び三様監査会議（監事、会計監査人及び監査室で組織）で審議を実施した。	
			（4）運用受託機関等に対し、契約等において、慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を踏まえ、関係法令等の遵守を徹底するよう求めたか。	（4）運用受託機関及び資産管理機関における関係法令等の遵守の徹底を図るため、定期ミーティング時及びリスク・資産管理の状況に係る報告を求める際、次の措置を行った。 ① 契約及びガイドラインに定めた次の事項について、遵守の徹底を求めた。 ア 運用手法、運用体制等 イ 資産管理の方法 ウ 資産管理体制の変更についての事前連絡 エ 重大な変更についての事前協議 オ 法令遵守体制の確立 カ 外部監査の導入等のコンプライアンスの徹底 キ リスク管理指標の管理目標値に沿った運用 ク 売買執行等の事務処理におけるオペレーショナル・リスクへの配慮等のリスク管理 ケ 株主利益の最大化を図るためのスチュワードシップ責任・株主議決権行使への取組	（4）定期ミーティング、運用及びリスク管理の状況の報告書提出時等、運用受託機関等と会する各般の機会を捉えて、関係法令等の遵守の徹底と確認を行っており、所期の目標を達成していると考える。	

					コ 資産管理上の留意点 ② コンプライアンスの遵守状況の確認として、次の事項について、関係法令等の遵守が適切になされているかを確認した。 <運用受託機関> ア 投資対象 イ 投資対象国 ウ 銘柄格付 エ 禁止取引 オ 利益相反行為の回避 カ 自社又は関連会社の有価証券への投資 キ 政策投資 ク クロス取引 ケ 最良執行に関する事項 コ 外部監査状況 サ 問題発生時の対応 シ 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第 86号（86号報告書）等内部統制監査の項目等 なお、86号報告書等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。 <資産管理機関> ア 実績・遵守状況・担当部署 イ 利益相反行為の回避 ウ 外部クロス取引 エ 内部監査状況 オ 外部監査状況 カ 問題発生時の対応 キ 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第 86号（86号報告書）等内部統制監査の項目等 なお、86号報告書等内部統制監査の結果について、提出を求め、その監査内容を確認した。 （5）内部監査 内部統制の一層の充実強化を図る観点から、内部統制のPDCAサイクルにおける独立したモニタリング機能を果たすため、諸規程等に準拠した事務処理状況等、契約及び収入・支出に関する事務処理状況及び法令等に基づく公表状況等について監査を実施した。 ① 平成28年度の内部監査は、年度監査実施計画を策定し、定期監査を2回、情報セキュリティ監査を2回下表のとおり実施した。 ② 監査結果については、理事長等へ報告を行い、報告後速やかに、法人の適正な事務処理の実施に資するため全部室に対して	
--	--	--	--	--	--	--

				監査結果を通知し、指導等事項のあった当該部署に迅速な改善措置を促した。また、経営企画会議において法人全体への監査結果報告を行った。 <table><tr><th>監査実施 期 間</th><th>対象者及び部室</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="10">28. 5 ～ 28. 9</td><td>総務部</td><td>・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査</td></tr><tr><td>企画部</td><td>・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>運用リスク管理室</td><td>・【第 1 回】定期監査 ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>情報システム部</td><td>・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>投資戦略部</td><td>・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>運用管理室</td><td>・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査</td></tr><tr><td>市場運用部</td><td>・【第 1 回】定期監査 ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>オルタナティブ投資 室</td><td>・【第 1 回】定期監査 ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>インハウス運用室</td><td>・【第 1 回】定期監査 ・【第 1 回】情報セキュリティ監査</td></tr><tr><td>監事付</td><td>・【第 1 回】定期監査</td></tr><tr><td rowspan="2">28. 9</td><td>監査室</td><td>・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>28. 10</td><td>理事長</td><td>・【第 2 回】情報セキュリティ監査</td></tr></table>	監査実施 期 間	対象者及び部室	備 考	28. 5 ～ 28. 9	総務部	・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査	企画部	・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)	運用リスク管理室	・【第 1 回】定期監査 ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)	情報システム部	・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)	投資戦略部	・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)	運用管理室	・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査	市場運用部	・【第 1 回】定期監査 ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)	オルタナティブ投資 室	・【第 1 回】定期監査 ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)	インハウス運用室	・【第 1 回】定期監査 ・【第 1 回】情報セキュリティ監査	監事付	・【第 1 回】定期監査	28. 9	監査室	・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)	28. 10	理事長	・【第 2 回】情報セキュリティ監査	
監査実施 期 間	対象者及び部室	備 考																																	
28. 5 ～ 28. 9	総務部	・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査																																	
	企画部	・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)																																	
	運用リスク管理室	・【第 1 回】定期監査 ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)																																	
	情報システム部	・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)																																	
	投資戦略部	・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)																																	
	運用管理室	・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査																																	
	市場運用部	・【第 1 回】定期監査 ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)																																	
	オルタナティブ投資 室	・【第 1 回】定期監査 ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)																																	
	インハウス運用室	・【第 1 回】定期監査 ・【第 1 回】情報セキュリティ監査																																	
	監事付	・【第 1 回】定期監査																																	
28. 9	監査室	・【第 1 回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第 1 回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)																																	
	28. 10	理事長	・【第 2 回】情報セキュリティ監査																																

					<table><tr><td rowspan="12">～ 29.3</td><td>理事(1名)</td><td>・【第2回】情報セキュリティ監査</td></tr><tr><td>総務部</td><td>・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>企画部</td><td>・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>運用リスク管理室</td><td>・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査</td></tr><tr><td>情報システム部</td><td>・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査</td></tr><tr><td>投資戦略部</td><td>【第2回】定期監査 ・【第2回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>運用管理室</td><td>・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査</td></tr><tr><td>市場運用部</td><td>・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>オルタナティブ投資室</td><td>・【第2回】定期監査 ・【第2回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)</td></tr><tr><td>インハウス運用室</td><td>・【第2回】定期監査 ・【第2回】情報セキュリティ監査</td></tr><tr><td>監事付</td><td>・【第2回】定期監査 ・【第2回】情報セキュリティ監査</td></tr><tr><td>監査室</td><td>・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)</td></tr></table>	～ 29.3	理事(1名)	・【第2回】情報セキュリティ監査	総務部	・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)	企画部	・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)	運用リスク管理室	・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査	情報システム部	・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査	投資戦略部	【第2回】定期監査 ・【第2回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)	運用管理室	・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査	市場運用部	・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)	オルタナティブ投資室	・【第2回】定期監査 ・【第2回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)	インハウス運用室	・【第2回】定期監査 ・【第2回】情報セキュリティ監査	監事付	・【第2回】定期監査 ・【第2回】情報セキュリティ監査	監査室	・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)	
～ 29.3	理事(1名)	・【第2回】情報セキュリティ監査																													
	総務部	・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)																													
	企画部	・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)																													
	運用リスク管理室	・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査																													
	情報システム部	・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査																													
	投資戦略部	【第2回】定期監査 ・【第2回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)																													
	運用管理室	・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査																													
	市場運用部	・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)																													
	オルタナティブ投資室	・【第2回】定期監査 ・【第2回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)																													
	インハウス運用室	・【第2回】定期監査 ・【第2回】情報セキュリティ監査																													
	監事付	・【第2回】定期監査 ・【第2回】情報セキュリティ監査																													
	監査室	・【第2回】定期監査 (フォロー監査を含む) ・【第2回】情報セキュリティ監査 (フォロー監査を含む)																													
③ 監事監査との連携については、年度監査実施計画の説明、監査項目等の説明及び監査結果報告等を内部監査実施の各段階において行い、緊密な連携を図った。																															

				(6) 監事監査 ① 監事による監査については、平成28年度監事監査計画（平成28年4月21日通知）に基づき、下表のとおり実施された。 <table><tr><th>年 月</th><th>対象部室等</th><th>実施内容等</th></tr><tr><td>28.4～6</td><td>総務部 企画部</td><td>重点事項監査</td></tr><tr><td>28.6</td><td>総務部</td><td>平成27年度決算(会計)監査</td></tr><tr><td>28.6</td><td>理事長</td><td>平成27年度監査報告(内部統制を含む。)</td></tr><tr><td>28.11～ 29.2</td><td>全部室</td><td>業務監査(各部室長へのヒアリング等)</td></tr><tr><td>通年</td><td>全部室</td><td>経常監査(理事長・理事との面談、経営企画会議その他全ての重要会議への出席、運用委員会等の傍聴、各種会議資料・決裁文書等監事回付資料等の閲覧及び説明聴取等)</td></tr></table>	年 月	対象部室等	実施内容等	28.4～6	総務部 企画部	重点事項監査	28.6	総務部	平成27年度決算(会計)監査	28.6	理事長	平成27年度監査報告(内部統制を含む。)	28.11～ 29.2	全部室	業務監査(各部室長へのヒアリング等)	通年	全部室	経常監査(理事長・理事との面談、経営企画会議その他全ての重要会議への出席、運用委員会等の傍聴、各種会議資料・決裁文書等監事回付資料等の閲覧及び説明聴取等)	
年 月	対象部室等	実施内容等																					
28.4～6	総務部 企画部	重点事項監査																					
28.6	総務部	平成27年度決算(会計)監査																					
28.6	理事長	平成27年度監査報告(内部統制を含む。)																					
28.11～ 29.2	全部室	業務監査(各部室長へのヒアリング等)																					
通年	全部室	経常監査(理事長・理事との面談、経営企画会議その他全ての重要会議への出席、運用委員会等の傍聴、各種会議資料・決裁文書等監事回付資料等の閲覧及び説明聴取等)																					
			② 平成28年監事監査の充実・強化の取組実績 ア 「平成28年度監事監査計画」を作成し監事監査の狙い・使命、監事の実在意義・責務を役職員に周知 イ 監事監査の「見える化」を図り、監事監査年間・月次計画表、同実績表を作成し、実績の進捗管理を実施 ウ 「内部統制に関する監事監査実施基準」に基づき、「内部統制に関する監事監査チェックリスト・評価表」、「法人の長のマネジメントに関する監事監査チェックリスト・評価表」及び「監事監査ITガバナンスチェックリスト」を活用し、内部統制監査の効率化を推進 エ 会計監査人（年6回の連絡会議開催）及び監査室（随時の連絡会）との緊密な連携を保ちつつ、財務及び非財務情報に係る信頼性の確保のため、監事、会計監査人及び監査室で組織する「三様監査会議」における審議を実施 オ 投資委員会・契約審査会等全ての重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて監事として意見表明し、事後検証のみならず、予防的観点に立った経常監査を実施 カ 監事監査を（a）業務運営の適正性・効率性、内部統制状況を確認・検証する「業務監査」、（b）財務報告の信頼性を確保する「会計監査」、（c）監事による監査が定められた事項や法人の講ずべき措置の実施状況を検証する「重点事項監査」、（d）不正・不祥事の未然防止、意思決定の合理性・透明性の確保、業務運営の改善といった予防的観点から日常業務を監査する「経常監査」に体系化し、それぞれの監査の視点で監事意見を形成し、役員・管理職に周知徹底し、「経営																				

				改革に貢献する」かつ「管理運用法人内のガバナンス体制の確立に寄与する」ことを念頭においた監事活動を実施 (7) 会計監査人の監査 会計監査人による監査については、平成27年度決算に係る会計監査及び平成28年度の会計監査(期中監査)が、下表のとおり実施された。 また、平成27年度決算に係る監査報告書については、運用委員会に報告した。 <table><tr><th>年 月</th><th>実施内容等</th></tr><tr><td>28.4～5</td><td>平成27年度の会計監査（期中監査）</td></tr><tr><td>28.5～6</td><td>平成27年度の会計監査（期末監査）</td></tr><tr><td>28.6</td><td>平成27年度の「独立監査人の監査報告書」受領</td></tr><tr><td>28.11 ～ 29.3</td><td>平成28年度の会計監査（期中監査）</td></tr></table> (8) 情報セキュリティ対策にかかる第三者によるマネジメント監査 情報セキュリティ対策にかかる第三者によるマネジメント監査については、ヒアリング及び情報セキュリティ監査が、下表のとおり実施された。 また、マネジメント監査結果については、情報セキュリティ委員会に報告した。 <table><tr><th>年 月</th><th>実施内容等</th></tr><tr><td>28.10 ～ 12</td><td>ヒアリング（理事長・最高情報セキュリティ責任者）、情報システム部</td></tr><tr><td>28.11 ～ 12</td><td>情報セキュリティ監査（企画課・情報システム部 運用管理室・市場運用部）</td></tr></table> (9) 日米の弁護士資格を保有するリーガル・オフィサーが、契約締結等に関する事項の審査を行い、コンプライアンス・オフィサーが運用受託機関等に対するガイドライン等の審査を行う体制を整備し、的確に実施している。	年 月	実施内容等	28.4～5	平成27年度の会計監査（期中監査）	28.5～6	平成27年度の会計監査（期末監査）	28.6	平成27年度の「独立監査人の監査報告書」受領	28.11 ～ 29.3	平成28年度の会計監査（期中監査）	年 月	実施内容等	28.10 ～ 12	ヒアリング（理事長・最高情報セキュリティ責任者）、情報システム部	28.11 ～ 12	情報セキュリティ監査（企画課・情報システム部 運用管理室・市場運用部）	
年 月	実施内容等																				
28.4～5	平成27年度の会計監査（期中監査）																				
28.5～6	平成27年度の会計監査（期末監査）																				
28.6	平成27年度の「独立監査人の監査報告書」受領																				
28.11 ～ 29.3	平成28年度の会計監査（期中監査）																				
年 月	実施内容等																				
28.10 ～ 12	ヒアリング（理事長・最高情報セキュリティ責任者）、情報システム部																				
28.11 ～ 12	情報セキュリティ監査（企画課・情報システム部 運用管理室・市場運用部）																				
		(3) コンプライアンス・オフィサーやリーガル・オフィサー等を活用し、リスクの管理や法令遵守の確保等を的確に実施する。	(5) リスクの管理や法令遵守の確保等を一層的確に実施できるよう、法務機能の拡充を含む所要の体制整備等を行ったか。	(9) 日米の弁護士資格を保有するリーガル・オフィサーが、契約締結等に関する事項の審査を行い、コンプライアンス・オフィサーが運用受託機関等に対するガイドライン等の審査を行う体制を整備し、的確に実施している。	(5) 日米の弁護士資格を保有するリーガル・オフィサーが、契約締結その他法務に関する事項の審査を行い、コンプライアンス・オフィサーが運用受託機関等に対するガイドライン等の審査を行う体制を整備しており、所期の目標を達成していると考える。																

			(４) 運用受託機関等との不適切な関係を疑われないよう、役員の再就職に関する制約に係る規程の適切な運用を行う。		(１０) 運用受託機関等との不適切な関係を疑われないよう、「役員の再就職の制限に関する規程」により、役員の再就職に関し一定の制約を設けていることを役員交代時に説明し、所要の手続きを行う等、適切な運用を行った。	
	２．監事の機能強化等によるガバナンス強化 基本的方針に基づき、監事の機能強化等を行うための体制を整備し、監事の機能の実効性を向上させること。	２．監事の機能強化等によるガバナンス強化 基本的方針に基づき、監事の機能強化等を行うための体制を整備し、監事の実効性を向上させる。	２．監事の機能強化等によるガバナンス強化 基本的方針に基づき整備した監事の機能強化等を行うための体制をさらに活用し、監事の実効性を向上させる。	(６) 監事の機能強化等を行うための体制を整備し、監事の実効性を向上させたか。	２．監事の機能強化等によるガバナンス強化 監事の機能強化については、既に実施していた監事付の設置、監事監査規程の全面的見直し、理事長との定期的会合等の体制整備に加え、業務監査に係る質問票を整理するなど監査手法を見直し監査の効率化を図るとともに、監査結果を組織にフィードバックするための部室長との会合を設けるなどの体制を整備した。また、運用の多様化に対応する組織の変更に適宜対応し、専門人材との面談も実施した。これらを通じ、監事機能の実効性のさらなる向上に取り組んだ。	(６) 監事の機能強化等を行うための体制を整備するとともに、さらに、監査手法の見直し、監査結果のフィードバック体制の整備、専門人材との面談をするなど監事の実効性を向上させており、所期の目標を達成していると考える。
	３．情報セキュリティ対策 情報セキュリティポリシー（基本方針）に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること。 また、法人の役職員のみならず法人の外部の運用受託機関等	３．情報セキュリティ対策 情報セキュリティポリシー（基本方針）に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認を行う。 また、法人の役職員のみならず法人の外部の運用受託機関等	３．情報セキュリティ対策 情報セキュリティポリシー（基本方針）に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認を行う。 運用受託機関等	(７) 情報セキュリティポリシー（基本方針）に基づく情報セキュリティマネジメントを厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認したか。	３．情報セキュリティ対策 ① 情報セキュリティ対策の実効性を高めるための方策の検討及び対応 ・ネットワークシステム上のダウンロードフォルダやゴミ箱等に残っているファイルをシステム的に自動削除する運用を開始した。この結果、役職員が意図せずフォルダに残した機密ファイル等の情報漏洩リスクを減少させることができた。 ・gmail 等フリーメールアドレスを利用したメールの送受信やなりすましメールについてシステム的に隔離する運用を開始した。標的型メール攻撃に利用され易いフリーメールやアドレスを偽装したメールを役職員が受信する前に点検するプロセスを導入したことにより、外部からの攻撃リスクを低減させることができた。 ・法人ネットワークシステムにおける情報セキュリティ対策の有効性を評価するため、第三者によるセキュリティ診断（ペネトレーションテストを含む。）を平成２９年２月に実施した。この結果、インターネット（外部）から直接攻撃を受け即座に不正侵入や情報漏えい等のセキュリティ侵害が発生する可能性は低いとの診断業者の見解が得られた。また、診断により検出された脆弱性については、優先度の高いものから速やかに対策を実施している。	(７) 情報セキュリティ対策の実効性を高めるため、人的対策として新たにeラーニング（２回）を実施したほか、多様化、巧妙化する標的型メール攻撃対策として、標的型メール訓練の訓練頻度の引き上げ（５回（２７年度２回））や実施内容・方法等の高度化を図った。一方、技術的対策として標的型攻撃に利用されやすいフリーメールやアドレス偽装をしたメールを役職員が受信する前に随時点検する運用を新たに開始し、外部からの攻撃リスク低減を図った。さらに、法人ネットワークにおけるセキュリティ診断（ペネトレーションテストを含む。）を実施した結果、多層防御のセキュリティ対策が有効に機能していることを確認しており、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。

	の関係機関における情報管理体制の有効性を法人が自ら評価する仕組みを構築すること。	の関係機関における情報管理体制の有効性を法人が自ら評価する仕組みを構築する。	による自己診断等について、その結果を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告する。 また、運用受託機関等の候補者に対しても、情報セキュリティベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定における評価の要素とする。	(8) 法人の外部の運用受託機関等の関係機関における情報管理体制の有効性を法人が自ら評価する仕組みを構築したか。	② 情報セキュリティを含む情報リテラシー確保のための役職員への教育・訓練及び自己点検 ・基礎編及び最新脅威編をテーマに2回のeラーニングを実施した。 ・2月に全役職員を対象に標的型メール攻撃や外部委託業務、情報取扱い等のルール徹底を目的とした集合研修を実施し全役職員が受講した。 ・期中に入社した職員に対しては、研修の録画ビデオ視聴やeラーニングを着任後速やかに実施、理解させることにより職員全体のセキュリティ意識の維持を効果的に行うことができた。 ・年度自己点検実施計画に基づき、全ての役職員を対象とした自己点検を2回実施し、発見された課題については研修や注意喚起等により周知した。 ・多様化、巧妙化する標的型メール攻撃対策として、運用受託者との契約内容を見直し、訓練の分散実施に加えて、添付ファイル等開封者に対する再訓練を実施する等、訓練内容・訓練方法のレベルアップを行った。 ③ 運用受託機関等における情報管理体制の有効性について法人が自ら評価する仕組みの構築 ・運用受託機関等を管理する担当部門が、管理・評価する際の手順を明確にするため「運用受託機関等のセキュリティ評価等に関する手順書」を新たに制定した。 ・各担当部門においては、「運用受託機関等における情報セキュリティ対策実施規程」等に沿って運用受託機関等より入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断結果やヒアリング等に基づき運用受託機関（延べ169社）に対するセキュリティ管理体制等の年度の評価作業を行った。 ・その結果、契約を継続するに際してセキュリティ管理体制上問題のある運用受託機関は一社もなかった。（4/27のセキュリティ委員会及び5/25の内部統制委員会に報告予定。） ・一方、新たな候補者を選定する際には、規程等に従い情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等を求め、その結果を選定時の評価の要素とした。	(8) 昨年度構築した「運用受託機関等の情報管理体制の有効性を法人が自ら評価する仕組み」の本格運用に当たり、新たに運用受託機関等のセキュリティ評価に関する手順書を制定し、これらの規定に基づき各担当部門は委託業者における対策の履行状況を確認した。年度末にむけては、運用受託機関等から入手した情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己評価結果等に基づき年度の評価作業を行ったほか、前年度に認識された課題のフォローアップを行い運用受託機関等における対策の改善状況を確認した。有効性の評価開始後2年目にあって、PDCAの改善プロセスは確立しており、所期の目標を上回る成果が得られていると考える。
	4. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の移転により業務の円滑かつ効	4. 主たる事務所の移転に伴う関係機関との連携確保 主たる事務所の移転に当たっては、関係行政				

	率的な実施に支障が生じることがないよう、関係行政機関及び関係金融機関等との緊密な連携の確保に努めること。	機関及び運用受託機関等との連携を十分に図るための体制を整備し、業務に支障が生じないような措置を講じる。				
		5. 施設及び設備に関する計画 なし	4. 施設及び設備に関する計画 なし		4. 施設及び設備に関する計画 なし	
	6. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、管理及び運用業務を効率的に実施するために、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。	5. 中期目標期間を超える債務負担 中期目標期間を超える債務負担については、年金積立金の管理及び運用業務に附随する業務が中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。			5. 中期目標期間を超える債務負担 調達する業務の特性を踏まえ、中期目標期間を超える債務負担行為を行うことの必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断される調達について、契約審査会及び契約監視委員会の審議を経て、中期目標期間を超える債務負担を実施したところである	
	7. 職員の人事に関する計画	6. 職員の人事に関する計画			6. 職員の人事に関する計画	
	(1) 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び各部門の人員配置を実情に即して見直す。	(1) 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び各部門の人員配置を実情に即して見直す。	(9) 業務運営を効率的かつ効果的に実施するため、組織編成及び各部門の人員配置を実情に即して見直したか。		(1) 第2の1の(1)に記載のとおり (P. 52 参照)。	(9) 平成28年10月にスチュワードシップ推進課を新設するなど組織編成を継続的に見直しており、所期の目標を達成していると考える。
	(2) 職員の努	(2) 職員の努	(10) 職員の努力		(2) 第2の1の(2)に記載のとおり (P. 52 参照)	(10) 能力及び実績の評価結果は、昇給等に反映される人事評価制度の実

	力及びその成果を適正に評価する人事評価を実施する。	力及びその成果を適正に評価する人事評価を実施する。	及びその成果を適性に評価する人事評価を実施したか。		施をしたことから、所期の目標を達成していると考える。																		
	（３）職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。	（３）職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。	（11）職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求めたか。	（３）職員の採用に当たっては、民間での資金の管理及び運用に係る経験や専門的知識を有する等の資質の高い優秀な人材をより広く求めるため、ホームページによる募集に加え、転職サイトへの掲載、人材紹介会社の活用等を通じて募集を実施した。	（11） 職員の採用に当たっては、資質の高い優秀な人材をより広く求めるため、ホームページによる募集に加え、転職サイトへの掲載、人材紹介会社の活用等を通じて募集を実施しており、所期の目標を達成していると考える。																		
	（４）職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。	（４）職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援する。	（12）職員の資質の向上を図る観点から、資産運用等の分野に係る専門的、実務的な研修を実施するほか、当該分野等の資格取得を積極的に支援したか。	（４）職員の資質向上のために資産運用等の分野の専門的及び実務的な研修を実施した。また、職員の資格取得等においても積極的な支援を行った。 ①専門実務研修 ア 運用専門職員による研修 職員の業務遂行能力の向上を目的とした運用専門職員による研修を実施した。 <table><tr><td>研修回数</td><td>3回</td></tr><tr><td>参加延べ人数</td><td>143人</td></tr></table> イ 外部有識者研修 外部有識者を講師として招き、研修を実施した。平成28年度は、国際金融情勢やマクロ経済・通貨見通しなど時宜にかなった話題を取り上げた。 <table><tr><td></td><td>28年度</td></tr><tr><td>研修回数</td><td>5回（4～3月）</td></tr><tr><td>参加延べ人数</td><td>268名</td></tr></table> ウ 外部セミナー等への参加 第1の7の（1）の④に記載のとおり（P.50参照） エ 海外研修等への派遣 国際機関主催の会議に講演者やパネラーとして参加することにより、積極的に情報収集及び意見交換を行った。また、海外年金調査等を通じて海外年金基金等との関係強化を図った。 <table><tr><td>出張月</td><td>場所</td></tr><tr><td>4月</td><td>ソウル</td></tr><tr><td>4月</td><td>サンフランシスコ・ロサンジェルス</td></tr><tr><td>6月</td><td>ロンドン・ストックホルム</td></tr></table>	研修回数	3回	参加延べ人数	143人		28年度	研修回数	5回（4～3月）	参加延べ人数	268名	出張月	場所	4月	ソウル	4月	サンフランシスコ・ロサンジェルス	6月	ロンドン・ストックホルム	（12） 職員の資質向上を目的とした資産運用等の専門的で実務的な研修及び業務に関連する資格取得の推進に努めており、所期の目標を達成していると考える。
研修回数	3回																						
参加延べ人数	143人																						
	28年度																						
研修回数	5回（4～3月）																						
参加延べ人数	268名																						
出張月	場所																						
4月	ソウル																						
4月	サンフランシスコ・ロサンジェルス																						
6月	ロンドン・ストックホルム																						
					〈課題と対応〉 特になし																		

					<table><tr><td>6 月</td><td>サンフランシスコ</td></tr><tr><td>7 月</td><td>ニューヨーク</td></tr><tr><td>9 月</td><td>シンガポール</td></tr><tr><td>9 月</td><td>ロンドン・シンガポール</td></tr><tr><td>10 月</td><td>ニューヨーク・ボストン</td></tr><tr><td>10 月</td><td>シンガポール</td></tr><tr><td>10 月</td><td>ロンドン・トロント・ サンフランシスコ</td></tr><tr><td>10 月</td><td>香港</td></tr><tr><td>11 月</td><td>サンフランシスコ</td></tr><tr><td>11 月</td><td>シンガポール</td></tr><tr><td>11 月</td><td>ソウル</td></tr><tr><td>11 月</td><td>シンガポール</td></tr><tr><td>1 月</td><td>ロンドン・シアトル・ サンフランシスコ</td></tr><tr><td>1 月</td><td>香港</td></tr><tr><td>2 月</td><td>ロンドン・ニューヨーク</td></tr><tr><td>2 月</td><td>オークランド・メルボルン・ ブリスベン・シドニー</td></tr><tr><td>2 月</td><td>ロサンジェルス・ワシントン・ ロンドン</td></tr><tr><td>3 月</td><td>ベルリン</td></tr></table>	6 月	サンフランシスコ	7 月	ニューヨーク	9 月	シンガポール	9 月	ロンドン・シンガポール	10 月	ニューヨーク・ボストン	10 月	シンガポール	10 月	ロンドン・トロント・ サンフランシスコ	10 月	香港	11 月	サンフランシスコ	11 月	シンガポール	11 月	ソウル	11 月	シンガポール	1 月	ロンドン・シアトル・ サンフランシスコ	1 月	香港	2 月	ロンドン・ニューヨーク	2 月	オークランド・メルボルン・ ブリスベン・シドニー	2 月	ロサンジェルス・ワシントン・ ロンドン	3 月	ベルリン	
6 月	サンフランシスコ																																									
7 月	ニューヨーク																																									
9 月	シンガポール																																									
9 月	ロンドン・シンガポール																																									
10 月	ニューヨーク・ボストン																																									
10 月	シンガポール																																									
10 月	ロンドン・トロント・ サンフランシスコ																																									
10 月	香港																																									
11 月	サンフランシスコ																																									
11 月	シンガポール																																									
11 月	ソウル																																									
11 月	シンガポール																																									
1 月	ロンドン・シアトル・ サンフランシスコ																																									
1 月	香港																																									
2 月	ロンドン・ニューヨーク																																									
2 月	オークランド・メルボルン・ ブリスベン・シドニー																																									
2 月	ロサンジェルス・ワシントン・ ロンドン																																									
3 月	ベルリン																																									
				②内部統制等研修 ア 情報セキュリティ研修 情報セキュリティに対する更なる意識向上を目的として、法人の情報資産に対する脅威について理解し、脅威から情報資産を守るためのルールや対策等について研修を実施した。 <table><tr><td>研修回数</td><td>4 回 (集合研修 2 回、e ラーニング 2 回)</td></tr><tr><td>参加延べ数</td><td>3 3 8 名</td></tr></table> イ 新人研修 平成 2 8 年度に採用等した職員の基礎知識習得を図る観点から、管理運用法人の組織や遵守事項等について研修を実施した。 <table><tr><td>研修回数</td><td>9 回 (6 月 (2 回)、7 月、8 月、9 月、 10 月、1 月 (2 回)、2 月)</td></tr><tr><td>参加延べ数</td><td>1 4 名</td></tr></table> ウ 英語研修	研修回数	4 回 (集合研修 2 回、e ラーニング 2 回)	参加延べ数	3 3 8 名	研修回数	9 回 (6 月 (2 回)、7 月、8 月、9 月、 10 月、1 月 (2 回)、2 月)	参加延べ数	1 4 名																														
研修回数	4 回 (集合研修 2 回、e ラーニング 2 回)																																									
参加延べ数	3 3 8 名																																									
研修回数	9 回 (6 月 (2 回)、7 月、8 月、9 月、 10 月、1 月 (2 回)、2 月)																																									
参加延べ数	1 4 名																																									

				国際的な運用環境への対応や海外の資産運用に関する情報の取得等が求められることから、業務に必要な英語力の向上を図るための研修を実施した。 <table><tr><td>研修回数</td><td>20回（40レッスン）</td></tr><tr><td>参加人数</td><td>6人</td></tr></table> エ その他（自己啓発研修） 外部有識者を講師として招き、研修を実施した。平成 27年度は、職員の自己啓発を主な目的とした研修を実施した。 <table><tr><td></td><td>平成 28 年度</td></tr><tr><td>研修回数</td><td>4 回</td></tr><tr><td>参加延べ人数</td><td>319名</td></tr></table> オ コンプライアンス研修 職員の服務規律の遵守を目的に、外部講師を招きハラスメント集合研修を、e ラーニングを活用したコンプライアンス研修をそれぞれ実施した。 <table><tr><td>研修回数</td><td>3 回 (集合研修 2 回、e ラーニング 1 回)</td></tr><tr><td>参加延べ数</td><td>201名</td></tr></table> ③専門資格取得等 ア 証券アナリスト資格取得 職員の専門性向上の観点から、資金運用等の分野に関連する資格取得を推進するため、証券アナリスト資格取得通信教育講座受講料等について支援を行った。 その結果、平成 28 年度末までに累計で 40 名となった。 イ IT パスポート資格取得 年金積立金の管理及び運用の基盤となる情報システムの運営に携わる職員における情報技術の基礎知識及び IT リテラシーの向上を目的として、情報処理推進機構（IPA）が実施する国家試験 IT パスポート資格取得に係る受講料について支援を行った。 その結果、平成 28 年度末の合格者数の累計は 16 名となった。	研修回数	20回（40レッスン）	参加人数	6人		平成 28 年度	研修回数	4 回	参加延べ人数	319名	研修回数	3 回 (集合研修 2 回、e ラーニング 1 回)	参加延べ数	201名	
研修回数	20回（40レッスン）																		
参加人数	6人																		
	平成 28 年度																		
研修回数	4 回																		
参加延べ人数	319名																		
研修回数	3 回 (集合研修 2 回、e ラーニング 1 回)																		
参加延べ数	201名																		